

部長会議付議事案書（報告）

（令和7年11月6日）

提案課名 市民相談人権課

報告者名 吉門 佳美

事案名	第5期はだの男女共同参画プラン（案）について		資料 有
提案趣旨	<p>男女共同参画社会の実現に向け、令和3年に策定した「第4期はだの男女共同参画プラン」の計画期間が今年度末で終了します。</p> <p>国の「男女共同参画基本計画」や県の「男女共同参画プラン」の策定、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」、「育児・介護休業法」などの関係法令の制定・改正、近年の大規模災害の頻発に伴う防災・復興分野への男女共同参画への要請の高まりなど、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化に対応するとともに、第4期プランの推進により得られた成果と課題に基づく個別事業等の見直しや新設を行い、男女共同参画社会の実現に向けた取組を着実に推進するため、「第5期はだの男女共同参画プラン（案）」を作成しましたので、報告するものです。</p>		
概要	<p>1 目的</p> <p>本プランは、誰もが個性と能力を發揮して、自分らしい生き方ができる男女共同参画社会の実現を目指すものです。</p> <p>国、県及び本市における現状と課題を踏まえ、基本目標及び基本理念を示し、男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を、全庁的な推進体制のもとで、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。</p> <p>2 計画期間</p> <p>令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間</p> <p>3 計画の構成</p> <p>第1章 プランの策定にあたって（プラン策定の経緯及び背景）</p> <p>第2章 本市の現状と課題（人口推移、男女共同参画をめぐる状況、第4期プランにおける推進状況等の評価・成果、第5期プランへの課題）</p> <p>第3章 プランの基本的な考え方（第5期プランについての詳細）</p> <p>第4章 プランの事業内容</p> <p>第5章 市民及び事業者の役割と行動指針</p>		
経過	<p>1 計画策定に向けた検討組織の設置及び協議</p> <p>令和7年2月～ 秦野市男女共同参画推進会議（庁内） 計3回開催</p> <p>令和6年11月～ 秦野市男女共同参画計画策定委員会（庁外） 計5回開催</p> <p>2 庁内意見照会</p> <p>令和7年7月25日～8月7日 素案について意見照会</p> <p>〃 9月22日～9月30日 素案について意見照会</p>		

今後の進め方	令和7年11月18日	議員連絡会で報告（意見聴取：12月25日まで）
	〃 11月19日	パブリック・コメントの実施（広報はだの11月15日号掲載、意見募集：12月18日まで）
	令和8年1月	秦野市男女共同参画計画策定委員会へ諮問
	〃 2月	秦野市男女共同参画計画策定委員会からの答申
		令和7年度第3回秦野市男女共同参画推進会議での第5期はだの男女共同参画プラン（案）の決定
	〃 3月	第5期はだの男女共同参画プラン策定

第 5 期はだの男女共同参画プラン（案）について

令和 7 年 1 1 月 6 日

くらし安心部市民相談人権課

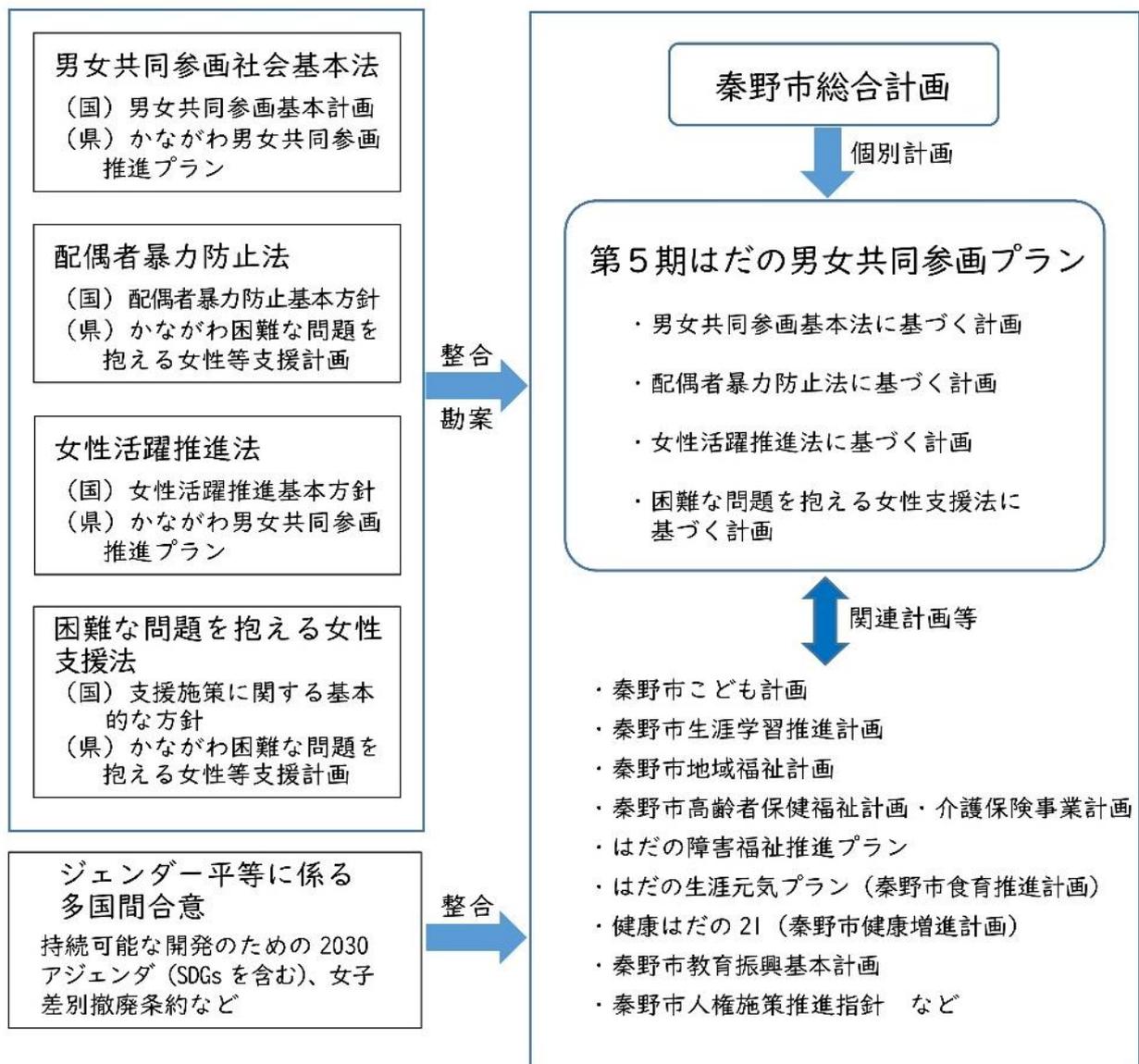
1 目的

国の「男女共同参画基本計画」や県の「かながわ男女共同参画プラン」の策定、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」などの関係法令の制定・改正、近年の大規模災害の頻発に伴う防災・復興分野への男女共同参画の要請の高まりなど、第 4 期プラン策定後の男女共同参画を取り巻く情勢の変化に対応し、本市における新たな施策・取組の開始を反映するとともに、第 4 期プランの推進により得られた成果と課題に基づく個別事業等の見直しや新設を行い、誰もが個性と能力を發揮して、自分らしい生き方ができる男女共同参画社会の実現に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、「第 5 期はだの男女共同参画プラン（案）」を作成したもの。

2 位置付け

本プランは、本市の施策を示す「行政計画」と市民・事業者・行政が一体となって取り組む「社会計画」の二つの性格を持つ。

本プランは、「秦野市総合計画」の個別計画であるとともに、「男女共同参画社会基本法」第 1 4 条に基づく計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく DV 対策基本計画、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」に基づく推進計画、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づく基本計画として位置付ける。



3 計画期間

国の計画及び本市総合計画との整合を図るため、両計画の目標年次と合わせ、次のとおりとする。

令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間

4 改定のポイント

(1) 関係計画等の反映

ア 国の「第5次男女共同参画基本計画」の反映（勘案）

(ア) 第5次男女共同参画基本計画の「目指すべき社会」を反映し、本プラン（案）を、「ジェンダー平等に係る多国間合意の履行に資す

る計画」と位置付けている。

- (イ) 第5次男女共同参画基本計画における認識を反映し、本プラン（案）に基づく男女共同参画社会の実現への取組が、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、年齢、国籍などにとらわれない、多様性を認め合う社会の実現につながるという認識のもとに、この取組を推進することとしている。

イ かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）との整合

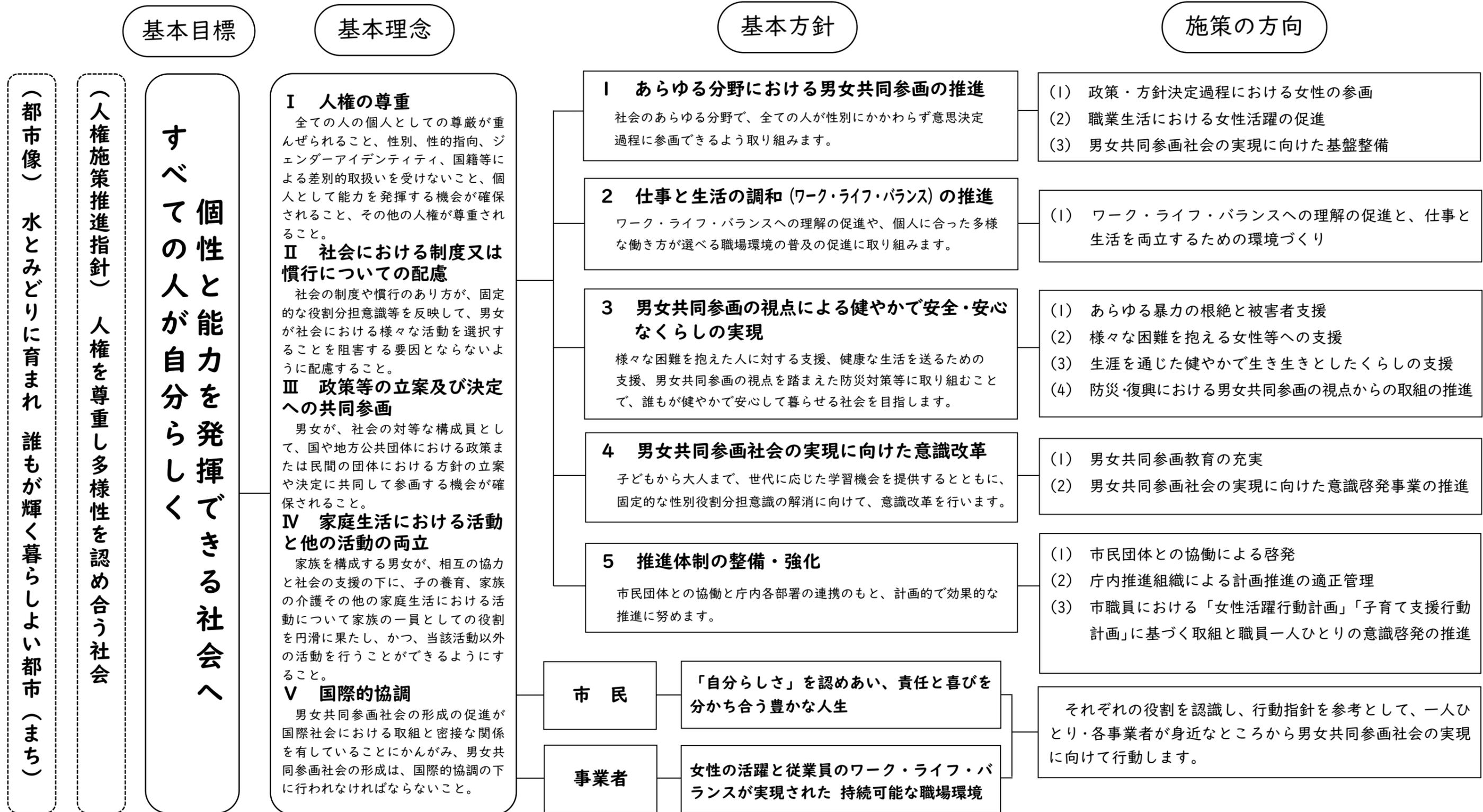
本プラン（案）の基本目標、施策の方向等において、かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の基本目標「すべての人が個性と能力を發揮できるジェンダー平等社会へ」との整合を図っている。

ウ 本市総合計画及び人権施策推進指針との整合

本プラン（案）の基本理念は、本市総合計画の基本施策及び本市人権施策推進指針の基本理念である「人権を尊重し多様性を認め合う社会の実現」と、男女共同参画基本法の基本理念とを融合・統合して定めている。

- (2) 第4期プランの推進により得られた成果や課題について、PDCAサイクルのもと、事業の見直しを行っている。
- (3) 社会情勢の大きな変化を踏まえ、次の取組を本プランに取り入れている。

- | | |
|--------------------------------------|---------|
| ア 産後ケア事業の実施 | ⇒ 基本方針1 |
| イ 犯罪被害者等に対する支援 | ⇒ 基本方針3 |
| ウ 困難を抱える女性等への支援 | ⇒ 基本方針3 |
| エ 「多様な性のあり方」への理解促進 | ⇒ 基本方針3 |
| オ 市職員における「女性活躍行動計画」「子育て支援行動計画」に基づく取組 | ⇒ 基本方針5 |



第5期はだの男女共同参画プラン策定の要旨

(下線は主な改正箇所)

資料3-1

		第4期プラン (令和3～7年度)	第5期プラン (案) (令和8～12年度)	主な改正内容
基本目標		男女が互いを尊重し、協力し、助け合うことができる社会の実現	<u>すべての人が</u> 自分らしく個性と能力を発揮できる社会へ	本市は、総合計画及び人権施策推進指針に基づき「人権を尊重し多様性を認め合う社会」の実現を目指しています。
基本理念		I 人権の尊重 (男女の人権) II 社会における制度又は慣行についての配慮 III 政策等への立案及び決定への共同参画 IV 家庭生活における活動と他の活動の両立 V 国際的協調	I 人権の尊重 (全ての人の人権) II 社会における制度又は慣行についての配慮 III 政策等への立案及び決定への共同参画 IV 家庭生活における活動と他の活動の両立 V 国際的協調	第5期プランに基づく男女共同参画社会の実現への取組が、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、年齢、国籍などにとられない、多様性を認め合う社会の実現につながるという認識のもとに、この取組を推進し、基本目標、基本理念等に反映します。
基本方針	1	(目標1) 自らの意思であらゆる分野の活動に参画できる環境づくり	あらゆる分野における男女共同参画の推進 社会のあらゆる分野で、すべての人が性別等にかかわらず意思決定過程に参画できるよう取り組みます。 【施策の方向】 (1) 政策・方針決定過程における女性の参画 (2) 職業生活における女性活躍の促進 (3) 男女共同参画の実現に向けた基盤整備	本市の女性職員が職業生活において個性と能力を十分に発揮することは、多様な視点の確保による市民ニーズに応じた政策立案や行政サービスの質の向上等のために重要であることから、新たな指標として、「管理職等(課長代理級以上)における女性の割合(目標値は、国との整合を図るため、現時点では未定)」を設けます。
	2	男女がともに個々の能力を発揮して働くことができる環境をつくるために 労働環境に関する法律や制度についての情報提供と就業支援策に取り組みます。 【施策の方向】 (1) 市民・事業者に向けた情報及び学習機会の提供 (2) 就業支援策の充実	仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 個人に合った多様で柔軟な働き方に対応することで、仕事と生活の両立を支える施策を推進します。 【施策の方向】 (1) ワーク・ライフ・バランスへの理解の促進と、仕事と生活を両立するための環境づくり	男性の長時間労働と女性の家事・育児等での無償労働を前提とした働き方・生き方から脱却し、性別にかかわらず誰もがあらゆる分野で活躍し、責任、生きがい、喜びを分かち合えるようにすることは、持続可能で活力ある地域社会の実現につながります。このことから、男女共同参画の市民推進団体「はだの市民が創る男女共同参画推進会議」との協働によるワーク・ライフ・バランス推進の意識啓発を位置付けるとともに、新たな指標として、「ワーク・ライフ・バランスが実現できていると思う市民の割合(令和10・12年度目標値90%)」を設けます。
	3	男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる環境をつくるために 日常に潜む人権侵害問題への理解の促進と被害者支援に取り組みます。 【施策の方向】 (1) 人権侵害問題及びあらゆる人権に配慮した意識づくりの普及・啓発 (2) 被害を受けた人に対する支援体制の充実 (3) 配偶者等からの暴力を受けた人に対する支援の充実 (4) 生涯を通じた健康支援	男女共同参画の視点による 健やかで安全・安心なくらしの実現 様々な困難を抱えた人に対する支援や、健康な生活を送るための支援、男女共同参画の視点を踏まえた防災対策等に取り組むことで、誰もが健やかで安心して暮らせる社会を目指します。 【施策の方向】 (1) あらゆる暴力の根絶 (2) 様々な困難を抱える女性等への支援 (3) 生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援 (4) 防災・復興における男女共同参画の視点からの取組みの推進	女性が抱える困難な課題が性的被害、家庭関係の破綻、生活困窮など多様化するとともに、一人で多くの課題を抱える女性も多い中、このような女性を中心に置いて、その福祉の増進、人権擁護等を図るための支援を早期から切れ目なく提供することを目的として、「困難な課題を抱える女性に対する支援に関する法律」が令和6年4月から施行されました。これを受け、第5期プランに、関係各課が連携をとり相談と支援を提供すること、女性相談等庁内連絡会議を情報共有と連携強化の場として活用すること等を位置付けました。 また、過去の災害の経験から、非常時には、女性の尊厳が脅かされたり、女性に過度の負担が生じたりすることが指摘されています。このため、防災・復興に関する政策・方針に女性の視点を反映する必要から、その決定過程への女性の参画が求められており、国の第5次男女共同参画基本計画では、「都道府県・市町村防災会議における女性委員の割合」を令和7年までに30%にする目標を掲げています。これに対応し、第5期プランでは、新たな指標として、「防災会議の委員に占める女性の割合(令和10・12年度目標値30%)」を設けます。
	4	男女共同参画に対する理解を深めるために 子どもから大人まで、世代に応じた学習機会を提供します。 【施策の方向】 (1) 子どもに対する男女共同参画教育の充実 (2) 生涯学習等の場における意識啓発事業の推進	男女共同参画の実現に向けた意識改革 子どもから大人まで、世代に応じた学習機会を提供するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、意識改革を促進します。 【施策の方向】 (1) 男女共同参画教育の充実 (2) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の推進	「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や「力仕事だから女性には任せられない」といった無意識の思い込み(アンコンジャス・バイアス)の存在が、無意識のうちに性別による差別・区別を生んでおり、このことが男女共同参画社会の実現に向けての阻害要因となっています。このことから、市民団体「はだの市民が創る男女共同参画推進会議」との協働による固定的な性別役割分担意識の解消を含む意識啓発を位置付けます。
	5	男女共同参画社会の実現を着実に進めるために 各部署との連携のもと、計画的で効果的な推進に努めます。 【施策の方向】 (1) 庁内推進組織による計画推進の適正管理 (2) 方針決定過程における女性の登用の促進 (3) 各機関と連携した事業の推進 (4) 市職員における女性活躍「行動計画」に基づく取組みと職員一人ひとりの意識啓発の推進	推進体制の整備・強化 市民団体との協働と庁内各部署との連携のもと、計画的で効果的な推進に努めます。 【施策の方向】 (1) 市民団体との協働による啓発 (2) 庁内推進組織による計画推進の適正管理 (3) 市職員における女性活躍「行動計画」に基づく取組みと職員一人ひとりの意識啓発の推進	社会全体に根強く存在する固定的な性別役割分担意識が、特定の性別に不利に働いており、女性の職業生活における活躍や男性の家事・育児等への参画など、様々な分野における男女共同参画の進展を阻害しています。このような意識等を解消するためには、行政、教育機関、市民、事業者、労働者、地縁団体、ボランティアなど、社会を構成する様々な人々と組織が、この課題を共有しながら連携することで、社会全体の意識改革に取り組むことが重要です。このため、様々な分野から推薦された委員で構成される「はだの市民が創る男女共同参画推進会議」との協働による啓発活動、調査活動を男女共同参画の推進体制に位置付けます。

		第4期プラン（令和3～7年度）	第5期プラン（案）（令和8～12年度）	主な改正内容
市民及び事業者の行動指針	市民	<p>①自分らしさ、自分の気持ちを大切にしましょう。</p> <p>②性別、性的指向、年齢や国籍などに関わらず、それぞれの人の考え方を尊重しましょう。</p> <p>③家族や友人などときちんと話し合いができる関係を築くよう互いに努力しましょう。</p> <p>④サークル活動、ボランティア活動、地域活動など、あらゆる分野の活動に参加しましょう。【第5期プランでは削除】</p>	<p><u>「自分らしさ」を認め合い、責任と喜びを分かち合う豊かな人生を</u></p> <p>①自分らしさ、自分の気持ちを大切にしましょう。</p> <p>②性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、年齢、国籍などにとられず、それぞれの人の個性と意見を尊重しましょう。</p> <p>③<u>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）で、それぞれの豊かな人生を送りましょう。</u></p> <p>④未病の改善、疾病の予防や早期発見に心がけましょう。</p>	<p>② あらゆる分野での男女共同参画を推進するうえで、一人ひとりの個人としての尊厳を重んじる態度が不可欠です。男女共同参画社会の実現への取組が、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、年齢、国籍などにとられない、「人権と多様性を認め合う社会」の実現への取組と不可分であるという認識を行動指針に反映します。</p> <p>③④ 人生100年時代の到来を踏まえ、生涯にわたり心身の健康課題に対処しながら生活の質を高め、共に支え合う関係と自分らしいライフスタイルを実現することが、個人の幸せにとっても、社会経済の持続的な発展にとっても、ますます重要になっていることから、行動指針に反映します。</p>
	事業者	<p>①労働関係法令を遵守し、働きやすい環境づくりに努めましょう。</p> <p>②性別、性的指向、年齢や国籍などに関わらず、それぞれの適正や能力に基づいた採用や職場配置を行きましょう。</p> <p>③すべての事業所が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進に努めましょう。</p>	<p><u>女性の活躍と従業員のワーク・ライフ・バランスが実現された、持続可能な職場環境へ</u></p> <p>①労働者の働き方や健康に配慮した働きやすい環境づくりに努めましょう。</p> <p>②性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、年齢、国籍などに関わらず、それぞれの適正や能力に基づいた採用や職場配置を行きましょう。</p> <p>③すべての事業所が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進と女性活躍の推進に努めましょう。</p>	<p>①③ 働きたい女性が結婚・出産・介護を契機に正規雇用の仕事をやむを得ず退職することが多い問題は、働きたい女性から自己実現やキャリア形成の機会を奪うとともに、女性の経済力の低下、配偶者からの暴力など、その後の女性の人生に様々な困難をもたらす要因となっています。</p> <p>労働者が生き生きと働き続けることができる、働き方や健康に配慮された持続可能な職場環境づくりが、ますます重要になっていることから、行動指針に反映します。</p>

第4期プラン(令和3年度～令和7年度)	第5期プラン(案)(令和8年度～令和12年度)
<p>●基本方針1 職場、家庭、地域でいきいきと暮らすことができる環境をつくるために</p> <p>施策の具体的方向1 良好な子育て環境の整備と子育て世代への支援の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠・出産包括支援事業の実施 2 おめでた家族教室の開催(父親母親教室) 3 目指せイクメン講座の開催 ● 【削除】 4 適切な保育利用定員の確保 5 延長保育、一時預かり事業の実施 6 病後児保育事業の実施 7 子育て支援センターの充実及びコミュニティ保育の推進 8 ファミリー・サポート・センター事業の推進 9 放課後児童ホームの充実 10 こども相談の実施 11 母子・父子相談の実施 <p>施策の具体的方向2 安心して介護することができる環境の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく介護サービスの整備 2 給食・ショートステイサービスの実施 3 入浴サービス、日中一時支援事業等の実施 4 介護者のつどい、認知症サポーター養成講座の実施 5 高齢者に関する相談窓口の充実及び介護者ホットラインの開設 6 障害者に関する相談窓口の充実 <p>施策の具体的方向3 趣味や経験を生かした市民活動等への参加の支援 【削除】</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 市民活動サポート事業への支援 <p>施策の具体的方向4 市民生活を支える相談窓口の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 暮らしの相談窓口及び外国籍市民相談の充実 <p>施策の具体的方向5 災害時でも安心できる環境の整備</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 避難所環境整備事業 2 女性の視点からの防災対策を取り入れた避難所運営マニュアル作成支援等 	<p>●基本方針1 あらゆる分野における男女共同参画の推進</p> <p>施策の方向1 政策・方針決定過程における女性の参画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審議会等における女性委員登用の推進 2 女性人材情報の提供 3 女性管理職登用の推進 <p>施策の方向2 職業生活における女性活躍の促進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協働による意識啓発事業の実施 2 労働相談会、労働講座等の開催及び労働関係法令に関する情報提供 3 就業カウンセリング、再就職支援講座、起業家入門講座等 4 市民・事業者に向けた情報及び学習機会の提供 5 市内事業者における労働実態(就業状況)の把握 6 エンパワーメント事業の実施 <p>施策の方向3 男女共同参画の実現に向けた基盤整備</p> <p>(ア 子育て環境の整備)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 妊娠・出産包括支援事業 2 【新】産後ケア事業 3 おめでた家族教室(父親母親教室)及び祖父母教室 4 適切な保育利用定員の確保 5 延長保育、一時預かり事業 6 病後児保育事業 7 子育て支援センターの充実及びコミュニティ保育の推進 8 ファミリー・サポート・センター事業 9 放課後児童ホームの充実 10 こども相談 11 母子・父子相談 12 【新】中学校給食 <p>(イ 介護環境の整備)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく介護サービスの整備 2 給食・ショートステイサービス 3 入浴サービス、日中一時支援事業等 4 介護者のつどい、認知症サポーター養成講座 5 高齢者に関する相談窓口の充実及び介護者ホットライン 6 障害者に関する相談窓口
<p>●基本方針2 男女がともに個々の能力を發揮して働くことができる環境をつくるために</p> <p>施策の具体的方向1 市民・事業者に向けた情報及び学習機会の提供</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 労働相談会、労働講座等の開催及び労働関係法令に関する情報提供 2 市民や市内の事業者に対する情報の提供及び啓発活動の実施 3 市内事業者における労働実態(就業状況)の把握 <p>施策の具体的方向2 就業支援策の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 就業カウンセリング、再就職支援講座、起業家入門講座等の実施 	<p>●基本方針2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進</p> <p>施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスへの理解促進と、仕事と生活を両立するため環境づくり</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 ワーク・ライフ・バランス、固定的な性別役割分担意識の解消の啓発 2 市民・事業者に向けた情報及び学習機会の提供【再掲】 3 協働による意識啓発事業【再掲】
<p>●基本方針3 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる環境をつくるために</p> <p>施策の具体的方向1 人権侵害問題及びあらゆる人権に配慮した意識づくりの普及・啓発</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予防啓発を目的としたキャンペーンの実施や多様な性等に対する学習機会の提供 2 相談窓口に関する広報実施 <p>施策の具体的方向2 被害を受けた人に対する支援体制の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 各種専門相談の実施(こども相談、高齢者相談、人権相談、障害者相談等) <p>施策の具体的方向3 配偶者等からの暴力を受けた人に対する支援の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 連携強化によるDV相談の実施 2 相談員に対する研修の実施 3 保護と自立に関する情報の提供及び支援の実施 4 三者協働事業の実施 <p>施策の具体的方向4 生涯を通じた健康支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 疾病の早期発見及び予防 2 健康づくり運動事業の推進 3 こころの健康づくりの推進及び自殺予防対策事業の実施 4 相談員に対する研修の実施 	<p>●基本方針3 男女共同参画の視点による健やかで安全・安心な暮らしの実現</p> <p>施策の方向1 あらゆる暴力の根絶と被害者支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配偶者等からの暴力の防止 2 配偶者等からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者に対する支援 3 配偶者等からの暴力被害者の保護と自立に向けた支援 4 DV相談の実施と連携による支援 5 女性のための悩み相談室(DV相談を含む)の周知 6 三者協働事業 7 【新】犯罪被害者等に対する支援 <p>施策の方向2 【新】様々な困難を抱える女性等への支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 【新】困難を抱える女性等に対する支援 2 女性相談(DV相談)等庁内連絡会議 3 外国人等に対する支援 4 生活困窮者等の自立に向けた支援 5 【新】「多様な性のあり方」への理解促進 6 【新】パートナーシップ宣誓制度による支援 <p>施策の方向3 生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 疾病の早期発見及び予防 2 健康づくり運動事業の推進 3 こころの健康づくりの推進及び自殺予防対策事業の実施 4 妊娠・出産包括支援事業【再掲】 5 【新】産後ケア事業【再掲】
<p>●基本方針4 男女共同参画に対する理解を深めるために</p> <p>施策の具体的方向5 子どもに対する男女共同参画教育の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育の充実 2 自立の意識を育み、多様な選択を可能にする個に応じた指導の推進 3 性の正しい知識と健康に関する教育の充実 4 情報教育の推進 5 人権教育の視点に立った研修の充実 6 男女共同参画への理解不足による「無意識な差別行動等」の点検・見直しの促進 <p>施策の具体的方向6 生涯学習等の場における意識啓発事業の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協働による意識啓発事業の実施 2 エンパワーメント事業の実施 3 男女共同参画に対する理解を深める学習機会及び情報の提供 	<p>●基本方針4 男女共同参画の実現に向けた意識改革</p> <p>施策の方向1 男女共同参画教育の充実</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学校等の教育現場における男女平等教育の推進 2 自立の意識を育み、多様な選択を可能にする個に応じた指導の推進 3 性の正しい知識と健康に関する教育の充実 4 情報教育の推進 5 人権教育の視点に立った研修の充実 6 男女共同参画への理解不足による「無意識な差別行動等」の点検・見直しの促進 <p>施策の方向2 意識啓発事業の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協働による意識啓発事業の実施【再掲】 2 男女共同参画に対する理解を深める学習機会及び情報の提供 3 広報紙等による意識啓発
<p>●基本方針5 男女共同参画社会の実現を着実に進めるために</p> <p>施策の具体的方向1 庁内推進組織による計画推進の適正管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 年次報告書の作成 2 男女共同参画推進会議における推進状況の把握と対応策の検討 <p>施策の具体的方向2 方針決定過程における女性の登用の促進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審議会等における女性委員登用の推進 2 女性人材情報の提供 <p>施策の具体的方向3 各機関と連携した事業の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 エンパワーメント事業の実施(再掲) 2 連携強化によるDV相談の実施(再掲) 3 協働による意識啓発事業の実施(再掲) 4 性的マイノリティ(LGBT等)に対する支援体制づくり <p>施策の具体的方向4 市職員における女性活躍「行動計画」に基づく取組みと職員一人ひとりの意識啓発の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特定事業主行動計画に基づく女性管理職登用の推進 2 職員の階層に応じた男女共同参画研修の実施 	<p>●基本方針5 推進体制の整備・強化</p> <p>施策の方向1 市民団体との協働による啓発</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 協働による意識啓発事業の実施【再掲】 2 【新】市民意識調査の実施とジェンダー統計の活用 <p>施策の方向2 庁内推進組織による計画推進の適正管理</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 年次報告書の作成 2 男女共同参画推進会議における推進状況の把握と対応策の検討 3 【新】市民意識調査の実施とジェンダー統計の活用【再掲】 <p>施策の方向3 市職員における女性活躍「行動計画」【新】子育て支援行動計画に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 女性管理職登用の推進【再掲】 2 職員の階層に応じた男女共同参画研修の実施 3 【新】男性職員の部分休業・育児休業の取得促進 4 【新】長時間労働を前提とした働き方の改善

社会のあらゆる分野で、すべての人が性別等にかかわらず意思決定過程に参画できるよう取り組みます。

個人に合った多様で柔軟な働き方に対応することで、仕事と生活の両立を支える施策を推進します。

様々な困難を抱えた人に対する支援や、健康な生活を送るための支援、男女共同参画の視点を踏まえた防災対策等に取り組むことで、誰もが健やかで安心して暮らせる社会を目指します。

子どもから大人まで、世代に応じた学習機会を提供するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、意識改革を促進します。

市民団体や庁内各部署との連携のもと、計画的で効果的な推進に努めます。

「第4期はだの男女共同参画プラン」年次報告書(令和6年度実績)の概要

「第4期はだの男女共同参画プラン」は、前プランの各施策の主な成果と課題を分析し、男女共同参画社会の実現に向け、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間と定め、市民・事業者・行政が協働して取り組むべき指針として策定したものです。

この計画では、以下の5つの基本方針を定めています。

- 1 職場、家庭、地域でいきいきと暮らすことができる環境をつくるために
- 2 男女がともに個々の能力を発揮して働くことができる環境をつくるために
- 3 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる環境をつくるために
- 4 男女共同参画に対する理解を深めるために
- 5 男女共同参画社会の実現を着実に進めるために

また、事業等の達成状況をより分かりやすくするため、10の指標を設定しています。(別紙 「第4期はだの男女共同参画プラン」推進状況(指標))

この報告書は、プランの適切な進行管理を行うため、各所管課が令和6年度中に取り組んだ施策の推進状況を把握し、自己評価、課題、課題解決に向けた対応をまとめたものです。

評価については概ね次の区分を目安としています。

「A＝予定どおり推進できた。(90%以上)」

「B＝概ね予定どおり推進できた。(70%～90%未満)」

「C＝一定程度推進できた。(50%～70%未満)」

「D＝推進が不十分であった。または推進できなかった。(50%未満)」

1 令和6年度男女共同参画推進施策所管課別自己評価一覧表

基本方針	施策の具体的方向	事業数	所管課評価			
			A	B	C	D
1 職場、家庭、地域でいきいきと暮らすことができる環境をつくるために	(1) 良好な子育て環境の整備と子育て世代への支援の推進	*12 (※1)	11			
	(2) 安心して介護することができる環境の整備	6	5	1		
	(3) 趣味や経験を生かした市民活動等への参加の支援	1	1			
	(4) 市民生活を支える相談窓口の充実	1	1			
	(5) 災害時でも安心できる環境の整備	2	2			
2 男女がともに個々の能力を發揮して働くことができる環境をつくるために	(1) 市民・事業者に向けた情報及び学習機会の提供	*5	4	1		
	(2) 就業支援策の充実	*2	2			
3 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる環境をつくるために	(1) 人権侵害問題及びあらゆる人権に配慮した意識づくりの普及・啓発	*6	5		1	
	(2) 被害を受けた人に対する支援体制の充実	*4	4			
	(3) 配偶者等からの暴力を受けた人に対する支援の充実	*17	17			
	(4) 生涯を通じた健康支援	*4	3	1		
4 男女共同参画に対する理解を深めるために	(1) 子どもに対する男女共同参画教育の充実	6	6			
	(2) 生涯学習等の場における意識啓発事業の推進	*4	3	1		
5 男女共同参画社会の実現を着実に進めるために	(1) 庁内推進組織による計画推進の適正管理	2	2			
	(2) 方針決定過程における女性の登用の促進	2		2		
	(3) 各機関と連携した事業の推進	4	4			
	(4) 市職員における女性活躍「行動計画」に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進	*3	2		1	
合計		81	72	6	2	
事業全体に占める所管課評価割合（単位：％）		100	88.8	7.4	2.4	

- 事業数の＊は、事業が複数課にまたがるため、担当課数で計上しています。
- (※1)…令和6年度から事業の統合により評価のない事業が1あります。次期プランでは削除します。
- 評価の区分は、「A＝予定どおり推進できた。(90%以上)」「B＝概ね予定どおり推進できた。(70%～90%未満)」「C＝一定程度推進できた。(50%～70%未満)」「D＝推進が不十分であった。または推進できなかった。(50%未満)」の4段階としています。

2 報告(事業実績)

<p>【基本方針 1】 職場、家庭、地域でいきいきと暮らすことができる環境をつくるために</p>	
<p>(1) 良好な子育て環境の整備と子育て世代への支援の推進</p>	
<p>1 妊娠期から子育て期にかけて、切れ目のないきめ細やかな支援に努めた。</p> <p>2 夫婦で協力して家事や育児に取り組む意識の向上に努めた。</p> <p>3 保護者の就労、疾病等に伴う多様な保育ニーズに対応するサービスの提供に努めた。</p> <p>4 身近な地域において子育てに対する不安感の緩和、社会的孤立の解消を図った。</p>	
<p>こども家庭支援課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 妊娠届出数 662 件、妊娠期転入者 55 人。</p> <p>2 妊婦支援状況 面接：717 人、電話：116 人、訪問：26 人</p> <p>3 訪問実施状況 妊婦：68 回、新生児：325 回、未熟児：94 回、乳児：105 回、幼児：162 回</p> <p>4 おめでた家族教室を年 31 回（土曜日開催 5 回を含む）開催。参加者数（延べ人数） 408 人、うち父親等 154 人。</p> <p>5 はじめての祖父母教室を年 2 回開催。参加者数 40 人。</p> <p>6 こども相談として 18 歳未満の子どもに関する相談に対応。新規相談者数（延べ人数） 540 人、うち児童虐待相談 143 人。</p> <p>7 小学校入学前の子どものいる転入家庭への支援を実施。268 家庭、346 人に対応。</p> <p>8 保育所等を利用しない 4・5 歳児を持つ 9 家庭への支援を実施。</p> <p>9 若者の自立と就職に関する相談に対応。相談者数（延べ人</p>

<p>こども家庭 支援課</p>	<p>数) 62 人。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 こども家庭センターが、母親だけでなく地域にも認知されるよう、更に周知が必要である。</p> <p>また、産後ケア事業など、子育てを支援する事業についても、家族にも理解が得られ、利用が促進されるよう、広く周知が必要である。</p> <p>⇒紙媒体だけではなく、ホームページやアプリの利用など、対象者が情報を得やすい環境を検討する。</p> <p>2 育児・介護休業法の改正により、育児休暇を取得する父親が増加していることに配慮する。</p> <p>⇒父親が積極的に家事や育児に取り組めるよう、夫婦の協働に関する内容を強化するとともに、育休取得の父親への支援という視点も取り入れる。</p>
<p>保育こども 園課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 新たに公私連携幼保連携型認定こども園を1か所設置するため、事業者や県との調整を行った。</p> <p>2 延長保育を市内全ての認可保育所及び認定こども園で実施。</p> <p>利用者数（延べ人数）公立 5 園：1,910 人 民間 27 園：13,380 人。</p> <p>3 一時預かり事業を公立 5 園、民間 14 園の認可保育所、認定こども園及び幼稚園で実施（幼稚園型も含む）。</p> <p>利用者数（延べ人数）公立 7,545 人、民間 7,616 人。</p> <p>4 病後児保育をひろはたこども園内で実施。</p> <p>実利用者数 30 人（延べ利用回数 73 回）。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 延長保育では保護者の残業や遠方への通勤などに対し、子</p>

<p>保育こども園課</p>	<p>育ての負担感を減らすことができたが、一時預かりでは日常的に就労する世帯の児童も預かっていることから、多様なニーズに対応する必要がある。</p> <p>⇒事業者数を増やすよう、調整を行う。</p> <p>2 病後児保育の利用を促進する。</p> <p>⇒児童が体調不良の際に、保護者が休みを取りやすい環境が以前に比べて整いつつあることから、利用者が減少していることが考えられる。今後の実施方法等について検討するとともに、より多くの方に利用いただけるよう、周知を図る。</p>
<p>こども政策課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 子育て支援の地域拠点として、市内 10 カ所のぽけっと 21 等を運営。常駐アドバイザーが利用者に寄り添い、相談にも対応した。</p> <p>開所日数 1,170 日、総利用者数 29,558 人 (来所者数 27,954 人、電話相談者数 23 人)。</p> <p>2 ファミリー・サポート・センター事業として、仕事や急な用事で、子どもの送迎や面倒を見てもらいたい等の親の悩みを地域の人たちで解決する取組を実施。</p> <p>活動件数 6,390 件、支援会員 554 人、 依頼会員 1,358 人、両方会員 30 人。</p> <p>支援会員の新規登録に必要な研修会を 2 回開催。男性会員を含む新規支援会員の登録を行った。</p> <p>3 母子・父子自立支援員 2 名による面接及び電話相談を実施。</p> <p>相談件数 3,763 件</p> <p>第 2 土曜日の開庁日に合わせた相談窓口の開設及び予約制によるオンライン相談を実施し、相談しやすい体制を整備している。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 共働き世帯の増加により、乳児期から保育所等を利用する児童が増え、コミュニティ保育を実施する団体及び会員数が</p>

<p>こども政策課</p>	<p>減少するため、「所属をもたない」児童及びその保護者の孤立化につながる。</p> <p>⇒「所属をもたない」児童及びその保護者が、地域とのつながりを持ち、同年代と交流できるよう、活動の周知を積極的に行う。</p> <p>2 ファミリー・サポート・センター事業における多様化、増加する保育ニーズに対応する。</p> <p>⇒男性会員の拡充も含め、支援会員の増とスキルアップに努める。</p>
<p>(2) 安心して介護することができる環境の整備</p>	
<p>1 介護を支える施設やサービスの維持、提供に取り組み、介護者が仕事と介護を両立できるよう、サービス提供に努めた。</p> <p>2 高齢者や介護者の不安、悩みに対応する相談窓口を設置し、適切な保健、医療、福祉サービスの利用につなげた。</p> <p>3 障害があっても住み慣れた地域で生活するための支援や家族の在宅介護に伴う負担の軽減を図った。</p> <p>4 障害者とその家族の様々な悩みや困りごとに対して、専門的な相談支援を実施した。</p>	
<p>高齢介護課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 日常の食生活に支障をきたしている高齢者に、安否確認も兼ねた給食サービスを実施。年間利用状況 9,438 食。</p> <p>2 介護者のつどいを年 5 回開催。 参加者数（延べ人数）28 人。</p> <p>3 認知症サポーター養成講座を年 47 回開催。認知症サポーター養成者数 764 人（延べ人数 16,787 人）。</p> <p>4 市内 7 カ所に設置した地域高齢者支援センターにおいて、高齢者等からの相談を受付けた。 相談者数（延べ人数）30,240 人。相談件数（延べ件数）92,602 件。</p>

<p>高齢介護課</p>	<p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 高齢者施設の利用者、従事者ともに女性が多い中で、共に過ごしやすい環境を整備する。 ⇒第9期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和6年度～令和8年度）に基づいて、男女ともに過ごしやすく、働きやすい環境となるよう、努める。</p> <p>2 介護者のつどい、認知症サポーター養成講座の参加者は、男性も徐々に増えてきているが、少ない傾向にある。 ⇒男性介護者を対象とした集いの開催を視野に入れ、引き続き認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、認知症に対する理解の促進や地域への普及啓発を図っていく。</p> <p>3 高齢者の増加に伴い、相談件数の増加が見込まれる。 ⇒増加する高齢者や介護者等の相談に、より丁寧に対応するため、引き続き男女問わずに相談しやすい窓口を開設していく。</p>
<p>障害福祉課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 障害者の日中活動を支援し、家族の在宅介護に伴う負担軽減を図る事業を実施。入浴サービスの利用回数 1,822 回（実利用者数 22 人）。日中一時支援事業延べ利用回数 14,588 回（実利用者数 301 人）。</p> <p>2 秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」に相談支援事業を委託し、専門相談員が悩みや困りごと、就労相談等に対応した。相談件数（延べ件数）4,532 件。就労相談件数（延べ件数）1,798 件。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援ができる相談窓口を設置する。</p>

障害福祉課	⇒必要な情報提供が行える「ぱれっと・はだの」を広く周知するとともに、精神保健福祉士や社会福祉士等による一般・就労相談を実施する。
(3) 趣味や経験を生かした市民活動等への参加の支援	
1 性別や年齢等により役割を固定化することなく、地域社会の一員として市民活動等に参加できるよう、市民活動団体の活動を支援した。	
市民活動支援課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 市内に活動拠点があり、1年以上市内で活動している団体（5団体）に対し、1団体15万円以内の支援金を支給。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 男女がともに地域社会の一員としてやりがいや生きがいを持って市民活動等に参加する。 ⇒既存組織の支援や新たな組織の育成を図るための事業を実施する。</p>
(4) 市民生活を支える相談窓口の充実	
1 性別に関わらず市民が抱える様々な問題や悩みに、きめ細やかに対応するため、専門家による相談等を実施した。	
市民相談人権課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 安心して市民生活を送れるよう、弁護士等の専門相談や外国籍市民相談、女性相談、消費生活相談を実施。専門相談件数（延べ件数）827件、市民生活相談件数（延べ件数）360件、女性相談件数（延べ件数）191件、外国籍市民相談件数（延べ件数）825件。</p>

<p>市民相談人 権課</p>	<p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 市民が抱える複雑多様化する問題に対処する必要がある。 ⇒法律相談の枠を増設し、新たに「境界・測量」相談を開設したが、引き続き、身近な相談窓口として、市民生活に寄り添った相談業務を実施する。また、相談窓口の周知を図り、必要な方が相談に繋がるよう、努めていく。</p>
<p>(5) 災害時でも安心できる環境の整備</p>	
<p>1 性別によるニーズの違いに配慮し、男女がともに協力し合える避難所運営に向けた訓練を実施した。</p>	
<p>防災課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 避難所運営訓練において、避難所運営委員と避難所における女性に配慮した施設レイアウトや避難所ルールについて意見交換を実施し、その結果を施設レイアウト等に反映させた。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 避難所運営委員会議や避難所運営訓練等を通じ、女性・乳幼児等の要配慮者の視点やニーズを反映した避難所運営マニュアルを作成する。 ⇒国及び県の指針を確認するとともに、避難所運営委員会議や避難所運営訓練における女性等の意見を取り込みながら避難所マニュアルの見直しを進めていく。</p>

<p>【基本方針 2】 男女がともに個々の能力を発揮して働くことができる環境をつくるために</p>	
<p>(1) 市民・事業者に向けた情報及び学習機会の提供</p>	
<p>1 県等との連携による労働相談会や労働講座を開催し、労働関係法令や制度の周知を図った。</p> <p>2 パンフレット等の配布や情報紙の発行によりワーク・ライフ・バランスや男性の育児休暇等働く環境に関する情報提供を行った。</p> <p>3 商工会議所等と連携し、労働実態の把握に努めた。</p>	
<p>産業振興課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 街頭労働相談会を2回実施し、63人（男性31人、女性32人）参加。</p> <p>2 短期労働講座を2日間開催。参加人数（延べ人数）22人。</p> <p>3 秦野商工会議所が実施した「秦野市労働事情調査」により、所定労働時間、職場のメンタルヘルス等の実態把握に努めた。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 より多くの方に向けた情報提供や啓発を行う。 ⇒市内公共施設や商工会議所へ関係資料を配置するとともに市ホームページに掲載するなど、国、県、商工会議所と連携しながら周知を図る。</p>
<p>市民相談人権課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 パンフレット等の配布やアンケートによる意識調査、講座等の開催により、情報の発信や啓発に努めた。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 ワーク・ライフ・バランスや男性の育児休業等の言葉や制</p>

市民相談人 権課	<p>度について理解してもらうために、様々な年齢層に向けた積極的な周知が必要である。</p> <p>⇒パンフレット等の配布や講座、講演会を通じて、利用しやすい学習の機会や情報を提供する。</p>
(2) 就業支援策の充実	
1 専門カウンセラーによる求職者の支援を実施した。	
産業振興課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 求職者支援カウンセリングを45回実施。</p> <p>ひとり親家庭・女性専用日の優先日を設け、女性カウンセラーが対応した。実施回数6回。また、毎月1回、一時保育を実施し、相談しやすい体制を整えた。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 性別や年齢、様々な立場の求職者へのきめ細やかな支援を行う。</p> <p>⇒子育て世帯就職相談会を実施。相談会の形式であれば参加しやすいとの声があったため継続的な開催を行い、育児と仕事を両立できる一歩への支援に繋げていく。</p>

<p>【基本方針3】 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる環境をつくるために</p>	
<p>(1) 人権侵害問題及びあらゆる人権に配慮した意識づくりの普及・啓発</p>	
<p>1 誰もが自らに保障された法律上の権利や権利の侵害を受けた場合の対応等について、正確な知識が得られるよう、様々な啓発期間に併せて事業を実施した。</p> <p>2 困難な問題を抱える女性や高齢者、障害者等のための様々な相談窓口の周知を図った。</p>	
<p>市民相談人権課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 6月23日から29日までの「男女共同参画週間」や11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動期間」に啓発を目的としたキャンペーンを実施。</p> <p>2 広報はだのに男女共同参画特集号を掲載。</p> <p>3 「職場の多様性とマネジメント」をテーマに研修を実施した。窓口対応の職員27人が参加。</p> <p>4 「人権と平和を考える夏休みこども映画会」参加者数257人、「人権・男女共同参画を考える会」参加者数181人を開催。</p> <p>5 12月4日から10日までの「人権週間」では、県と共同で特定失踪者パネル展示を実施。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 人権侵害は男女問わずの問題であり、正しい認識と理解を広める。 ⇒様々な啓発方法を工夫するとともに、正しい認識と理解を深める学習機会の提供等により意識啓発を行う。</p>

<p>こども家庭 支援課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 こども相談及び若者相談窓口について、広報はだのやホームページ、公共施設や関係機関へのチラシの配布により周知を図った。 2 児童虐待に関する相談先について公共機関等約 350 カ所にポスターを掲示したほか、自治会の回覧で周知を図った。 <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 児童虐待に関する相談先をより多くの人に周知する。 ⇒新たな周知協力の依頼先を増やしていく。
<p>(2) 被害を受けた人に対する支援体制の充実</p>	
<ol style="list-style-type: none"> 1 各種専門相談を実施し、関係機関と連携しながら相談者のニーズに合った対応を実施した。 2 被害を受けた人がプライバシーや人権を侵害されることなく安心して相談ができるよう、相談者の視点に立った相談体制の充実に努めた。 	
<p>市民相談人 権課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 女性相談（DV 相談）については、支援措置や一時保護等の情報共有や連携が必要であるため、関係各課との庁内連絡会議を実施した。 2 人権擁護委員による人権相談を毎月第 2、第 4 木曜日に実施した。 <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 一時保護等については、警察など関係機関との円滑な連携が必要である。 <p>⇒常時、関係機関と連携し、迅速で的確な対応ができるよう、情報共有と共通の認識を図る。</p>

<p>障害福祉課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 障害者虐待防止センターを設置し、24 時間体制で障害者虐待に関する通報、相談を受け付け、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行った。</p> <p>通報、届出件数 32 件。相談対応件数 447 件。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 障害者虐待の未然防止や相談窓口を周知する。</p> <p>⇒引き続き、障害者虐待防止センターにおいて 24 時間体制で相談を受け付けることに加え、広報啓発活動に取り組む。</p>
<p>(3) 配偶者等からの暴力を受けた人に対する支援の充実</p>	
<p>1 関係機関と連携し、相談の実施及び情報共有を図った。</p> <p>2 専門知識を有する相談員を配置するとともに、研修等による情報の取得や相談スキルの向上に努めた。</p> <p>3 被害者の心身の安全と生活の安定が図られるよう、自立に向けた相談・支援を行った。</p>	
<p>こども政策課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 母子・父子自立支援員による生活や手当等制度の相談、助言を実施。相談件数 3,763 件。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 面接、電話相談に加え、オンライン相談の実施など、相談の仕方の選択肢を広げる。</p> <p>⇒土曜開庁時の相談やオンライン相談等について、より周知を図り、ひとり親家庭の生活の安定と自立支援につなげていく。</p>

戸籍住民課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 配偶者暴力防止法等の規定に基づき、被害者からの相談の受付や関係機関との連携を図りながら支援措置を実施した。 支援措置申出件数、新規 35 件、継続 104 件。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 個人情報等を慎重に取扱い、被害者の状況に応じたきめ細かい対応を行う。 ⇒支援措置対象者の対応について、個別に考慮すべき点など各課と連携し、取扱いの徹底を図る。</p>
交通住宅課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 配偶者からの DV により、市内の実家に避難していた世帯から市営住宅への入居相談を受け、市営住宅審議会に諮り、対応した。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 DV や女性相談に関わる相談については、相談者に寄り添い必要な情報を提供し、調整していくなどの対応を行う。 ⇒関係課から相談があった場合には、支援に向けて調整を行う。</p>
(4) 生涯を通じた健康支援	
<p>1 生涯を通じた健康の保持増進のため、検診や健康教室、各種講座を実施した。</p> <p>2 ライフステージの変化に応じたこころの健康づくりへの理解を深めるため啓発や情報発信を行った。</p>	
健康づくり課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 働く男性・女性のがん検診受診率向上のため、土曜日、日曜日にがん集団検診を開催。</p>

	<p>2 受診率の低い子宮頸がん検診については、女性医師が担当する「レディースデー」を実施。</p> <p>3 市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、体操会の実施等を支援。</p> <p>4 市内幼小中学校の保護者を対象に、ストレス対策講座を開催。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 疾病の早期発見のため、受診率の向上を図る。 ⇒受診行動のきっかけづくりのため、市内公共施設で健康測定会「健康バス」の開催や未病センターにおいて、受診勧奨や健康相談のできる環境づくりを行う。</p> <p>2 全国的に就労世代の男性の自殺割合やLGBTQに関連する悩みを持つ思春期世代の自殺願望が非常に高いことに対する対策が必要である。 ⇒就労世代及び若年層への啓発のため、SNSを活用した情報発信を行うとともに、様々な場面で啓発の機会を増やす。</p>
<p>【基本方針4】 男女共同参画に対する理解を深めるために</p>	
<p>(1) 子どもに対する男女共同参画教育の充実</p>	
<p>1 生命や人権の尊重を基盤とし、一人ひとりの子どもの個性を認め、それぞれの良さを伸ばす教育の充実を図る。</p> <p>2 発達段階に応じた計画的かつ継続的な取組により、性の正しい知識と健康に関する教育の充実に努めた。</p>	
<p>教育指導課 教育指導課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 子どもの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方について、自らの適性或希望に合った進路を主体的に選択できるよう、キャリアパスポートの活用を図ることができた。</p> <p>2 性に関する自己決定権の尊重の重要性や飲酒、喫煙、薬物</p>

	<p>乱用に関する正しい知識について、学級活動等の時間を活用して指導を行った。</p> <p>3 学校訪問等の授業実践の協議の場において、男女共同参画の視点に立った助言を行った。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 急速な社会変化に伴い勤労観や求められる社会性も変化しており、将来の職業や生き方も広がりが見られていることから、実際に社会に関わる活動を通して子どもたちの勤労観や社会性を養っていくことが必要である。</p> <p>⇒引き続き、オンラインも活用した職場体験学習等の活動を推進するとともに、コミュニティ・スクール等の制度を活用し、より多角的な視点から子ども達の勤労観や社会性を養っていく。</p> <p>2 園校において人権尊重に立った教育活動が常になされるよう、教職員の人権感覚、意識を向上する。</p> <p>⇒自らの言動が児童生徒の尊厳を傷つけないよう、態度や行動を振り返るための助言を重ねていく。</p>
教育研究所	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 幼稚園、こども園、小・中学校の各教職員に向けたネットリテラシー研修会を実施するとともに、情報モラル教育に有効な資料を各校に共有できた。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 児童生徒のネットリテラシーの育成を図るため、メディアからの情報を正しく読み解く力を育てることやネットモラルも含め、今後も引き続き急速に変化する情報化社会に対応するための取組の推進を図る。</p> <p>⇒GIGA ワークブックはだのの有効活用に努めるとともに、児童生徒が安全に学習用端末を利用するために、「秦野市学校情</p>

教育研究所	報セキュリティポリシー」の周知を進め、教職員の意識向上を図る。
(2) 生涯学習等の場における意識啓発事業の推進	
1 性別による固定的な性別役割分担意識への気づきや男女共同参画社会についての理解を深めるために、講座や講演会を開催した。	
市民相談人 権課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 市民団体との連携を図り、「男女共同社会フォーラム」や「人権・男女を考える講演会」を開催した。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 男女共同参画を浸透させるため、男性や若い年代の参加を促す啓発活動が必要である。 ⇒興味や関心を持つ実用的なテーマなど講演会等の内容や周知の方法を工夫していく。</p>
【基本方針5】 男女共同参画社会の実現を着実に進めるために	
(1) 庁内推進組織による計画推進の適正管理	
1 推進状況を踏まえた年次報告書の作成及び各所管課の取組に対する対応策を検討した。	
市民相談人 権課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 各所管課の施策の推進状況を把握し、年次報告書にまとめた。男女共同参画推進会議において成果、課題を報告し、意見交換、検討を行った。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 第4期プランの進行管理を適切に行い、全庁的に施策を推</p>

市民相談人 権課	進できるよう、取り組む。 ⇒庁内推進組織の「男女共同参画推進会議」において、情報共有や協議を行い、課題への取組について、各所管課と連携し、検討を進める。
(2) 方針決定過程における女性の登用の促進	
1 各審議会等における女性委員の登用率の引き上げを推進した。	
市民相談人 権課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 各審議会等における女性委員の登用率を第4期男女共同参画プランの計画終了時までには40%とする目標値を設定し、調査を実施。令和6年4月1日現在の女性登用率は26.0%であった。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 女性委員の登用率の引き上げを推進する。 ⇒目標未達成の所管課へヒアリングを行い、阻害要因についての改善策や効果的な方法について検討していく。</p>
(3) 各機関と連携した事業の推進	
1 県、近隣自治体など関係機関や市民団体と連携した啓発活動を実施し、事業を推進した。	
市民相談人 権課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 県、厚木市と協働し、女性のスキルアップ講座を全2回開催。参加者数（延べ人数）30人。</p> <p>2 人権を尊重し多様性を認め合う社会づくりを推進するため、パートナーシップ宣誓制度等の性的マイノリティに対する支援を行った。</p>

市民相談人 権課	<p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 性的マイノリティに対する正しい知識や多様な性を尊重する社会について、理解の促進を図る。 ⇒市民や学校、会社、地域などにおける理解を促進するための周知方法を検討する。</p>
<p>(4) 市職員における女性活躍「行動計画」に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進</p>	
<p>1 男女間の登用の差を改善するため、男女共同参画の視点を意識した登用に努めた。</p> <p>2 職員一人ひとりが男女共同参画社会に対する理解と認識を深めることはもとより、自らの個性と能力を十分発揮できるよう、研修を実施した。</p>	
人事課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 令和7年度までに女性職員の割合を課長代理級40%以上、課長級以上22%以上を達成する目標値としており、前年度に対し課長代理級は2.9%増の20.9%、課長級以上は2.5%減の17.8%であった。</p> <p>2 新採用職員を対象に、男女共同参画に対する理解と認識を深める研修を実施。受講者数29名。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 男女共同参画の視点を十分に考慮した登用を進め、女性職員の活躍を一層推進する。 ⇒女性職員が管理職となることを目指すためには、短期的な対応ではなく、計画的な育成、意欲の向上、キャリア支援を継続的に進めていく必要があることから、引き続き重点事業として推進する。</p>

第 5 期 はだの男女共同参画プラン

令和 8 (2026) 年度～令和 12 (2030) 年度

(案)



秦 野 市

はじめに

市長写真

市長あいさつ文

令和8年3月

市長 署名

目 次

	頁
第1章 プランの策定にあたって	
1 プラン策定の経緯と男女共同参画を取り巻く状況	1
2 プラン策定の背景	
(1) 国の動向	2
(2) 県の動向	16
第2章 本市の現状と課題	
1 社会の変化	23
2 男女共同参画をめぐる状況	24
3 第4期プランにおける推進状況等の評価及び第5期プラン に向けた課題の分析	34
第3章 プランの基本的な考え方	
1 策定の趣旨	37
2 プランの性格・位置付け	37
3 計画期間	38
4 改定のポイント	38
5 基本目標	39
6 基本理念	40
7 基本方針	41
8 施策の方向	41
9 年次報告書の公開と進行管理	41
10 指標の設定	41
体系図	44

第4章 プランの事業内容

基本方針1	あらゆる分野における男女共同参画の推進	45
(1)	政策・方針決定過程における女性の参画	46
(2)	職業生活における女性活躍の促進	47
(3)	男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	49
基本方針2	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	53
(1)	ワーク・ライフ・バランスへの理解の促進と 仕事と生活を両立するための環境づくり	53
基本方針3	男女共同参画の視点による健やかで安全・安心な くらしの実現	56
(1)	あらゆる暴力の根絶と被害者支援	56
(2)	様々な困難を抱える女性等への支援	60
(3)	生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援	64
(4)	防災・復興における男女共同参画の視点からの取組の推進	65
基本方針4	男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	67
(1)	男女共同参画教育の充実	67
(2)	男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の推進	68
基本方針5	推進体制の整備・強化	70
(1)	市民団体との協働による啓発	71
(2)	年次報告書の公表と庁内推進組織による計画推進の適正管理	72
(3)	市職員における「女性活躍行動計画」「子育て支援行動計画」 に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進	72

第5章 市民及び事業者の役割と行動指針

1	市民の役割と行動指針	74
2	事業者の役割と行動指針	75

附属資料	77
1 男女共同参画社会へのあゆみ	78
2 関係法令	82
(1) 日本国憲法（抜粋）	
(2) 男女共同参画社会基本法	
(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	
(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
(6) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	
(7) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	
3 秦野市男女共同参画計画策定委員会規則	123
4 秦野市男女共同参画計画策定委員会委員名簿	125
5 用語解説（索引）	126

コラム一覧

	頁
コラム1 秦野市民が創る男女共同参画推進会議	19
コラム2 性別役割分担意識	20
コラム3 アンコンシャス・バイアス	20
コラム4 ジェンダー・ギャップ指数	21
コラム5 SDGs（エス・ディー・ジーズ）	22
コラム6 ワーク・ライフ・バランス	55
コラム7 ドメスティック・バイオレンス（DV）	59
コラム8 外国籍市民	62
コラム9 多様な性のあり方	63

図表一覧

図表番号	図表タイトル	頁
図表 1	男女共同参画社会の形成についての基本理念	3
図表 2	男女共同参画基本計画の目指すべき社会	4
図表 3	基本的な視点及び取り組むべき事項	5
図表 4	第5次男女共同参画基本計画に示された認識等（抜粋・要約）	5
図表 5	我が国における取組の進展が未だ十分でない要因	6
図表 6	配偶者暴力防止法（抜粋）	7
図表 7	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本原則	9
図表 8	政治分野における男女共同参画の推進に関する基本原則	10
図表 9	政治分野における男女共同参画の推進に関する国及び地方公共団体の責務	11
図表 10	困難な問題を抱える女性への支援のための施策の基本理念	11
図表 11	困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずる国及び地方公共団体の責務等	12
図表 12	かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の基本目標	16
図表 13	かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の基本理念	16
図表 14	かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の重点目標	17
図表 15	かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の基本理念	17
図表 16	かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の重点目標	18
図表 17	本市の総人口の推移	23
図表 18	本市の年齢3区分別構成比の推移	23
図表 19	外国人住民の人口（住民基本台帳）	24
図表 20	市審議会等における女性委員の割合	24
図表 21	市議会議員の女性比率	25
図表 22	自治会長の女性比率	25
図表 23	職員（常勤職員）に占める女性職員の割合	26
図表 24	課長代理級以上の職員に対する女性管理職の割合	26
図表 25	男性職員の育児休業の取得割合	27
図表 26	正規教員（小学校、中学校、幼稚園）の男女別比率	27
図表 27	正規教員の男女別比率【図表 23 の内訳】	27
図表 28	年齢階級別労働力率（全国・秦野市）	28
図表 29	年齢階級別正規雇用率（神奈川県）	28

図表 30	年齢階級別給与月額（神奈川県）	29
図表 31	固定的性別役割分担意識に関する調査	30
図表 32	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度に関する調査	30
図表 33	男女共同参画社会の実現に向けて進めるべき施策に関する意識調査	31
図表 34	女性のための悩み相談の相談件数	32
図表 35	保育所等入所状況	32
図表 36	児童ホーム入室状況と教室数	33
図表 37	第4期プランに位置付けた個別事業における内部評価	34
図表 38	第5期はだの男女共同参画プランの性格・位置付け	38
図表 39	指標	42
図表 40	体系図	44
図表 41	市民の具体的な行動の指針	74
図表 42	事業者の具体的な行動の指針	76

第1章 プランの策定にあたって

1 プラン策定の経緯と男女共同参画を取り巻く状況

秦野市では、平成4年（1992年）5月3日に、「男女の役割を固定する考えを改め、一人ひとりが自立し、自らの意思と責任において社会のあらゆる分野に参加できる男女共同参加社会」を目指す21世紀に向けての行動計画として「はだの女性プラン¹」を策定しました。そして、翌平成5年（1993年）から現在まで30年以上にわたり市民団体²と協働で啓発活動を実施するなど、市民・企業と行政が一体となった本市独自の推進体制の下、先駆的な取組をしてきました。

平成11年（1999年）6月に男女共同参画基本法が公布・施行され、「男女共同参画社会」の形成について、基本理念、国、地方公共団体及び国民の責務、基本計画の策定等が定められました。これを受け、本市では、平成13年（2001年）4月に、同法に基づく計画として、はだの女性プランを発展させた「はだの男女共同参画プラン」を策定しました。翌月から「女性のための悩み相談」を開設するなど、その後の改定を経ながら、意識啓発、基盤整備、相談体制の充実を進めてきました。

また、この間に、男女共同参画基本法、配偶者暴力防止法、女性活躍推進法、政治分野における男女共同参画推進法、育児・介護休業法の施行等を通じて、各種制度の整備や施策の実施が進められました。

このような中、女性の就業者数の増加、男性の育児休業取得率の上昇、テレワーク・時差出勤など働き方の選択肢が増え、また、ハラスメントに対する社会の受け止め方が変わるなど、男女共同参画社会の実現に向けた前進が見られました。さらに、近年は、未婚女性の理想も、未婚男性の将来のパートナーに対する期待も、「結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける」が、「結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ」を上回るようになるなど、若い世代の意識が変化しています³。

¹ はだの女性プランには、現在の男女共同参画社会を目指す枠組みの多くが用いられている。

（例）「政策・方針決定過程への女性の参加」「働く女性を支援するための環境条件の整備」「地域における福祉サービスの充実」「子育て環境の整備」「女性の健康と母性の尊重」「家庭での一人ひとりの自立と生活の充実」「学校教育における男女の自立と平等教育」

また同プランは、「もっばら女性の役割とされてきた家庭責任を男性も分担し、調和のとれた社会を形成するため、積極的に従来からの意識を変革していくための啓発が必要」と言及している。

² 平成5年（1993年）に設立された「はだの市民が創る男女共同社会推進会議」（令和6年（2024年）に「はだの市民が創る男女共同参画推進会議」に改称。）。19頁「コラム1」参照。

³ 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査（独身者調査）」（令和5年8月）

本市における令和6年度（2024年度）意識調査でも、「男性は仕事、女性は家事・育児を優先すべき」という考えに否定的な考えを持つ人が、回答者の64パーセントと、10年前に比べて9ポイント増加しており、本市が市民団体と協働で啓発している固定的な性別役割分担意識の解消に向けて前進がみられます。

しかしながら、女性の正規雇用率は男性と比べて依然として低く、この背景として、長時間労働や、女性への家事・育児等の負担の偏りがあり、その根底にある固定的な性別役割分担意識の解消が不可欠です。

このため、ジェンダー平等⁴の実現に向けて、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた意識改革、女性に対する暴力をなくすための啓発や被害者支援、様々な困難を抱える女性への支援が必要です。また、男女共同参画推進の基盤である育児・介護については、社会全体で支援する必要があります。

また、「健康」は、あらゆる活躍の基礎であり、とりわけ、妊娠・出産・育児の時期や更年期における心身の問題が、キャリア形成やワーク・ライフ・バランスのさまたげとならないよう、性差に応じた健康課題への理解と支援が求められています。

このような問題意識と視点のもと、これまでの取組を見直すとともに、新たな課題の解決に向けて「第5期はだの男女共同参画プラン」を策定します。

2 プラン策定の背景

(1) 国の動向

ア 男女共同参画社会基本法の制定

平成11年（1999年）6月23日、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付ける、男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。

男女共同参画社会基本法は、前文で、「日本国憲法に個人の尊重と法の下
の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会におけ

⁴ 社会的・文化的に作られた性別に対する考え方を「ジェンダー」という。ジェンダー間の格差（教育、収入、社会的地位など）は、本来の個人の能力とは関係なく、これが男らしい、これが女らしいといった固定的な性別役割の結果であり、このような社会的・文化的に作られたジェンダーによる不均衡、ジェンダー・ギャップ、差別や偏見が解消された状態を「ジェンダー平等」という。

なお、法務省は男女共同参画基本法を Basic Act for Gender Equal Society と、また、内閣府は第5次男女共同参画基本計画を The Fifth Basic Plan for Gender Equality と英訳している。

る取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている」とし、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」としています。

その上で、同法は、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）と定義し、国及び地方公共団体は、図表1に掲げる基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施する責務を有する（第8条、第9条）としています。

◆図表1 男女共同参画社会の形成についての基本理念

<男女共同参画社会の形成についての基本理念（男女共同参画社会基本法）>

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

（家庭生活における活動と他の活動の両立）

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

現在、政府において、「第6次男女共同参画基本計画」について、令和7年12月の閣議決定を目指した検討が進められています。この基本計画が決定された場合には、必要に応じ、その内容を本プランに反映します。

イ 第5次男女共同参画基本計画の策定

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策の基本的方向及び具体的な取組を定めた「第5次男女共同参画基本計画」が、令和2年(2020年)12月25日に閣議決定されました。

「第5次男女共同参画基本計画」では、経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、わが国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意⁵の着実な履行の観点から、「目指すべき社会」として4つの社会(図表2)を提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図るとしています。

◆図表2 男女共同参画基本計画の目指すべき社会

<男女共同参画基本計画の目指すべき社会>

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができるとする社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

こうした目指すべき社会においては、当然のことながら、女性に対する暴力は根絶されている。また、「昭和の働き方」ともいうべき「男性中心型労働慣行」から脱却し、女性が健康的に活躍できる社会である。

また、第5次男女共同参画基本計画では、基本的な視点及び取り組むべき事項として、図表3に掲げる4つの事項を定めています。

⁵ 持続可能な開発のための2030アジェンダ(SDGsを含む)、女子差別撤廃条約、北京宣言・行動綱領、国連女性の地位委員会における政治宣言、G7、G20、APEC、OECDなどにおける首脳宣言・閣僚宣言等。

◆図表3 基本的な視点及び取り組むべき事項

＜基本的な視点及び取り組むべき事項＞

- ①あらゆる分野における女性の活躍
- ②安全・安心な暮らしの実現
- ③男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- ④推進体制の整備・強化

◆図表4 第5次男女共同参画基本計画に示された認識等（抜粋・要約）

＜第5次男女共同参画基本計画における認識等＞

- ① わが国も賛同した「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれる持続可能な開発目標（SDGs）において、2030年までに、政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保することが掲げられ、各国の取組が加速する中、わが国の男女共同参画の推進状況は、政治分野や経済分野をはじめ非常に遅れている。
- ② 男女共同参画社会の実現への取組は、男女にとどまらず、年齢、国籍、性的指向・性自認に関すること等も含め、多様な人々を包摂し、全ての人が幸福を感じられる、インクルーシブな社会の実現につながる。
- ③ 男女共同参画はそれ自体が最重要であるが、ジェンダー平等への取組は、世界的な人材獲得や投資を巡る競争の成否を通じて日本経済の成長力にも関わる。今が、一人一人の幸福（well-being）を高めるとともに、経済社会の持続的発展を確保できるか否かの分岐点であるという危機感を持って、男女共同参画に強力に取り組む必要がある。
- ④ 長期の人口減少の中、未婚・単独世帯が増加している。単独世帯割合は、全世帯の3分の1を上回っている。また、女性の過半数が90歳まで生存する一方、平均寿命と健康寿命の差は、女性が男性より長いため、要支援・要介護の状況にある者も女性の方が多くなる。男女とも、親や配偶者の介護を担う負担が増大する可能性が高まっている。
 これからは「教育、仕事、老後」という単線型の人生設計ではなく、若いときからその時々的人生ステージにおいて全ての人々が、それぞれの希望に応じた様々な働き方、学び方、生き方を選べることを求められている。
 男女とも若いうちから「人生100年時代」を意識し、経済的自立や自己実現のための仕事と家事・育児・介護といったケアワークに主体的に関わることが、生涯にわたる自立した生活の維持に役立つ。
 また、生活と両立しうる持続可能な働き方を実践し、仕事以外の活動の場や役割を持つことが、生涯にわたり豊かな人生をもたらすと考えられる。

また、同計画では、わが国の男女共同参画社会を目指す取組の進展が未だ十分でない要因として、図表5に掲げる要因が考えられるとしています。

◆図表5 我が国における取組の進展が未だ十分でない要因

<p><我が国における取組の進展が未だ十分でない要因></p> <p>①政治分野において立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難なこと、人材育成の機会の不足、候補者や政治家に対するハラスメントが存在すること等</p> <p>②経済分野において女性の採用から管理職・役員へのパイプラインの構築が途上であること</p> <p>③社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していること等</p>

【第5期はだの男女共同参画プランへとの関連】

「第5次男女共同参画基本計画」について、次のとおり、第5期はだの男女共同参画プランに反映します。

(1) 国際社会との協調

ジェンダー平等に係る多国間合意の着実な履行の観点から提示する「目指すべき社会」である、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

⇒第3章「2 プランの性格・位置付け」

(2) ジェンダー平等・男女共同参画への取組による幸福（well-being）の向上及び経済社会の持続的発展

⇒基本方針1、基本方針2

(3) 人生100年時代における豊かな人生

⇒第2章「1 社会の変化」「(1) 本市の総人口と年齢区分別構成比の推移」

⇒第2章「2 男女共同参画をめぐる状況」「(8) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度」

⇒第5章「1 市民の役割と行動指針」

ウ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の制定

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（配偶者暴力防止法（図表6））は、平成13年（2001年）4月に制定されました。

この法律は、配偶者等からの暴力に関しての通報、相談、保護、自立支援、保護命令等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図ることを目的とします。

この法律での「配偶者からの暴力」については、「配偶者」には、法律婚の相手方、事実婚の相手方、生活の本拠を共にする交際相手が該当し、男女を問いません。また、「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、精神的暴力や性的暴力も含まれます。

この法律に基づき、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。）を図る責務を有します。

相談内容の約6割を占める精神的DVにより心身に重大な被害が生じた例があるなどの状況を踏まえ、令和5年（2023年）の改正（令和6年4月1日施行）により、裁判所の接近禁止命令の対象の拡大と期間の伸長、電話等禁止命令の対象行為の拡大等がありました。

配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対する配偶者からの暴力は、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の阻害要因となっています。このような状況を解消し、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組が必要です。

◆図表6 配偶者暴力防止法（抜粋）

<配偶者暴力防止法（抜粋）>

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

（女性相談支援員による相談等）

第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（福祉事務所）は、

生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

【第5期はだの男女共同参画プランとの関連】

「配偶者暴力防止法」について、次のとおり、第5期はだの男女共同参画プランに反映します。

(1) 地方公共団体の責務

配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（自立支援を含む。）を図る責務

⇒基本方針3(1)

(2) 女性相談支援員による相談

⇒基本方針3(1)、(2)

(3) 福祉事務所による自立支援

⇒基本方針3(1)

(4) 被害者の保護のための関係機関の連携協力

⇒基本方針3(1)

エ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の制定

平成27年(2015年)9月に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)が制定されました。

この法律により、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、基本原則(図表7)や、国、地方公共団体及び事業主の責務が定められました。また、事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に対し、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、求職者に資する情報公表を行うことが義務付けられています。

◆図表7 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本原則

＜女性の職業生活における活躍の推進に関する基本原則＞

(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

【第5期はだの男女共同参画プランとの関連】

「女性活躍推進法」について、次のとおり、第5期はだの男女共同参画プランに反映します。

(1) 職業生活における女性活躍の推進

⇒基本方針1 (2)

(2) 職業生活における活動を行うために必要な環境の整備

⇒基本方針1 (3)、基本方針2、第5章「2 事業者の役割と行動指針」

オ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の制定

平成30年(2018年)5月に、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画を推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。

この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職等にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(政治分野における男女共同参画)が、その政策の立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、基本原則(図表8)、国・地方公共団体の責務(図表9)等を定めることにより、政治分野における男女共同参画を推進しようとするものです。

◆図表8 政治分野における男女共同参画の推進に関する基本原則

＜政治分野における男女共同参画の推進に関する基本原則＞

(基本原則)

第2条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

◆図表9 政治分野における男女共同参画の推進に関する国及び地方公共団体の責務

＜政治分野における男女共同参画の推進に関する国及び地方公共団体の責務＞
 （国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（啓発活動）

第7条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

カ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定

令和4年（2022年）5月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布され、令和6年（2024年）4月から施行されました。

この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることにより、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の事情により様々な困難な問題に直面することが多いことに着目し、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することを目的としています。

この法律により、困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、図表10に掲げる事項を基本理念として行うこととされています。また、図表11に掲げるとおり、国及び地方公共団体の責務等が定められています。

◆図表10 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の基本理念

＜困難な問題を抱える女性への支援のための施策の基本理念＞
 （基本理念）

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状

況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

◆図表 11 困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずる国及び地方公共団体の責務等

<困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する国及び地方公共団体の責務等（抜粋）>

（国及び地方公共団体の責務）

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

（関連施策の活用）

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

（緊密な連携）

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

（女性相談支援員）

第11条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その

立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

- 2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

【第5期はだの男女共同参画プランとの関連】

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（令和6年（2024年）3月策定）」について、次のとおり、第5期はだの男女共同参画プランに反映します。

- (1) 関係各課の連携による相談と支援の提供
⇒基本方針3（2）
- (2) 女性相談（DV相談）等庁内連絡会議を、多様な女性の抱える問題の解決に向けた関係各課の情報共有と連携強化の場として活用
⇒基本方針3（2）
- (3) 女性相談支援員の配置
⇒基本方針3（2）
- (4) 支援を行う民間団体との連携、民間団体への支援
本市、神奈川県及び民間団体による連携協定
⇒基本方針3（1）

キ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の制定

仕事と育児・介護を両立できるように、柔軟な働き方を実現するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が、平成3年（1991年）に制定され、翌年4月から段階的に施行されています。

- ・子の出生直後の柔軟な育児休業の枠組みの創設
- ・育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け
- ・育児休業の分割取得（2回まで）
- ・育児休業の取得状況の公表義務付け（常時雇用1,000人超の企業）

(以下、令和6年(2024年)改正。翌年4月・10月に段階的に施行)

- ・子の年齢に応じ柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
- ・所定外労働の制限の対象労働者の範囲の拡大(3歳未満の子を養育する労働者→小学校就学前の子を養育する労働者)
- ・子の看護等休暇の取得事由(感染症に伴う学級閉鎖等、入園式、卒園式、入学式)・対象者(小学校3年まで)の拡大
- ・妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取と、聴取した意向についての配慮義務
- ・育児休業の取得状況の公表対象の事業主の範囲の拡大(常時雇用300人超の企業)
- ・介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認
- ・仕事と介護の両立支援制度等に関する雇用環境の整備等の義務付け

【第5期はだの男女共同参画プランとの関連】

育児・介護休業法による職場における仕事と家庭の両立のための環境づくりの推進は、はだの男女共同参画プランが目指す「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」「仕事と生活を両立するための環境づくり」を進めるうえで重要です。育児・介護休業法について、次のとおり、第5期はだの男女共同参画プランに反映します。

(1) 職場における仕事と家庭の両立のための環境づくりの推進

⇒基本方針2(1)

ク その他

(ア) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の制定

この法律は、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を推進するため、令和5年(2023年)6月23日に公布・施行されました。この理解増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として行われなければならないとしています(基本理念)。また、地方公共団体は、基本理念にのっとり、

理解増進に関する施策を策定、実施するよう努めるものとしています。

【第5期はだの男女共同参画プランとの関連】

この法律に基づく性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解増進に関する施策として、また、本市総合計画の基本施策である「人権を尊重し多様性を認め合う社会」の実現に向けた取組として、次のとおり、第5期はだの男女共同参画プランに反映します。

(1) 多様性を認め合う社会、「多様な性のあり方」への理解増進

⇒基本目標、基本理念、基本方針3 (2)、第5章

(イ) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

平成19年（2007年）12月18日、内閣総理大臣ほか関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（91頁に全文を掲載）を策定しました。（平成22年6月29日新合意）

【第5期はだの男女共同参画プランとの関連】

このガイドラインについて、次のとおり、第5期はだの男女共同参画プランに反映します。

(1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

⇒基本方針2、第5章

(ウ) 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」(令和2年5月・内閣府男女共同参画局)

このガイドラインは、災害時の被害を小さくするために、女性の視点からの災害対応が必須であることから、都道府県・市町村が女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるよう、基本的な考え方、平常時の備え、初期段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項を示しています。

【第5期はだの男女共同参画プランとの関連】

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」について、次のとおり、第5期はだの男女共同参画プランに反映します。

(1) 防災・復興における男女共同参画の視点からの取組の推進

⇒基本方針3 (4)

(2) 県の動向

ア かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の策定

神奈川県では、昭和57年（1982年）を「かながわ女性元年」として、同年4月に「かながわ女性プラン」を策定するとともに、「かながわ女性会議」「婦人総合センター（現 かながわ男女共同参画センター）」の活動がスタートしました。その後、平成14年（2002年）4月に「神奈川県男女共同参画推進条例」を公布・施行、翌年6月に「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定し、プランを改定しながら、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を行ってきました。

令和5年（2023年）3月に策定した「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」では、「すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会」の実現を基本目標（図表12）に掲げ、4つの基本理念（図表13）に基づき、市町村、NPO、民間企業等との連携を図りながら、施策を遂行することを決めました。また、国の「第5次男女共同参画基本計画」等を勘案し、5項目を重点目標（図表14）として、施策に取り組むとしています。

◆図表12 かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の基本目標

<基本目標>

すべての人が個性と能力を発揮できるジェンダー平等社会へ

男らしさ、女らしさを強制されず、それぞれが個々の力に見合った働き方や生き方を実現し、生きづらさが解消された社会である「ジェンダー平等社会」の実現をめざします。

◆図表13 かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の基本理念

<基本理念>

- ①人権の尊重
- ②あらゆる分野への参画
- ③ワーク・ライフ・バランスの実現
- ④固定的な性別役割分担意識等の解消

◆図表 14 かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の重点目標

<p><重点目標></p> <p>①あらゆる分野における男女共同参画</p> <p>②職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現</p> <p>③男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし</p> <p>④男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備</p> <p>⑤推進体制の整備・強化</p>

【第5期はだの男女共同参画プランとの関連】

第5期はだの男女共同参画プランは、「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」の基本目標、基本理念、重点目標等について勘案して策定します。

イ かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の策定

令和6年（2024年）3月、神奈川県は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条の規定に基づく、支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定と、「配偶者暴力防止法」第2条の3の規定に基づくかながわDV防止・被害者支援プランの改定とを合わせて、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定しました。

この計画に基づき県は、困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指し、3つの基本理念（図表15）にのっとり、国、市町村、民間団体等と連携・協働しながら、5つの重点目標（図表16）を定め、各施策に取り組みます。

◆図表 15 かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の基本理念

<p><基本理念></p> <p>①人権を尊重し、ジェンダー平等の実現に資する支援</p> <p>②当事者目線に立った支援</p> <p>③様々な機関と連携・協働した切れ目のない支援</p>

◆図表 16 かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の重点目標

<p><重点目標></p> <ul style="list-style-type: none">①関係機関と連携・協働した支援体制の充実②早期発見・対応と周知・啓発③安心して相談できる体制の整備④安心・安全が守られる保護体制の整備⑤自分らしく暮らすための自立支援の促進
--

【第5期はだの男女共同参画プランとの関連】(再掲)

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」について、次のとおり、第5期はだの男女共同参画プランに反映します。

- (1) 女性相談(DV相談)等庁内連絡会議を、多様な女性の抱える問題の解決に向けた関係各課の情報共有と連携強化の場として活用します。
⇒基本方針3(2)
- (2) 女性相談支援員の配置
⇒基本方針3(2)
- (3) 支援を行う民間団体との連携、民間団体への支援
本市、神奈川県及び民間団体による連携協定
⇒基本方針3(1)

●コラム1 はだの市民が創る男女共同参画推進会議

男女がお互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指して、平成5年に発足した市民団体です。

教育、労働、地域社会、福祉など、各分野から選出された委員21人が中心となり、行政と連携し、ひとりでも多くの方に「男女共同参画」への関心を持ってもらえるよう様々な活動を行っています。主な活動を紹介します。

▷ はだの男女共同参画フォーラム

男女共同参画にまつわるテーマで、毎年講演会を行っています。身近にある男女共同参画について、改めて考えるきっかけとなっています。

▷ 男女共同参画週間

毎年6月23日から29日までの男女共同参画週間に合わせて、啓発ブースの設置を行っています。また、大型商業施設で街頭啓発活動を行い、市民の方へ直接男女共同参画社会の実現を呼び掛けています。

▷ 市民の日の啓発・調査活動

毎年、団体で市民の日へ出店しています。男女共同参画への関心を高め、意識の啓発を図るためPRを行い、アンケート調査を実施しています。アンケート結果から市民の意識や実態の現状を把握し、取り組むべき課題の洗い出しに努め、今後の施策へ反映します。

▷ 女性に対する暴力をなくす運動

11月12日から25日までの運動週間に合わせ、ブースの設置や駅デジタルサイネージ、横断幕等で啓発を行っています。またパープル・ライトアップ・ツリーを設置し、女性に対する暴力の根絶を呼び掛けています。

▷ 人権・男女共同参画を考える会

人権と男女共同参画を考える機会として、毎年講演会を実施しています。人権作品の表彰式と同時開催し、市内の小中学生にも関心を持ってもらえるよう、様々なテーマを取り上げています。

誰もが自分らしく生きられる社会を実現するために、本市は、団体と協働して積極的な活動を続けていきます。

●コラム2 性別役割分担意識

「家事や育児は女性がするもの」「外で働いて家計を支えるのは男性の役割」

このように、個人の能力や個性に関係なく、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方は、かつては当たり前とされてきました。しかし、社会が変化するなかで、働きながら家事や子育てを担う女性、働きながら家庭で活躍する男性がますます増えています。それでも、社会に根強く残る性別による意識が、知らず知らずのうちに行動や役割分担に影響していることがあります。

「看護師や保育士は女性、エンジニアや建築士は男性の仕事」などの社会・職場におけるものや、「男の子は理系が得意で、女の子は文系が得意」といった教育に関するもの、「男の子はスポーツ、女の子はピアノを習う」といった日常の中にみられるものもあります。

性別にとらわれない役割分担は、家族の暮らしやすさにもつながります。たとえば、家事や育児を夫婦で一緒に担えばお互いの負担が減り、子どもも多様な大人の姿を見て育つことができます。また、男性が家庭での時間を大切にできれば、仕事と生活のバランスもとりやすくなります。

「性別役割分担意識をなくす」というと大きさに聞こえるかもしれませんが、第一歩は小さな気づきです。家事の分担を見直してみる、職場での言葉づかいに気をつけてみるなど、できることは身近にたくさんあります。

男女がともに自分らしく暮らし、活躍できる社会をつくるために、私たち一人ひとりが意識を変えていくことが大切です。

●コラム3 アンコンシャス・バイアス

「アンコンシャス・バイアス」は「無意識の思い込み」のことで、誰にでもありうるものです。自分では気づかないうちに、過去の経験や習慣から、性別や年齢、見た目などで人を判断してしまう先入観のことです。

たとえば、「力仕事だから女性には任せられない」、「男性は細かい作業が苦手だ」という思い込みです。家庭では「子育ては母親がするもの」と思い込む、地域の活動では「高齢の方はパソコンに詳しくないだろう」と予断を持つ、日常の場面で「血液型で性格を推測する」といったことも、アンコンシャス・バイアスの一例です。

大切なのは、「自分にもそんな先入観があるかもしれない」と気づくことです。気づくことで、無意識の思い込みを少しずつ変えることができます。例えば、何か活動をするときに性別や年齢に関係なく役割を振り分けたり、会議で立場によらず誰でも意見を出しやすい雰囲気を作ったり、家庭で家事や育児を話し合っただけで分担したりすることも、その一歩です。

アンコンシャス・バイアスは誰にでもあります。でも、意識して行動を変えることで、職場や家庭、地域での公平性や多様性を育むことができます。

●コラム4 ジェンダーギャップ指数

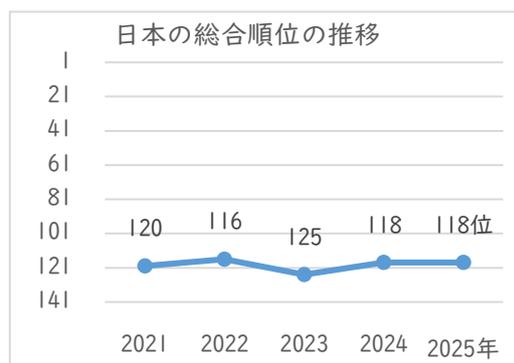
皆さんは「ジェンダーギャップ指数（Gender Gap Index）」という言葉聞いたことがありますか。この指数は、各国の男女平等の達成度を経済、政治、教育、健康の分野別に、0を完全不平等、1を完全平等として表したもので、世界経済フォーラムが毎年発表しています。

2025年の発表では、日本の達成度は経済（0.613）、政治（0.085）、教育（0.994）、健康（0.973）で、総合順位では148か国中118位でした。教育分野（識字率や就学率・66位）、健康分野（出生児や健康寿命の男女比・50位）では一定の成果が表れていますが、政治分野（国会議員や閣僚に占める女性割合・125位）や経済分野（管理職や意思決定層への女性登用、賃金格差・112位）において、実質的な不平等が根強く残っていることがわかります。

多くの国々がジェンダー平等に向けて成果を出しつつある中、私たちは、ジェンダーギャップ指数を、私たちが今どこに課題を抱えているのかを映し出す“鏡”として活用しながら、平等に向けた取組を加速する必要があります。

ジェンダーギャップ指数（2025年・総合）と順位

順位	国・地域	指数
1位	アイスランド	0.926
2位	フィンランド	0.879
3位	ノルウェー	0.863
4位	英国	0.838
5位	ニュージーランド	0.827
6位	スウェーデン	0.817
7位	モルドバ	0.813
8位	ナミビア	0.811
9位	ドイツ	0.803
10位	アイルランド	0.801
32位	カナダ	0.767
35位	フランス	0.765
42位	米国	0.756
85位	イタリア	0.704
101位	韓国	0.687
103位	中国	0.686
118位	日本	0.666



コラム5 ●SDGs（エス・ディー・ジーズ）

2015年9月25日の国連総会で、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」が採択されました。アジェンダには、持続可能な開発のための17の目標（SDGs）と、その下に定めた169のターゲット（達成基準）と232の指標が含まれています。

アジェンダは、「すべての女性と女児が完全なジェンダー平等を享受し、そのエンパワーメントを阻む法的、社会的、経済的な障害が取り除かれる世界」を目指すべき世界像の一つとしています。

SDGsの目標5「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを行う」は、全ての目標とターゲットにおける進展を左右する決定的に重要な目標と位置付けられています。これは、人類の半数に上る女性の権利と機会が否定されている間は、人類の潜在力の開花と持続可能な開発は達成できないという考えからです。

「第5期はだの男女共同参画プラン」の取組は、SDGsの達成を目指す取組です。

第2章 本市の現状と課題

1 社会の変化

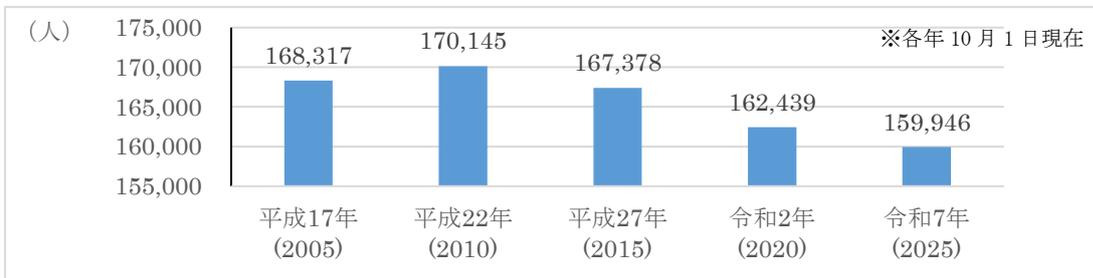
(1) 本市の総人口と年齢区分別構成比の推移

本市の人口は、現在の市域が定まった昭和38年の約5万3千人から増加を続けた後、平成22年（2010年）の約17万人をピークに減少に転じ、令和7年（2025年）には約16万人となっています。

年齢3区分別（図表18）で見ると、「年少人口」と「生産年齢人口」の構成比が低下傾向にある一方、「老年人口」の構成比は、平成17年（2005年）から令和7年（2025年）までの20年間でほぼ倍増しており、少子高齢化が急速に進んでいます。

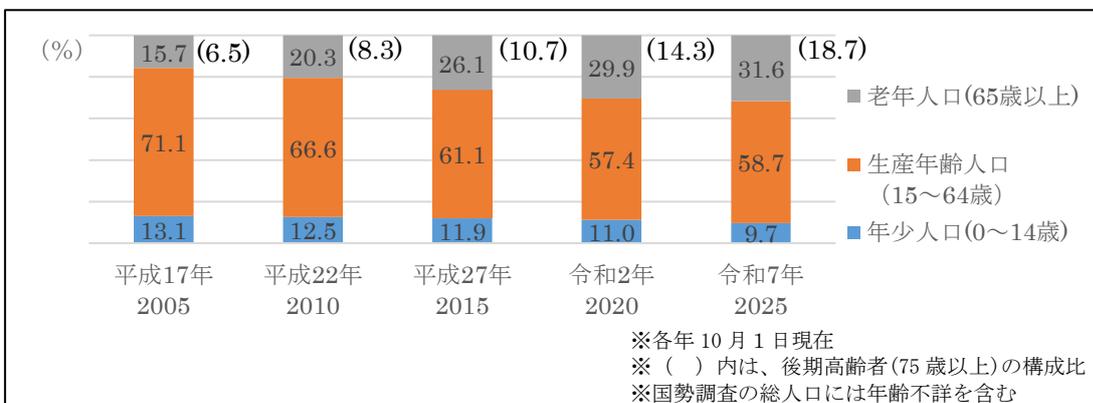
「人生100年時代」を迎えるに当たり、生涯にわたる自立した生活の維持を念頭に自分らしい活動の場を持つことが、一人ひとりに豊かな人生をもたらすとともに、持続可能な活力ある社会につながると考えられます。

◆図表17 本市の総人口の推移



出典：市HP「人口と世帯」より市民相談人権課作成

◆図表18 本市の年齢3区分別構成比の推移

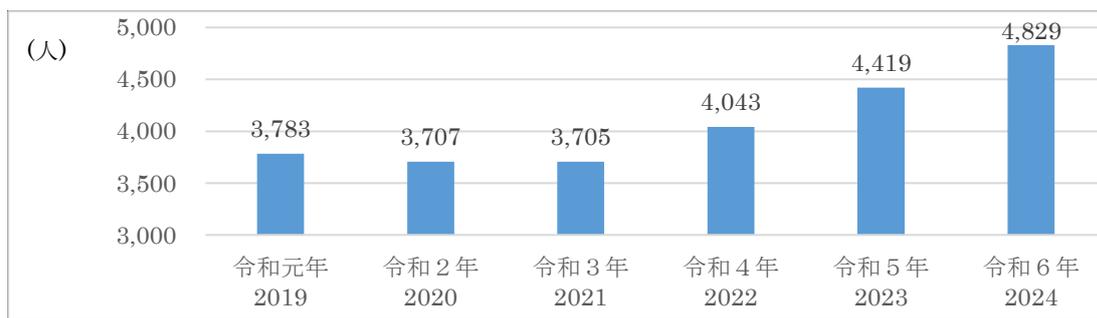


出典：各年度国勢調査結果（令和7年度は市HP「地区別年齢別人口集計」）より市民相談人権課作成

(2) 外国人住民人口の推移

本市の住民基本台帳に記載がある外国人住民数は、令和4年（2022年）以降は増加傾向にあり、令和6年（2024年）12月末日現在は4,829人となり、本市の人口の約3%を占めています。今後も相談窓口の充実等により、外国人住民が安心して暮らすことができるよう更なる支援が必要です。

◆図表 19 外国人住民の人口（住民基本台帳） 各年12月末日現在



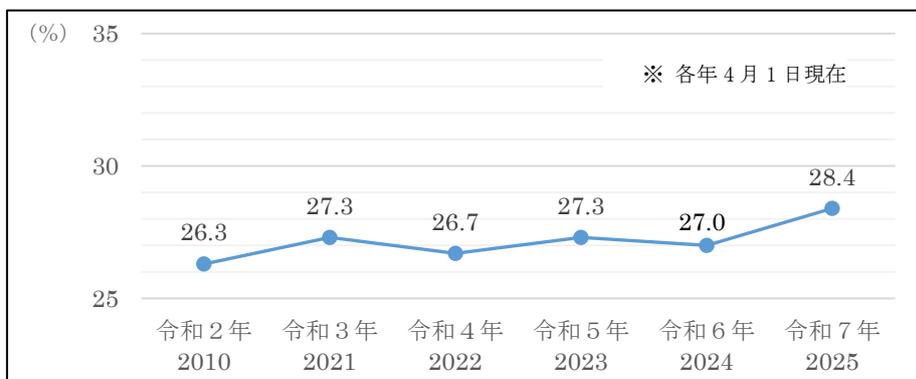
出典：「統計はだの」より市民相談人権課作成

2 男女共同参画をめぐる状況

(1) 市の審議会等

政治・行政決定過程への女性参画について、本市では審議会等の委員において女性の積極的な登用を図っています。しかし、本市の審議会等における女性委員の割合は、目標率（40%）を大きく下回っており、引き続き積極的な取組が必要です。

◆図表 20 市の審議会等における女性委員の割合



出典：市民相談人権課実施「附属機関等における委員の登用状況」調査

(2) 市議会議員

政治に多様な民意を反映させる観点から、平成30年(2018)年に政治分野における男女共同参画推進法が成立しました(10頁参照)。

令和5年(2023年)8月27日投票の本都市議会議員選挙では、候補者36人のうち7人が女性(女性比率19.4%)でした。また、当選者24人のうち4人が女性(女性比率16.7%)で、図表21の近隣市の中で女性比率が最も高い厚木市と、11.9ポイントの差があります。

図表21の近隣市の中で女性比率が最も高い厚木市と、11.9ポイントの差があります。

◆図表21 市議会議員の女性比率 (令和7年4月1日現在)

	市議会議員数(人)	女性市議会議員数(人)	女性比率(%)
秦野市	24	4	16.7
平塚市	26	6	23.1
厚木市	28	8	28.6
伊勢原市	20	3	15.0

出典：各市HPより市民相談人権課作成

(3) 自治会長

図表22の近隣市の中で女性比率が最も高い伊勢原市と、5.6ポイントの差があります。

◆図表22 自治会長の女性比率 (令和6年7月1日現在)

	自治会長数(人)	女性自治会長数(人)	女性比率(%)
秦野市	235	10	4.3
平塚市	225	21	9.3
厚木市	214	7	3.3
伊勢原市	101	10	9.9

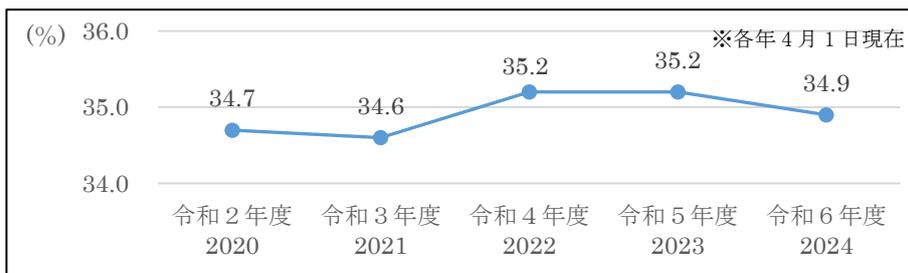
出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は、女性に関する施策の推進状況」

(4) 市職員

常勤職員の女性割合(図表23)は約35%、課長代理級以上の管理職職員に占める女性の割合(図表24)は約20%にとどまっています。

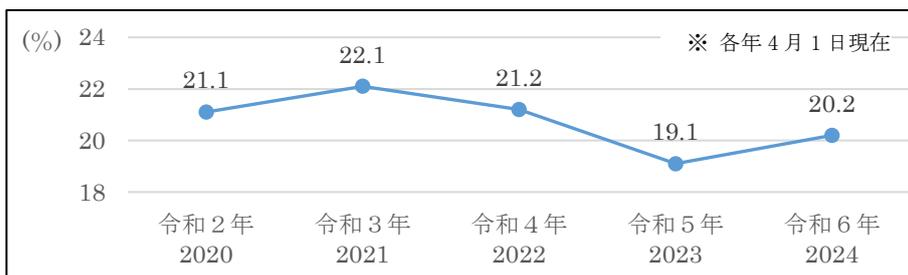
女性職員が職業生活において個性と能力を十分に発揮することは、多様な視点の確保による市民のニーズに応じた政策立案や行政サービスの質の向上等のために重要です。女性職員の採用及び参画について、引き続き積極的に取り組む必要があります。

◆図表 23 職員（常勤職員）に占める女性職員の割合



出典：人事課作成「女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画の取組状況及び女性の職業選択に資する情報の公表」より市民相談人権課作成

◆図表 24 課長代理級以上の職員に対する女性管理職の割合



出典：人事課作成「女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画の取組状況及び女性の職業選択に資する情報の公表」より市民相談人権課作成

また、男性職員の育児休業の取得割合（図表 25）は、令和2年度の4.5%から、令和4年度以降は40%を超えるまで増加しています。性別によらず育児に参加する意識が広まっている一方で、取得期間は、女性では1年以上の割合が多いのに対し、男性の多くが1か月以下であることから、取得促進に向けた一層の取組が必要です。

◆図表 25 男性職員の育児休業の取得割合



出典：人事課作成「女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画の取組状況及び女性の職業選択に資する情報の公表」より市民相談人権課作成

(5) 教員（小学校、中学校、幼稚園）

小学校正規教員では、女性の比率が高い状況が続いています。

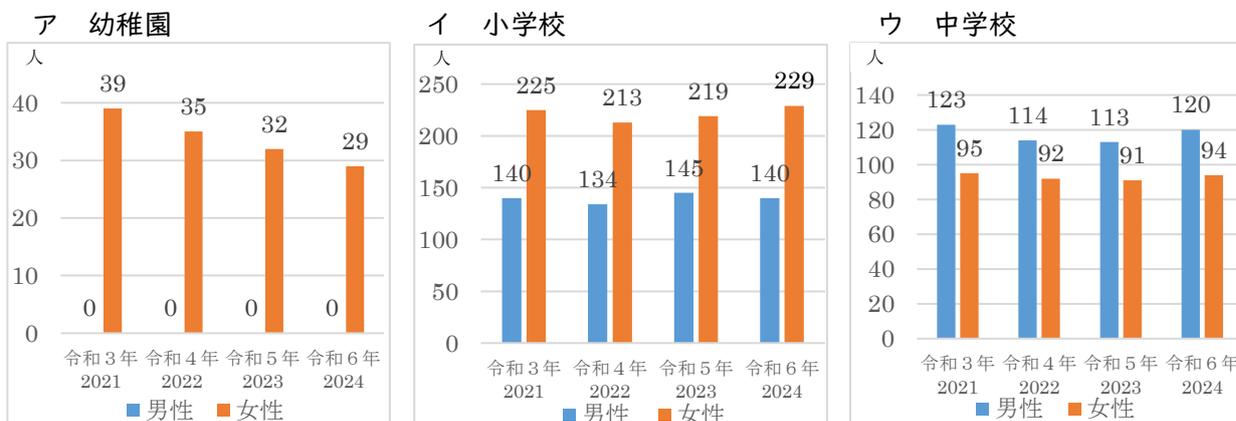
◆図表 26 正規教員（小学校、中学校、幼稚園）の男女別比率

（校長、教頭、事務、栄養、市費、兼任園長を除く実数）

	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)
女性教員	57.7	57.8	57.0	57.5
男性教員	42.3	42.1	43.0	42.4

出典：教育総務課「秦野の教育」より市民相談人権課作成（各年5月1日現在）

◆図表 27 正規教員の男女別比率【図表 26 の内訳】



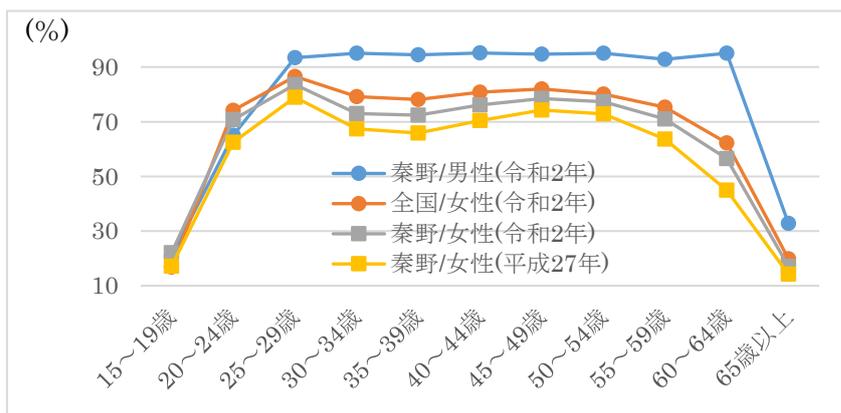
(6) 就業

本市における女性の労働力率は、どの年齢階級においても増加しており、働く人が増えていることが分かります。男性は、健康寿命の延伸や経済的理由、定年延長などの社会的理由により60歳以上の労働割合が特に増えています。

女性は、働き方改革関連法や女性活躍推進法など、女性活躍を推進するための

法律や制度が整備されてきた中で、子育て環境の整備など、仕事と家庭における両立支援施策の充実等を背景に、出産や子育てによる30代の労働人口の減少幅（M字カーブの谷）が小さくなってきていますが、台形を描く男性との差が依然としてあります。

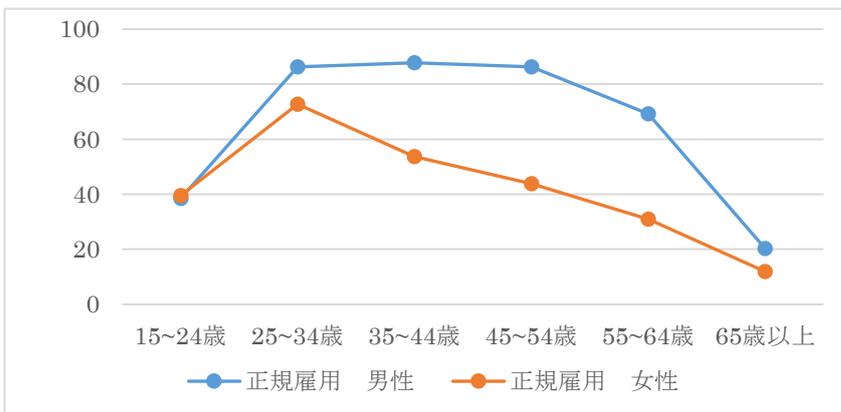
◆図表 28 年齢階級別労働力率（全国・秦野市）



出典：「令和2年（2020年）・平成27年（2015年）国勢調査結果（総務省統計局）」より市民相談人権課作成

さらに、図表 29 をみると、男性の正規雇用率のグラフが逆U字型を描いているのに対し、女性の正規雇用率では、25~34歳をピークに下降していく「L字カーブ」を描いており、このことが、男女の賃金格差の要因となっています。L字カーブの解消に向けて、女性の経済的自立やキャリア形成に向けた取り組みが必要です。

◆図表 29 年齢階級別正規雇用率（神奈川県）



出典：「神奈川県労働力調査結果報告 2024 年平均（神奈川県統計センター）」より市民相談人権課作成

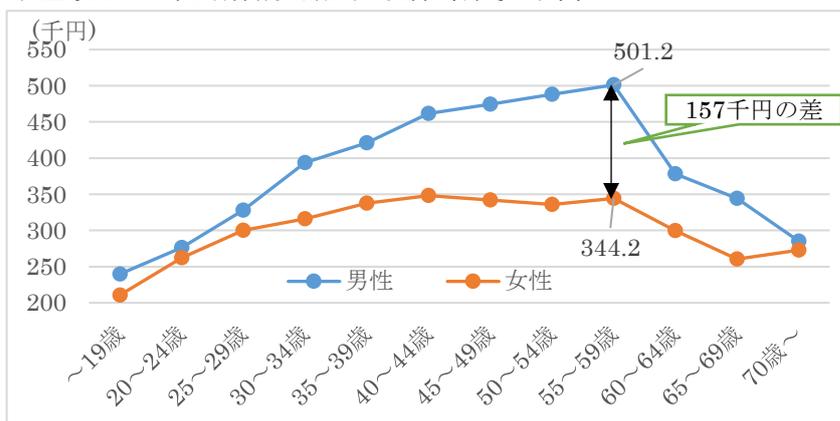
図表 30 のとおり、給与月額は全年齢で男性の方が高く、男女差は年齢とともに

に拡大する傾向があります。これは、女性の正規雇用率が、25～34歳をピークに下降すること、女性の管理職比率が低いこと、結婚や出産等のライフイベントにより女性の平均勤続年数が男性より短いことなどに起因しています。

内閣府の調査によると、配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかの被害を受けたとき、相手と「別れたい（別れよう）」と思ったが、別れなかった」という人に別れなかった理由を複数回答で聞いたところ、「子供がいる（妊娠した）から、子供のことを考えたから」が71.4%と最も多い回答でした。次いで多かったのが「経済的な不安があったから」で、男性の7.4%に対し、女性の61.5%がこれを理由に挙げました。経済的に自立が困難な女性が暴力の我慢を強いられている場合が多いと考えられます。

女性に対する暴力をなくす取組、被害者を支援する取組、女性の経済的自立に向けた取組が必要です。

◆図表 30 年齢階級別給与月額（神奈川県）



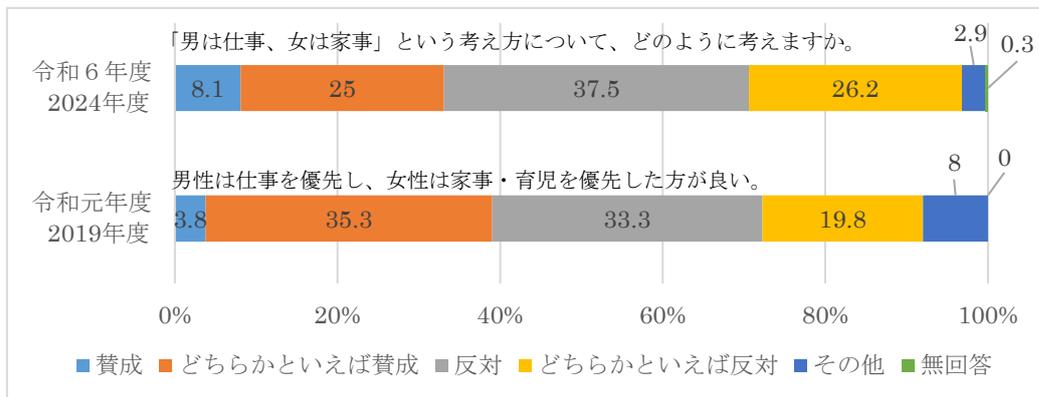
出典：「令和6年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」より市民相談人権課作成

(7) 固定的性別役割分担意識に関する調査

「男性は仕事、女性は家庭」という考えに「反対」と回答した人の割合は、令和6年度の調査では63.7%で、5年前と比べて10.6ポイントの増加となっています。一方、「賛成」は33.1%、6.0ポイントの減少であり、固定的な性別役割分担意識に変化が見られます。

女性も男性も自らの意思で多様な選択ができ、個性と能力を発揮して自分らしく生きることができる社会を築くためには、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組が必要です。

◆図表 31 固定的性別役割分担意識に関する調査



出典：令和6年度「市民の日」アンケート【回答408】、令和元年度Webアンケート【回答400】

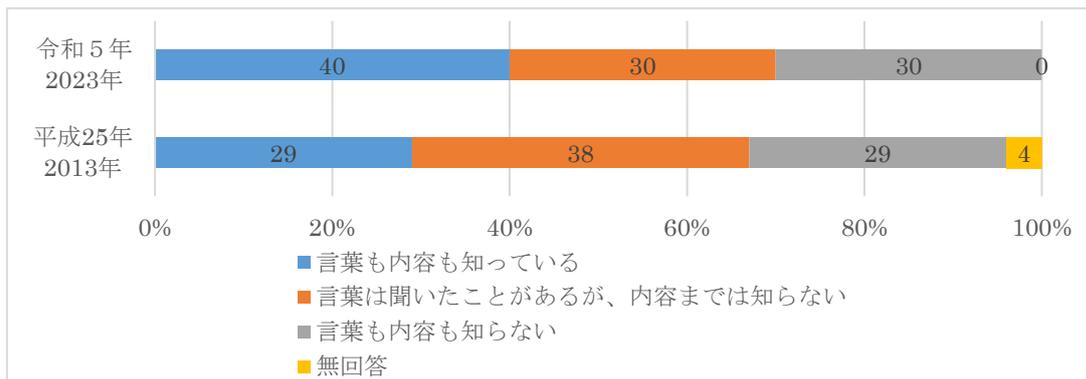
(8) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度

ワーク・ライフ・バランスという言葉について、認知度が高まっています。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、男性の職業生活以外の生活面（家事・育児・介護等）への参画の促進のために不可欠であるとともに、「人生100年時代」において、一人ひとりが若いうちから複線的に個人の生き方を実現していくためにも重要です。

女性も男性も自らの意思で多様な選択ができ、個性と能力を発揮して自分らしく生きることができるとともに、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、より多くの方への周知及び啓発が必要です。

◆図表 32 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度に関する調査



出典：「設立30周年記念 はだの市民が創る男女共同社会推進会議 活動の記録」【R5 回答217, H25 回答304】

(9) 男女共同参画社会の実現に向けて進めるべき施策に関する意識調査

男女共同参画社会の実現に向けて進めるべき施策に関する令和6年度(2024年度)の意識調査では、「進めるべき施策」に、「良好な子育て環境の整備と子育て世代への支援の推進」「安心して介護することができる環境の整備」「災害時で

も安心できる環境の整備」を挙げる回答が上位となっています。

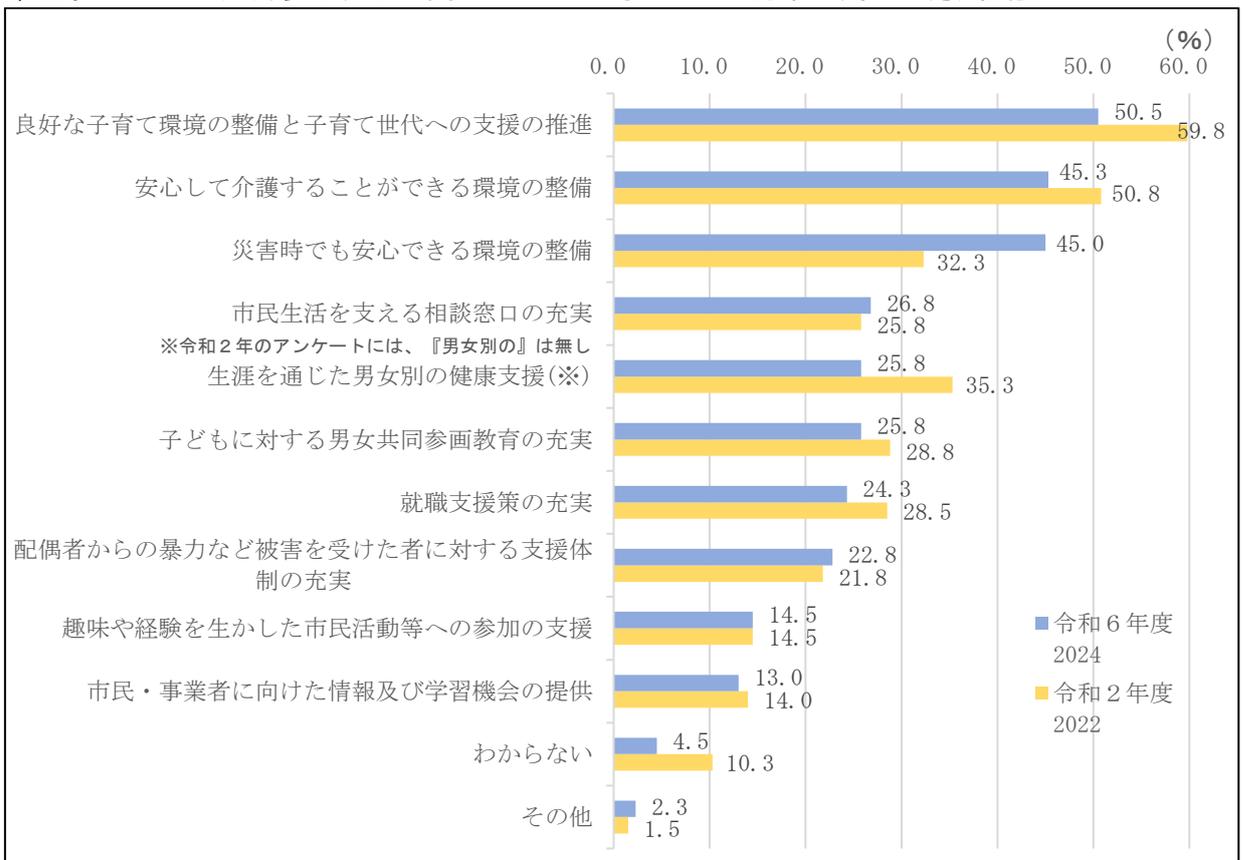
「災害時でも安心できる環境の整備」については、令和2年度（2022年度）と比べて12.7ポイントの増であり、近年の大規模災害の頻発に伴う、被災者が置かれる具体的な状況についての理解の深まりや不安の高まりの中で、「災害時でも安心できる環境の整備」を求める人が増加していることが伺えます。

また、「わからない」の回答率が減少していることから、男女共同参画社会への意識・関心も高まっていることが伺えます。

性別にかかわらずあらゆる活動に参画することができる男女共同参画社会の実現に向けて、子育て・介護等への社会的な支援が求められています。

また、災害時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、家事・育児・介護等の女性への集中、配偶者等からの暴力や性被害といったジェンダー課題が拡大されることが指摘されています。女性参画の拡大を進めるべき分野として、防災・復興に関する分野への要請が高まっています。

◆図表 33 男女共同参画社会の実現に向けて進めるべき施策に関する意識調査



出典：令和6年度・令和2年度Webアンケート結果【回答400、回答率100%、複数回答可】

(10) 「女性のための悩み相談」の相談件数

近年は年間 200 件前後の相談があります。女性が抱える、DV被害を含む様々な悩みや困難に寄り添い、必要な支援につなぐため、引き続き相談窓口の周知に努めます。

◆図表 34 女性のための悩み相談の相談件数



出典：女性相談記録集計資料より市民相談人権課作成

(11) 保育所・認定こども園入所状況

保育需要の増加に伴い、これまで利用定員の拡大に努め、さらには利用定員を上回る弾力的運用を行ってきましたが、「秦野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育コンシェルジュによる相談や保育所等との入所調整、個別ニーズに合った園の提案に努めた結果、3年連続で待機児童(※)がゼロとなっています。今後も引き続き、保護者が希望する教育・保育が受けられるよう、保育環境の整備に取り組んでいきます。

◆図表 35 保育所等入所状況（各年4月1日現在）

	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
保育定員数	2,571人	2,577人	2,594人
入所児童数	2,411人	2,417人	2,425人
待機児童数	0人	0人	0人

出典：保育こども園課作成資料より市民相談人権課作成

※ 待機児童…保育の必要性の認定を受け、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)又は特定地域型保育事業、特例保育の利用の申込がされているが、利用していない者のうち、次の者を除いたもの。

- ・利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している者
- ・認可外保育施設へ入所している者
- ・求職活動を行っていない、又は主に自宅で求職活動を行っている者 など。

(12) 放課後児童ホーム入室状況

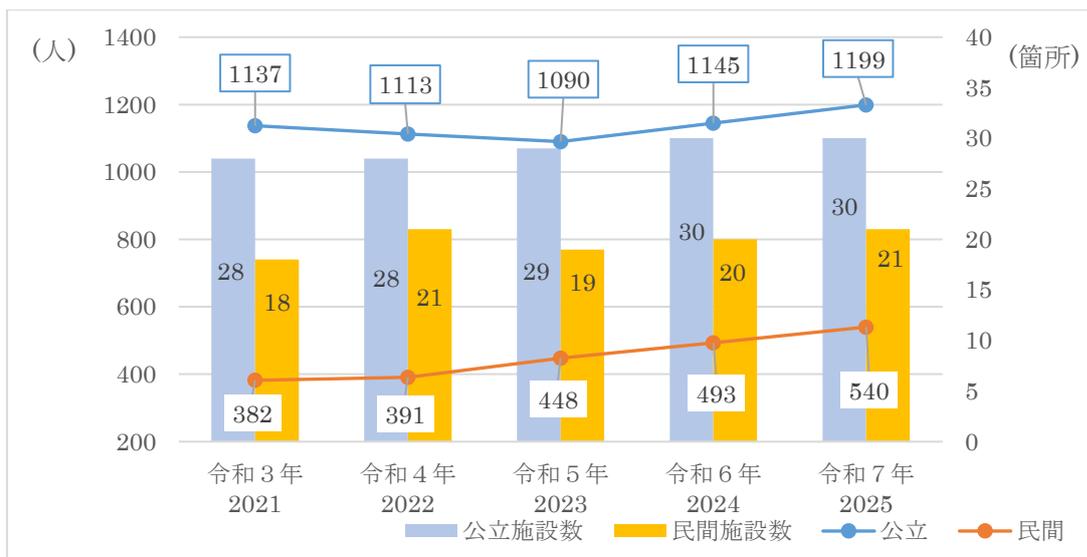
保護者が就労、疾病等により昼間家庭にいない小学生について、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る放課後児童ホームは、市内の全小学校 13 校に設置しているほか、民間7事業者が学童保育施設を運営しており、仕事と子育ての両立を支えるため、重要な役割を担っています。

本市では、利用者からの対象学年拡大の要望等を踏まえ、令和6年4月から放課後児童ホームの対象を6年生まで拡大し、保護者が安心して就労できる環境整備を進めてきました。

また、開室時間についても、午後7時まで、土曜日及び長期休暇中の朝は午前8時からの拡大を実施しています。

今後も多様化する利用ニーズに対応できるよう、受入体制の充実と質の向上に取り組んでいきます。

◆図表 36 児童ホーム入室状況と教室数（各年4月1日現在）



出典：こども育成課作成資料より市民相談人権課作成

3 第4期プランにおける推進状況等の評価及び第5期プランに向けた課題の分析

(1) 男女共同参画推進施策事業における内部評価

第4期プランにおける事業の推進状況について、内部評価を毎年実施し、進行管理を行いました。

令和7年度までの5年間の計画期間のうち、4年間の推進状況（内部評価）は図表37のとおりです。

各年、約8～9割がA評価の「推進できている」、約2割が、B評価の「概ね推進できたが、改善や見直しが必要である」、または、C評価の「着手したが推進の成果が得られなかった」となっています。第4期プランにおける事業の推進状況を踏まえて、課題を分析し、第5期プランにおいて対応する必要があります。

◆図表 37 第4期プランに位置付けた個別事業における内部評価 (単位 事業数)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
A評価の事業	68	71	71	72
B評価の事業	13	10	7	6
C評価の事業	0	0	2	2
D評価の事業	0	0	0	0
全事業数	81	81	80(※)	80
A評価… 推進できて、今後も継続推進する。 B評価… 概ね推進できたが、改善や見直しが必要である。 C評価… 着手したが推進の成果が得られなかった。 D評価… 未着手、推進できなかった。				

※令和5年度に1事業が廃止され、総事業数が減となっています。

(2) 主な成果と課題

第4期プランにおける事業の推進状況を踏まえた主な成果並びに主な課題及びその課題を踏まえた第5期プランへの反映については、次のとおりです。

ア 主な成果

(ア) 子育て世帯の保育ニーズの増加に伴い、保育環境の整備を望む声に対応するため、保育利用定員の拡大を図り確保するとともに、個別のニーズに

合わせて入所調整を図るなど、きめ細やかな対応に努めた結果、令和4年度から3年度連続で待機児童0人を達成しました。仕事と子育てを両立し、安心して子育てができる環境づくりを進め、全ての児童が希望する教育・保育を受けられるよう、取り組みました。

<待機児童数> 9人（令和元年度）→0人（令和6年度）

- (イ) 子育て環境の整備として、親子同士が触れ合えて、育児について気軽に相談できる場として、地域子育て支援拠点である「子育て支援センター」の設置箇所を増やし、子育てにおける不安の解消や孤立の解消、子どもの豊かな情緒を育てる環境づくりを推進しました。

<子育て支援センター数> 8か所(令和元年度)→10か所(令和6年度)

- (ウ) 災害発生時において、様々な困難に対応するため、性別によるニーズの違いに配慮し、男女がともに協力し合えるよう、女性の視点を取り入れた各地域の避難所運営マニュアル作成の支援を行いました。避難所運営訓練にて、避難所運営委員と避難所における女性に配慮した施設レイアウトや避難所ルールについて意見交換を実施し、その結果を施設レイアウト等に反映しました。

- (エ) 求職者支援カウンセリングにおいて、ひとり親家庭や女性カウンセラーが対応する女性専用日を6回設けたほか、月に一回一時保育を実施し相談しやすい体制を整えました。また、育児と仕事の両立を目指す方が活躍できる雇用・就業機会を確保するために、ハローワーク松田及び市内関係課と連携し、秦野版のマザーズハローワーク（子育て世帯就職相談会）を実施しました。

- (オ) 令和5年7月から「秦野市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。人生のパートナーであると宣誓したカップルに、宣誓書受領証を交付する制度です。パートナーとの関係性を理解されにくい悩みを抱えている性的少数者を含むカップルや婚姻届を出していない事実婚である方が、ご自分らしく生きることがを応援するとともに、「多様な性のあり方」に関する理解の促進を図るものです。また、宣誓された方の転入・転出に伴う負担を軽減するため、近隣8市町村との間で連携協定を締結しました。

<宣誓件数> 5件（令和7年9月末日現在）

イ 主な課題と第5期プランへの反映

(ア) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援による安心して子育てができる環境の整備が必要です。出産時には、母親の心身の回復、赤ちゃんの成長や家族へのサポート、育児不安や孤立、産後うつなど様々な課題があります。産婦に対してケア事業を行うことでこれらの課題に対処し、子育てにおける包括的なサポートが必要です。

⇒ 第5期プラン 基本方針1-(3)へ反映します

(イ) 子育てや介護が必要となったとき、性差に関わらず仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現できるよう、事業主には、多様な働き方に対応する休暇等の制度整備や意識改革等の理解を求め、労働者には、制度の理解と積極的な活用を働きかけることが必要です。

特に、男性の部分休業、育児休暇、介護休暇の取得を促進することは、女性に偏る家庭生活での負担を軽減するために不可欠であるとともに、誰もが心身の健康を維持し、喜びと責任を分かちあう豊かな人生を送ることにつながります。

⇒ 第5期プラン 基本方針2-(1)及び「市民及び事業者の役割と行動指針」へ反映します

(ウ) 犯罪により被害を受けた人やその家族等は、精神的被害、経済的困窮、社会からの孤立などの様々な困難に直面するため、これらの困難を軽減し生活を再建できるよう、適切な支援が不可欠です。

本市では、犯罪被害に遭われた方やそのご家族が、地域で安心して日常生活を取り戻すことができるよう、また市民が安心して暮らすことができるよう、「秦野市犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和4年4月1日から施行しました。

⇒ 第5期プラン 基本方針3-(2)へ反映します

(エ) 誰もが「多様な性のあり方」の一員であることを認識し、一人ひとりの性のあり方を尊重することは、個人の尊厳のために不可欠であるとともに、誰もが自分らしく生きられる社会の実現のためにも重要です。

⇒ 第5期プラン 基本方針4-(2)へ反映します

第3章 プランの基本的な考え方

1 策定の趣旨

誰もが個性と能力を十分に発揮して、自分らしい生き方ができる男女共同参画社会を実現するため、基本目標及び基本理念を示し、男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この第5期はだの男女共同参画プランを策定します。

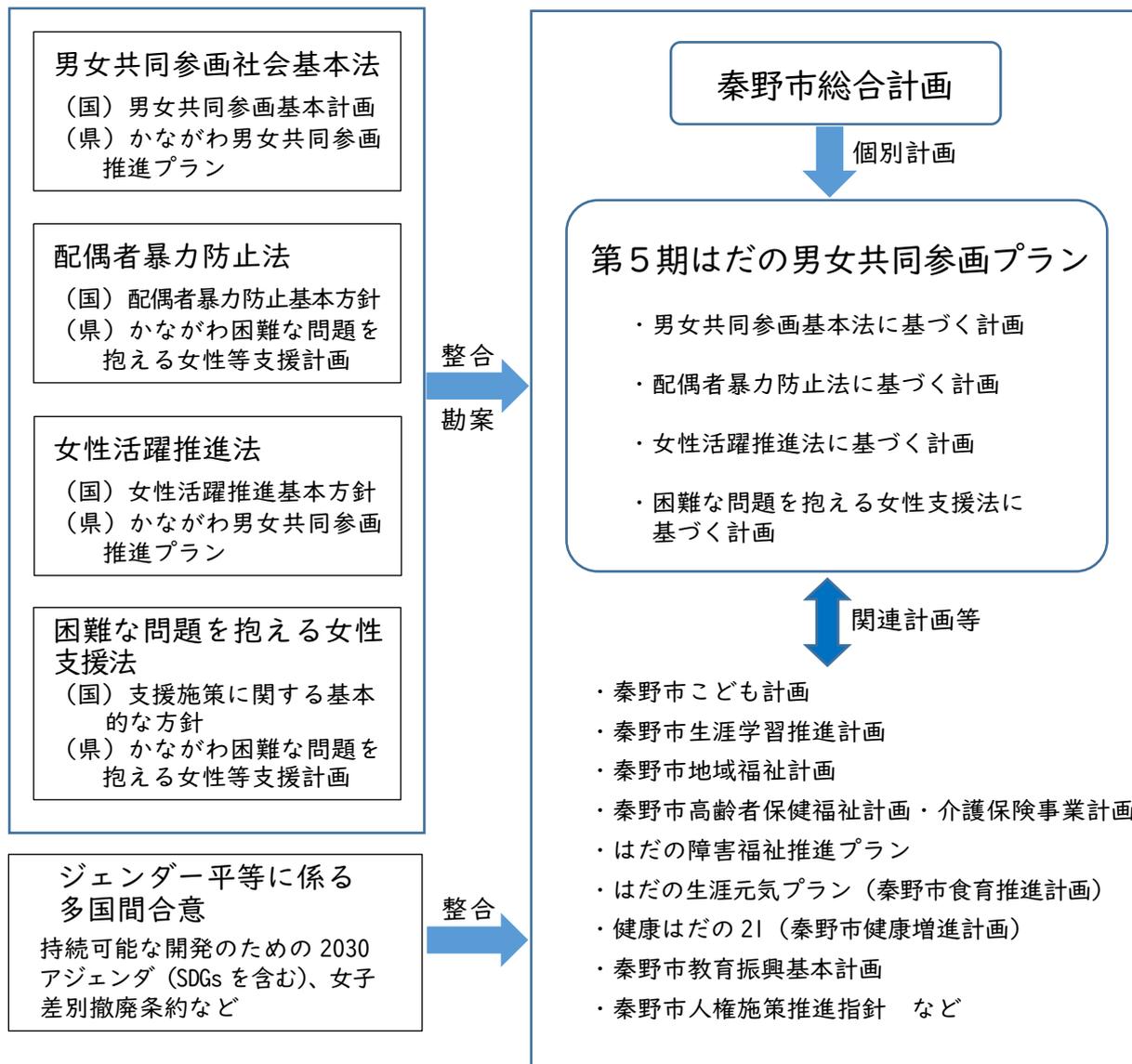
2 プランの性格・位置付け

本プランは、男女共同参画社会の形成の促進に関する本市の基本方針及び基本施策を示す「行政計画」としての性格と、市民・事業者・行政が一体となって取り組む「社会計画」としての性格とを兼ね備えるものです。また、2030アジェンダ（SDGsを含む）等のジェンダー平等に係る多国間合意の履行に資する計画です。

本プランは、秦野市総合計画の個別計画であるとともに、次の位置づけを持つものです。

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、政府が定めた男女共同参画基本計画及び県男女共同参画計画を勘案して定める「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」
- (2) 配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づき、内閣総理大臣等が定めた基本方針に即し、かつ、県基本計画を勘案して定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」
- (3) 女性活躍推進法第6条第2項に基づき、政府が定めた基本方針及び県推進計画を勘案して定める「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づき、厚生労働大臣が定めた基本方針に即し、かつ、県基本計画を勘案して定める「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」

◆図表 38 第5期はだの男女共同参画プランの性格・位置付け



3 計画期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。

また、本市総合計画との整合を図るため、同計画(後期基本計画)と同一の計画期間とします。

4 改定のポイント

- (1) 第4期プランの推進により得られた成果や課題に基づき、個別事業等の見直しや新設を行います。
- (2) 第4期プラン策定後の法律の制定・改正、社会情勢の変化、本市施策の状

況等に対応するため、男女共同参画社会の実現に向けた取組は、「人権を尊重し多様性を認め合う社会」の実現に向けた取組と軌を一にするものであるとの認識から、基本目標、基本理念、個別事業等を見直します。また、①産後ケア事業に関する取組、②中学校給食に関する取組、③犯罪被害者等支援に関する取組、④困難を抱える女性への支援に関する取組、⑤多様な性についての理解促進に関する取組、⑥パートナーシップ宣誓制度に関する取組、⑦男性の育児休業等の取得率向上に関する取組、について本プランに新たに取り入れ、または、これまでの取組を発展させます。

①については 基本方針1-(3)へ反映します。

②については 基本方針1-(3)へ反映します。

③については 基本方針3-(1)へ反映します。

④については 基本方針3-(2)へ反映します。

⑤については 基本方針3-(2)へ反映します。

⑥については 基本方針3-(2)へ反映します。

⑦については 基本方針5-(3)へ反映します。

- (3) 男女共同参画の推進に向けての基本方針・主要施策の意義や、国及び県の計画との関係をより明確に表すため、全体の構成を見直すとともに、男女共同参画の視点をより意識した記述にします。

5 基本目標

すべての人が 自分らしく 個性と能力を発揮できる社会へ

誰もが個性と能力を十分に発揮して自分らしい生き方ができる男女共同参画社会の実現を目指します。

本市は、総合計画の基本施策として、また、秦野市人権施策推進指針の基本理念として、「人権を尊重し多様性を認め合う社会」の実現を目指しています。男女共同参画社会の実現は、誰もが個人として尊厳や人権を尊重され、自分らしい生き生きとした人生を享受することができる社会の実現に不可欠です。本市は、このプランに基づく男女共同参画社会の実現への取組が、性

別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、年齢、国籍などにとらわれない、多様性を認め合う社会の実現につながるという認識のもとに、この取組を推進します。

6 基本理念

「人権を尊重し多様性を認め合う社会」の実現を目指している本市は、男女共同参画社会基本法における基本理念を勘案の上、本プランの基本目標を実現するための基本理念を次のとおり定めます。

(1) 人権の尊重

全ての人の個人としての尊厳が重んぜられること、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、国籍等による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。

(2) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会の制度や慣行のあり方が、固定的な役割分担意識等を反映して、男女が社会における様々な活動を選択することを阻害する要因とならないように配慮すること。

(3) 政策等への立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、国や地方公共団体における政策または民間の団体における方針の立案や決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

(5) 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならないこと。

7 基本方針

基本目標及び基本理念の下、5つの基本方針を定めます。

(1) あらゆる分野における男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野で、全ての人が性別等にかかわらず意思決定過程に参画できるよう取り組みます。

(2) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

個人に合った多様で柔軟な働き方に対応することで、仕事と生活の両立を支える施策を推進します。

(3) 男女共同参画の視点による健やかで安全・安心なくらしの実現

様々な困難を抱えた人に対する支援や、健康な生活を送るための支援、男女共同参画の視点を踏まえた防災対策等に取り組むことで、誰もが健やかで安心して暮らせる社会を目指します。

(4) 男女共同参画の実現に向けた意識改革

子どもから大人まで、世代に応じた学習機会を提供するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、意識改革を行います。

(5) 推進体制の整備・強化

市民団体との協働と庁内各部署との連携のもと、計画的で効果的な推進に努めます。

8 施策の方向

5つの基本方針に基づき、13の「施策の方向」を定めました。（図表39参照）

9 年次報告書の公開と進行管理

本プランに定めた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の進行管理を行うため、年次報告書を公開するとともに、男女共同参画推進会議において、年次報告書による推進状況の把握及び対応策の検討を行います。

10 指標の設定

本プランでは、男女共同参画社会への到達状況及び事業等の推進状況をより分かりやすくし、プランを実効性のあるものにするため指標を設定します。

◆図表 39 指標

「★」は、男女共同参画社会への到達状況を測る指標

基本方針	施策の方向	指 標	現 状 (令和6年度)	中間目標 (令和10年度)	目 標 (令和12年度)
1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	(1)政策・方針過程決定における女性の参画	★審議会等における女性委員の登用率	25.6%	40.0%	40.0%
		★管理職（課長代理級以上）における女性の割合	17.8%	国の計画との整合を図るため現時点では未定	
	(2)職業生活における女性活躍の促進	★「妊娠・出産後も女性が仕事を辞めずに働き続ける」という考えに肯定的な考えを持っている市民の割合	R7.11 に初回アンケート調査を実施予定	90.0%	90.0%
		(3)男女共同参画の実現に向けた基盤整備	「ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合」 (1歳6か月児健康診査時)	80.3%	83.7%
	保育所等の待機児童数		0人	0人	0人
	ファミリー・サポート・センターの支援会員数		584人	590人	590人
	認知症サポーター養成者数	16,787人	20,500人	22,500人	
2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進	(4)ワーク・ライフ・バランスへの理解の促進と、仕事と生活を両立するための環境づくり	★ワーク・ライフ・バランスが実現できていると思う市民の割合 (R7.11 初回調査予定)	R7.11 に初回アンケート調査を実施予定	90.0%	90.0%
3 男女共同参画の視点による健やかで安全・安心な暮らしの実現	(1)様々な困難を抱える女性等への支援	女性相談室案内カードの設置箇所数	41箇所	45箇所	47箇所
	(3)生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援	特定健康診査の受診率	35.5%	39.0%	40.0%
	(4)防災・復興における男女共同参画の視点からの取組の推進	★防災会議の委員に占める女性の割合	8.8%	30.0%	30.0%
		防災講演会等の参加者数	2,914人	3,000人	3,000人

4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	(2) 意識啓発事業の推進	★「男性は仕事を、女性は家事・育児を優先」という考えに否定的な考えを持っている市民の割合	64.0%	90.0%	90.0%
		はだの男女共同参画フォーラム（講演会）参加者の満足度	72.0%	75.0%	75.0%
		★社会全体を通して男女が平等だと感じる市民の割合	R7.11 に初回アンケート調査を実施予定	90%	90%
5 推進体制の整備・強化	(1) 市民団体との協働による啓発	市民団体との協働による男女共同参画に関する啓発活動・調査活動の実施回数	12回	12回	12回
	(3) 市職員における「女性活躍行動計画」「子育て支援行動計画」に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進	★市の男性職員の育児休業・部分休業・育児短時間勤務の利用割合	75.0%	国の制度との整合を図るため現時点では未定	

基本目標

基本理念

基本方針

施策の方向

(都市像)

水とみどりに育まれ 誰もが輝く暮らしよい都市(まち)

(人権施策推進指針)

人権を尊重し多様性を認め合う社会

すべての個性と能力を發揮できる社会へ

I 人権の尊重

全ての人の個人としての尊厳が重んぜられること、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、国籍等による差別的取扱いを受けないこと、個人として能力を發揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。

II 社会における制度又は慣行についての配慮

社会の制度や慣行のあり方が、固定的な役割分担意識等を反映して、男女が社会における様々な活動を選択することを阻害する要因とならないように配慮すること。

III 政策等の立案及び決定への共同参画

男女が、社会の対等な構成員として、国や地方公共団体における政策または民間の団体における方針の立案や決定に共同して参画する機会が確保されること。

IV 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

V 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならないこと。

1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野で、全ての人が性別にかかわらず意思決定過程に参画できるよう取り組みます。

2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

ワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるための啓発や、個人に合った多様な働き方が選べる職場環境の普及を促進します。

3 男女共同参画の視点による健やかで安全・安心な暮らしの実現

様々な困難を抱えた人に対する支援、健康な生活を送るための支援、男女共同参画の視点を踏まえた防災対策等に取り組むことで、誰もが健やかで安心して暮らせる社会を目指します。

4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

子どもから大人まで、世代に応じた学習機会を提供するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、意識改革を行います。

5 推進体制の整備・強化

市民団体との協働と庁内各部署の連携のもと、計画的で効果的な推進に努めます。

- (1) 政策・方針決定過程における女性の参画
- (2) 職業生活における女性活躍の促進
- (3) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

- (1) ワーク・ライフ・バランスへの理解の促進と、仕事と生活を両立するための環境づくり

- (1) あらゆる暴力の根絶と被害者支援
- (2) 様々な困難を抱える女性等への支援
- (3) 生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援
- (4) 防災・復興における男女共同参画の視点からの取組の推進

- (1) 男女共同参画教育の充実
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の推進

- (1) 市民団体との協働による啓発
- (2) 年次報告書の公表と庁内推進組織による計画推進の適正管理
- (3) 市職員における「女性活躍行動計画」「子育て支援行動計画」に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進

それぞれの役割を認識し、行動指針を参考として、一人ひとり・各事業者が身近なところから男女共同参画社会の実現に向けて行動します。

市民

「自分らしさ」を認め合い、責任と喜びを分かち合う豊かな人生

事業者

女性の活躍と従業員のワーク・ライフ・バランスが実現された 持続可能な職場環境

第4章 プランの事業内容

社会情勢の変化に伴う市の課題や男女共同参画における国及び県の動向を踏まえ、5つの基本方針とそれに基づく13の施策の方向をもとに、66の事業を位置付けました。

基本方針Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野で、全ての人が性別にかかわらず意思決定過程に参画できるよう取り組みます。

職業生活における女性の活躍を支援するとともに、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を目指します。

【施策の方向】

- (1) 政策・方針決定過程における女性の参画
- (2) 職業生活における女性活躍の促進
- (3) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

【男女共同参画の視点】

女性は本市の人口の約50%を占めています。政治、経済、社会などあらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、急速な少子高齢化・人口減少の進展や価値観の多様化が進む中で、多様な視点が確保されることにより、全ての人が暮らしやすい持続可能な地域社会の実現につながります。

男女共同参画社会基本法は、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）と定義し、その促進を図るとしています。

誰もが個性と能力を十分に発揮して、生きがいを感じながら生活できる多様性を認め合う地域社会の実現は、持続的な発展の基礎としても重要であり、あらゆる分野における女性の参画の推進が求められています。

このため、女性への家事・育児・介護の負担の偏りの是正に向けた社会的な支援等の取組、仕事と健康課題の両立を支援する取組、女性の経済的自立に向けた取組、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイア

ス)の解消に向けた取組、市の施策・方針形成の場への女性参画の取組などを総合的に推進します。

(1) 政策・方針決定過程における女性の参画

【取組の方向性】

本市では、平成元年（1989年）に制定した「審議会、協議会等の運用に関する基準」の中で、女性委員の積極的な登用を掲げて以来、市の施策・方針形成の場への女性の参画の推進に取り組んでいます。現在では「秦野市審議会等への女性の参画推進基準」（平成18年（2006年）4月施行）に基づき、審議会等（市の附属機関及び要綱等に設置された懇話会等）の女性の構成比率の目標値を40%と定めて、女性の登用の積極的な推進を図っています。

しかしながら、令和7年（2025年）4月1日現在、審議会等における女性委員の構成比率は、27.2%にとどまっています。

このため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）として、引き続き、目標値に達していない審議会等を所管する課を対象として、ヒアリングを実施して状況を把握するとともに、女性人材リストや公募の活用等により、積極的な女性の登用に努めていきます。

審議会等における女性の登用が進まない要因として、団体推薦委員の所属団体内において女性の参画が進んでいない状況があり、この状況は、人々の間にある根強い固定的な性別役割分担意識等や、そうした意識等に基づいて長年にわたり続いてきた社会の制度や慣行が障壁となり、社会全体における男女共同参画が十分に進んでいない現状を反映していることが考えられます。このため、市民や事業者等に向けて、固定的性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランス実現への意識を高める広報・啓発などの働きかけを継続的に実施するとともに、男性の家事・育児等の家庭生活への参画を促進する取組や、女性のエンパワメントを促進する取組が必要です。

女性職員が職業生活において個性と能力を十分に発揮することは、多様な視点の確保による市民のニーズに応じた政策立案や行政サービスの質の向上等のために重要です。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	審議会等における女性委員登用の推進	・各審議会等における女性登用状況の調査を実施します。 ・関係課に働きかけ、審議会・協議会等における女性委員の登用率の引き上げを推進します。	市民相談人権課

2	女性人材情報の提供	・様々な分野において活躍する女性人材情報を本人の承諾を得て登録 ・女性人材情報を、審議会等委員の選定時等に関係課へ提供し、女性委員の登用を推進します。	市民相談人権課
3	女性管理職登用の推進	特定事業主行動計画に基づき、全ての職員の能力、意欲、実績を重視しつつ、女性の活躍推進を意識した人材登用方針を徹底します。	人事課

【指標（目標設定）】

指 標			担当課
◇審議会等における女性委員の登用率 地方自治法に基づく審議会等における女性委員の登用率			市民相談人権課
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
25.6%	40.0%	40.0%	
◇管理職等（課長代理級以上）における女性の割合 課長級以上職員に対する女性管理職の割合			人事課
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
17.8%	国の制度と整合を図るため現時点では未定		

(2) 職業生活における女性活躍の促進

【取組の方向性】

働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、「仕事か家庭か」という二者択一を迫られることなく働き続け、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、次のような取組が必要とされています。

- 1 男性の育児参画の促進も含めた男女問わず働きやすい環境の整備
- 2 女性の採用・登用拡大に向けた取組
- 3 職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、職業で活躍したいと希望する女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供
- 4 性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響への配慮
- 5 女性の健康上の特性への留意

また、固定的性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランス実現に向けた意識を高めるための啓発を継続的に実施するとともに、女性のエンパワーメントを促進する必要があります。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	協働による意識啓発事業	男女共同参画の市民推進組織である「はだの市民が創る男女共同参画推進会議」との協働によるフォーラム（講演会）の開催、街頭啓発活動等により、固定的な性別役割分担意識、仕事と生活の調和等、男女共同参画が推進するよう意識啓発や意識調査を実施します。	市民相談人権課
2	労働相談会、労働講座等の開催及び労働関係法令に関する情報提供	神奈川県との共催による、働くための基礎知識をテーマとした労働講座や街頭労働相談会等を開催します。 また、男女雇用機会均等法、労働基準法を始めとする労働関係法令や、育児・介護休業制度の改正内容等に関する情報提供をします。	産業振興課 市民相談人権課
3	就業カウンセリング、再就職支援講座、起業家入門講座等	求職活動中の方を対象に、専門のカウンセラーによる個別面接、就職相談を実施します。 また、結婚、出産、育児等で仕事を中断した女性を主とした子育て世帯を対象に再就職や起業を支援するための事業を実施します。	産業振興課 市民相談人権課
4	市民・事業者に向けた情報及び学習機会の提供	国、県等で作成されるパンフレット等の配布や情報誌を発行するとともに、講座、講演会等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについて、知る、又は考える機会を提供し、情報提供や啓発を行います。 また、市内の事業所に女性スキルアップ講座のチラシ等を配布し、男女共同参画に関する情報の周知を図ります。	産業振興課 市民相談人権課
5	市内事業者における労働実態（就業状況）の把握	商工会議所等と連携して調査を実施し、所定労働時間、年間所定休日数、従業員構成、職場のメンタルヘルス等の実態の把握に努めます。	産業振興課
6	女性のエンパワーメント事業	神奈川県及び近隣市町村と協働し、女性の就労や社会参画の支援につながる講座を開催することで、自らの意識と能力を高め、あらゆる活動への主体的な参画を支援する学習機会を提供します。	市民相談人権課

【指標（目標設定）】

指標			担当課
◇「妊娠・出産後も女性が仕事を辞めずに働き続ける」という考えに肯定的な考えを持っている市民の割合 （「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と回答した市民の割合）			市民相談人権課
現状値 （令和7年度）	中間値 （令和10年度）	目標値 （令和12年度）	
R7.11 初回調査予定	90.0%	90.0%	

(3) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

【取組の方向性】

男女共同参画社会の実現のため、育児や介護の負担を、個人や家庭のみで抱えるべき課題とするのではなく、社会的な基盤の整備により、社会全体で支えて負担軽減することにより、個人が仕事と生活が両立できるよう、また、多様な働き方・生き方を選択できるよう取り組みます。このため、その基盤整備に当たっては、固定的な性別役割分担意識が、特定の性に不均等に負担を集中させて男女共同参画の推進が阻害されることのないよう、ジェンダー平等の実現を意識して取り組みます。

ア 育児・介護等の基盤整備

(ア) 子育て環境の整備

安心して子どもを生み、喜びと責任をもって子育てができ、全ての子ども・若者が幸せに成長できるより良い環境づくりとして、「安心して妊娠・出産ができる、親子の成長への切れ目のない支援」、「全ての家庭が安全・安心に子育てできる環境づくり」のための各施策に取り組みます。これらの取組は、個人や家庭の育児への負担を、社会全体で支える取組であり、男女共同参画社会の実現のための社会的な基盤です。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	妊娠・出産包括支援事業	こども家庭センターを拠点として、母子保健コーディネーターを配置し、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を実施します。特に、母子健康手帳の交付時から、妊産婦の健康状態、家庭の状況に応じて、保健師、助産師及び管理栄養士等により、妊娠・出産・子育てに係る各種相談等を行います。	こども家庭支援課
2	産後ケア事業	出産後の母親が心身を回復し、育児に安心して取り組めるよう支援します。産後の体調ケアや育児不安の軽減、産後うつを予防を図ることを目的に、助産師などの専門職による宿泊・日帰り・訪問型のケアを提供し、授乳や育児相談、母体の健康管理などを行います。	こども家庭支援課
3	おめでとう家族教室（父親母親教室）及び祖父母教室	パートナーがお互いを理解・尊重し合い、責任を分かち合い、協力して子育てに臨む第一歩を支援します。妊婦が心身ともに順調に過ごし、夫婦等や家族で妊娠・分娩・産褥・育児等について知識や技術の習得をしながら、親となる自覚や役割について考え、参加者同士の交流を図ります。 初めて祖父母になる方を対象に、育児不安を抱える夫婦等の相談相手や育児支援ができるよう祖父母教室を実施します。	こども家庭支援課

4	適切な保育利用定員の確保	人口減少に伴い保育児童数の減少が見込まれる中、保育需要の傾向を見据えたうえで、既存保育所等における対応（定員拡大や弾力運用等）により、ニーズに応じた保育利用定員の確保に努めます。	保育こども園課
5	延長保育、一時預かり事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、保育所等や幼稚園において、通常の保育時間を超えて保育を実施します。 また、保護者の急な用事や就労、疾病、育児疲れ等に伴う多様な保育ニーズに対応するため、一時預かりを実施します。	保育こども園課 教育総務課
6	こども誰でも通園制度	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、保護者の就労等の要件に関わらず0歳6ヶ月から3歳未満の児童を対象として、月10時間まで保育所等の利用を可能とする「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」を実施します。	保育こども園課
7	医療的ケア児の保育所等の利用	恒常的に医療的ケアが必要な児童の保育に向け、基本事項を定めたガイドラインを策定し、市立認定こども園においてインクルーシブ保育を実施します。	保育こども園課
8	病後児保育事業	病気の回復期にあり、学校や保育所等での集団生活をするのが心配な児童を、保護者の就労や疾病等により家庭で保育ができない場合に、看護師、保育士が専用の保育室で一時的に保育します。	保育こども園課
9	子育て支援センターの充実及びコミュニティ保育の推進	こどもや保護者が互いに触れ合う交流の場や子育ての悩みを相談できる場を提供し、子育てに対する不安感の緩和、保護者の社会的孤立の解消を図るため、子育て支援センター「ぽけっと21」等を充実します。 また、就園前のこどもがいる保護者がグループをつくり、こどもの発達段階に応じて、保育所の助言を受けて活動するコミュニティ保育を応援します。	こども政策課
10	ファミリー・サポート・センター（※）事業	地域の中で、子育ての援助を受けたい人と子育ての支援をしたい人が互いに助け合う、子育ての相互援助活動を推進します。 ※ファミリー・サポート・センター 仕事や急な用事で、「こどもを保育施設へ送迎してほしい」「少しの時間、面倒を見てほしい」など、子育てをしている親の悩みを地域の人たちで解決する取組です。本市では平成12年から始まり、依頼者も支援者も事務局に登録する会員制です。	こども政策課
11	放課後児童ホームの充実	放課後帰宅しても保護者が家庭にいない小学校1～6年生を対象として、授業終了後の遊びや生活の場を提供します。	こども育成課

12	こども相談	18歳未満のこどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、家庭相談員、児童心理相談員、保健師が、青少年や子育ての悩みに関する相談を実施します。 また、概ね39歳以下の社会生活に不安を感じている若者及びその家庭を対象に、精神保健福祉士等の専門相談員が、若者の自立・就職に関する相談を実施します。	こども家庭支援課
13	母子・父子相談	自立支援員による、ひとり親家庭の自立に向けた生活や子育てに関する相談、離婚前相談を実施します。	こども政策課
14	中学校給食	令和3年12月から中学校給食を開始しました。栄養バランスのとれた食事を提供し、生徒の健康の保持増進のための支援につながります。また、社会経済環境の変化等に伴い弁当の準備が困難な家庭が増える中、子育て支援につながります。	学校教育課

【指標（目標設定）】

指 標			担当課
◇ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合（1歳6か月児健康診査時）			こども家庭支援課
現状値 （令和6年度）	中間値 （令和10年度）	目標値 （令和12年度）	
80.3%	83.7%	83.9%	
◇保育所等の待機児童数 保育所及び認定こども園における待機児童数			保育こども園課
現状値 （令和6年度）	中間値 （令和10年度）	目標値 （令和12年度）	
0人	0人	0人	
◇ファミリー・サポート・センターの支援会員数			こども政策課
現状値 （令和6年度）	中間値 （令和10年度）	目標値 （令和12年度）	
584人	590人	590人	

(イ) 介護環境の整備

高齢者人口の増加に伴い要介護者数が増加し、個人や家庭の介護負担が重くなっている中で、介護を社会的に支援することにより、個人が仕事と生活が両立できるよう、また、多様な働き方・生き方を選択できるよう取り組みます。また、孤立した介護生活の防止、長期にわたる介護による心身のストレスの軽減など、介護環境の整備を図ります。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく介護サービスの整備	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）など、介護を支える施設の増床及びバランスのとれた配置を促進します。	高齢介護課
2	給食・ショートステイサービス	日常の食生活に支障をきたしている高齢者が、栄養バランスのとれた食事をするこゝとで、健康で自立した生活の確保を図るとともに、安否確認を行う給食サービスや、虚弱なひとり暮らし高齢者が一時的に家庭での生活ができなくなった時に、老人ホームの空きベッドを活用するショートステイサービスを実施します。	高齢介護課
3	入浴サービス、日中一時支援事業等	家庭での入浴が困難な障害者に対する入浴車等による入浴サービスや、福祉施設において障害者の活動場所を確保することで、家族の支援、日常介護している家族の一時的な休息を図る事業を実施します。	障害福祉課
4	介護者のつどい、認知症サポーター養成講座	介護者が少しでも穏やかな気持ちで介護を続けられることを目的として、介護者同士で日頃の悩みや思いを語り合う場を提供します。また、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かい目で見守るための応援者（認知症サポーター）の養成を目的とした講座を実施します。	高齢介護課
5	高齢者に関する相談窓口の充実及び介護者ほっとライン	地域高齢者支援センターにおいて、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげるため、相談を受けられるよう体制を充実させます。また、高齢介護課では、介護者の悩みや相談に対応する専用電話相談を実施します。	高齢介護課
6	障害者に関する相談窓口	身体・知的・精神・発達などに障害のある方や難病の方、その家族などが抱える様々な悩み、困りごとに関する相談や必要な情報の提供を身近な地域で受けられるよう体制を充実させます。	障害福祉課

【指標（目標設定）】

指標			担当課
◇認知症サポーター養成者数 認知症サポーター養成講座を受講した人数			高齢介護課
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
16,787人	20,500人	22,500人	

基本方針2 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

ワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるための啓発や、個人に合った多様な働き方が選べる職場環境の普及を促進します

【施策の方向】

- (1) ワーク・ライフ・バランスへの理解の促進と、仕事と生活を両立するための環境づくり

【男女共同参画の視点】

男性の長時間労働と女性の家事・育児等での無償労働を前提とした働き方・生き方から脱却し、性別にかかわらず、誰もが仕事上の責任を果たすとともに、家事・育児・地域における活動など、仕事以外の生活での責任も果たすことができるように変革することは、女性の就業継続や経済的自立をもたらすとともに、誰もがあらゆる分野で活躍し、生きがいと喜びを分かちあえる、持続可能で活力ある地域社会の実現にも重要です。

(1) ワーク・ライフ・バランスへの理解の促進と仕事と生活を両立するための環境づくり

【取組の方向性】

男女共同参画社会の実現には、仕事と生活の両立が不可欠です。長時間労働の是正、個人に合った多様で柔軟な働き方に対応する勤務制度の普及、固定的な性別役割分担意識の解消とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識改革が必要です。

家事・育児など家庭生活での責任が女性に偏っている状況を解決するため、柔軟な働き方の制度の普及、制度を利用しやすい職場環境の整備、父親の育児休業等の取得の促進が必要です。

市民や事業者に向け、ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方への理解を深めるための啓発、情報提供を実施します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランス、固定的な性別役割分担意識の解消の啓発	働き方の見直しや柔軟な勤務制度の普及、家事・育児・介護の分担の促進などを通じて、男女がともに家庭・地域・職場で活躍できる環境を整備します。また、企業や地域への意識改革の促進のための啓発に取り組みます。	市民相談人権課

2	市民・事業者に向けた情報及び学習機会の提供 【再掲】	国、県等で作成されるパンフレット等の配布や情報誌を発行するとともに、講座、講演会等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについて、知る、又は考える機会を提供し、情報提供や啓発を行います。 また、市内の事業所に女性スキルアップ講座のチラシ等を配布し、男女共同参画に関する情報の周知を図ります。	産業振興課 市民相談人権課
3	協働による意識啓発事業 【再掲】	男女共同参画の市民推進組織である「はだの市民が創る男女共同参画推進会議」との協働によるフォーラム（講演会）の開催、街頭啓発活動等により、固定的な性別役割分担意識、仕事と生活の調和等、男女共同参画が推進するよう意識啓発や意識調査を実施します。	市民相談人権課

【指標（目標設定）】

指 標			担当課
◇ワーク・ライフ・バランスが実現できていると思う市民の割合 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和・両立）が実現できていると思う市民の割合			市民相談人権課
現状値 （令和7年度）	中間値 （令和10年度）	目標値 （令和12年度）	
R7.11 初回調査予定	90.0%	90.0%	

●コラム6 ワーク・ライフ・バランス

ワーク・ライフ・バランスは、「仕事と生活の調和」が取れていること、つまり、働くことと、家庭での生活や地域での活動、趣味など個人の生活が、バランスよく調和していることを意味します。

かつては「仕事中心の生活」を当たり前とする風潮がありました。しかし、少子高齢化の進展とこれに伴う価値観の変化から、家庭生活にもっと参加して家族と喜びも責任も分かち合いたい、心身の健康を大切にしていきたいといった期待が広がりました。

働き方や暮らし方を見直し、仕事以外の時間も大切にすることで、心に余裕が生まれ、仕事のパフォーマンスも向上するといわれています。例えば、定時で帰って子どもと過ごす時間をつくったり、地域活動や趣味に取り組んだりすることも大切な「ライフ」の一部です。

「仕事か家庭か」ではなく、「仕事も家庭も」。そして「自分の時間も大切に」。それが、誰もが安心して生き生きと暮らせる社会につながっていきます。まずは、日々の生活の中で自分なりのバランスを見つけることから始めてみませんか。（131頁（用語解説）参照）

基本方針3 男女共同参画の視点による健やかで安全・安心なくらしの実現

様々な困難を抱えた人に対する支援や、健康な生活を送るための支援、男女共同参画の視点を踏まえた防災対策等に取り組むことで、性別等にかかわらず誰もが健やかで安心して暮らせる社会を目指します。

【施策の方向】

- (1) あらゆる暴力の根絶と被害者支援
- (2) 様々な困難を抱える女性等への支援
- (3) 生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援
- (4) 防災・復興における男女共同参画の視点からの取組の推進

【男女共同参画の視点】

健やかで安全・安心なくらしは、個人の尊厳にとって不可欠であるとともに、男女共同参画社会を形成する上での前提となる課題です。

暴力や人権侵害をなくすための取組と、被害者を支援する取組が必要です。

女性は、女性であることにより、様々な困難な問題を抱えることが多くあります。女性が抱える困難な問題に応じた、必要な相談や支援を提供するため、女性相談支援員による女性の悩み相談室を設置し、関係課や関係機関との連携を図ります。

生涯を通じた健康支援は、男女共同参画の基盤となります。

災害時には、女性や子ども、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いに配慮した、男女共同参画の視点からの災害対応が求められています。

(1) あらゆる暴力の根絶と被害者支援

【取組の方向性】

パートナーからの暴力、性犯罪、性暴力（相手の同意がない性的な行為）、職場等におけるハラスメントなど、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

しかしながら、性犯罪、配偶者等からの暴力、職場におけるセクシュアルハ

ラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も、依然として多く発生しています。

内閣府の「令和5年度 男女間における暴力に関する調査」によると、結婚経験者の25.1%（女性27.5%・男性22.0%）が、配偶者からの暴力を受けたことがあると回答しています。

暴力（心身に有害な影響を及ぼす言動を含む。）は、生命や身体への危害を及ぼすだけでなく、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障を来し、貧困や様々な困難にもつながることもある深刻な問題です。暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせません。

また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現のさまたげとなっています。

このような状況を改善し、個人の尊厳に基礎を置く男女共同参画社会の実現を図るため、暴力を防止する取組みと、庁内関係各課、関係機関及び民間団体の連携による被害者を保護・支援する取組が重要です。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	配偶者等からの暴力の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談支援員への相談により、暴力被害の未然防止を図る。 ・「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（毎年11月12日～25日）に合わせ、啓発コーナーの設置、横断幕の掲出、女性暴力撤廃のシンボルであるパープルリボンで飾ったツリーのパープルライトアップ、相談窓口の周知をする。 	市民相談人権課
2	配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待、これらに準ずる行為の被害者に対する支援	<p>配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者からの申出等に基づき、住民票の写し等の不当な目的による閲覧等を制限します。</p>	戸籍住民課 市民相談人権課

3	配偶者等からの暴力被害者の保護と自立に向けた支援	<p>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」により、地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有します。</p> <p>関係各課及び関係機関が連携し、緊急一時保護や経済的支援など、被害者の心身の安全と生活の安定のための必要な支援を行います。</p>	市民相談人権課 こども家庭支援課 こども政策課 産業振興課 戸籍住民課 生活援護課 国保年金課 保育こども園課 教育指導課 学校教育課 交通住宅課
4	DV相談の実施と連携による支援	<p>女性のための悩み相談室などの相談窓口を所管する課等及びその他の各課等は、被害の早期発見に努め、配偶者からの暴力を防止するとともに、必要に応じ相互に連携し、また、関係機関や民間団体と連携することにより、被害者の保護や自立に向けた支援につながります。</p>	市民相談人権課 関係各課
5	女性のための悩み相談室（DV相談を含む）の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・女性相談案内カードによる周知 身近な相談先である「女性のための悩み相談室」の連絡先を掲載した「女性相談案内カード」を市役所各庁舎及び公共施設等の女子トイレに設置し、女性相談室の周知を図ります。 ・女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせた啓発ブースによる周知 ・広報紙による周知 	市民相談人権課
6	三者協働事業	<p>被害者を緊急一時保護した際の施設利用等の費用について、市、県、民間団体の三者における連携協定の締結による民間団体への財政支援を実施します。</p>	市民相談人権課
7	犯罪被害者等に対する支援	<p>犯罪被害者とその家族が孤立しないよう地域社会全体で支えていくため、秦野市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等に対する総合的な支援等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援金支給、日常生活支援、法律相談、カウンセリング、公営住宅等への入居 ・市民に対する周知・啓発 <p>犯罪被害当事者だけでなく、広く市民等に対し、被害者が置かれる状況や、二次被害及び再被害の防止の重要性、犯罪被害者支援の必要性について認識を深めるよう啓発します。</p>	市民相談人権課 交通住宅課

●コラム7 ドメスティック・バイオレンス（DV）

「ドメスティック・バイオレンス（DV）」とは、配偶者やパートナー、家族間等で起こる暴力のことです。殴る、蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、大声で怒鳴る、無視するなどの精神的な暴力、生活費を渡さないなどの経済的な暴力、実家や友人との付き合いを制限する、行動を監視・制限する社会的暴力など、目に見えない形のものも含まれます。

たとえば、会話のたびに「あなたは何をやってもダメだ」と言われ続けたり、生活費や働く自由を制限されたりすることもDVであり、こうした精神的な暴力が日常的に行われている場合があります。

暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。DVは決して「家庭の問題」として我慢すべきものではありません。被害者は一人で抱え込まず、信頼できる人や相談窓口にご相談することが大切です。また、周りの人も「もしかしたら困っているかも」と気づくことが支援につながります。小さな気づきや声かけが、被害者を守り、安心できる社会につながります。

・DV相談の窓口

DVは女性だけが受けるものではありません。近年は男性の被害者も少なくありません。本市や神奈川県では、女性被害者、男性被害者それぞれのための相談窓口を設置しています。

・女性に対する暴力をなくす運動

本来、暴力は性別を問わず、決して許されるものではありませんが、暴力の現状や男女の置かれている社会構造の実態を見ると、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があります。夫やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

毎年11月12日から25日は、「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定められており、女性の人権を侵害する暴力は決して許されないという認識を社会全体で共有し、暴力を容認しない社会を築くために、毎年啓発活動が行われています。内閣府では、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、地方公共団体や企業等に協力を呼び掛け、全国各地にあるランドマーク等を紫色にライトアップする、パープルライトアップを実施しています。パープルライトアップには、女性に対するあらゆる暴力の根絶を広く呼びかけるとともに、被害者に対して「ひとりで悩まず、まずは相談をしてください。」というメッセージが込められています。

本市においても、運動期間に合わせて啓発ブースの設置や、パープルライトアップツリーの設置、横断幕の掲出、秦野駅デジタルサイネージでの情報発信を行っています。



(2) 様々な困難を抱える女性等への支援

【取組の方向性】

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性への支援により、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目指します。

一人ひとりの女性等が抱える困難な問題の内容や、その問題の解決に向けて必要となる支援の内容に応じて、相談窓口・支援窓口である関係課が関係機関、民間団体と連携をとることで、その人に最適な支援の提供につなげます。

外国人が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があります。言葉の障壁を軽減するため、必要な行政情報を多言語で提供するほか、外国籍住民相談や日本語学習支援を実施し、外国人の就労や日常生活を支援するとともに、外国人住民も地域コミュニティの構成員として、地域社会活動に参画できるよう環境整備に取り組みます。

生活上の困難に直面している生活困窮者が、地域において自立し、安心して生活を送ることができるよう、関係機関及び民間団体等と連携するなど、相談等の入口から就労等の出口まで寄り添った支援を実施します。

性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、誰もが自分らしい生き生きとした人生を享受することができる「人権を尊重し多様性を認め合う社会」を目指し、多様な性のあり方に関する理解を促進するための啓発を実施します。

また、人生のパートナーとの関係性が理解されにくいという悩みを抱えている性的少数者を含むカップルや、事実婚であるカップルが、自分らしく生きることを応援する秦野市パートナーシップ宣誓制度を運用します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	困難を抱える女性等に対する支援	女性相談（女性相談支援員を配置）、母子・父子相談、こども相談、高齢者相談、介護者相談、障害者相談、犯罪被害者等支援、生活困窮者支援、市営住宅、住基支援措置等、庁内の関係各課が連携をとり、相談と必要な支援を提供します。 また、プライバシーや人権を侵害されることなく、安心して相談ができるよう相談者の視点に立った相談体制で、相談者のニーズに合った対応を実施します。	市民相談人権課 こども政策課 こども家庭支援課 高齢介護課 障害福祉課 生活援護課 交通住宅課 戸籍住民課 関係各課

2	女性相談（DV相談）等庁内連絡会議	女性相談（DV相談）等庁内連絡会議を、女性の抱える様々な問題の解決に向けた関係各課の情報共有と連携強化の場として活用します。	市民相談人権課
3	外国人に対する支援	外国人が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があります。 外国人の方にとって支障となる言葉の障壁を軽減するため、必要な行政情報を多言語で提供するほか、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語の5言語において通訳相談員を配置し、日常生活の相談や、各種手続きの支援などを行います。 また、生活者としての環境整備と地域社会への参画を促進するため、日本語学習支援を推進するとともに、人の交流やつながりを充実させる国際交流事業を実施します。	市民相談人権課 文化振興課
4	生活困窮者等の自立に向けた支援	生活全般にわたる困り事について、一人ひとりの状況に合わせ、専門の支援員が関係機関と連携して、解決に向けた支援を行います。 また、生活困窮者世帯の子どもの学習支援を始め、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動できる居場所づくり、高校進学に関する支援などを行います。	生活援護課 教育指導課
5	「多様な性のあり方」への理解促進	誰もが個人として尊重され、自分らしく生きることができるとする社会を実現するためには、一人ひとりが、人権を尊重し多様性を認め合う意識を持つことが重要です。多様な性のあり方に関する理解を促進するための啓発を実施します。啓発活動や講演会等、多様な性への理解を深める取り組みを行います。	市民相談人権課
6	パートナーシップ宣誓制度による支援	互いを尊重し、責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束したパートナーシップの関係にあることを宣誓した2人に、宣誓書受領証等を交付することで、日常生活における不便や不安の軽減を図ります。パートナーとの関係性を理解されにくいという悩みを抱えている性的少数者を含むカップルや、婚姻届を出していない事実婚である方々が自分らしく生きることを応援します。	市民相談人権課

【指標（目標設定）】

指標			担当課
◇女性相談室案内カードの設置箇所数			市民相談人権課
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
41か所	45か所	47か所	

コラム8●外国籍市民

日本には、様々な国と地域からの出身者が暮らしています。外国籍市民は近年増加しており、2024年末時点での在留外国人数は、376万8,977人（前年末比35万7,985人、10.5%増）で、過去最高を更新しています。その背景には、日本の少子高齢化による生産年齢人口（15～64歳）の減少で労働力が不足していること、政府の特定技能制度の導入やビザ要件の柔軟化、留学生支援施策の充実などがあります。

様々な文化的背景を持つ人々が共生することで、地域に新たな視点をもたらされ、地域での暮らしが豊かなものになります。同時に、お互いが理解し合うためには、相手を思いやる想像力や工夫が必要となることもあります。

たとえば、地域のお祭りや学校での活動への参加について、言葉や慣習の違いから、参加しづらいと感じる人がいるかもしれません。また、ゴミ出しのルールや医療・子育ての制度が分かりにくく、困っている人もいると考えられます。一つひとつは小さな困難であっても、気づかずに放置してしまうと孤立につながってしまいます。

私たちにできることは、気づきと声かけです。「困っていそうだな」と思ったら声をかけ、地域の行事や制度を分かりやすく案内する、簡単な多言語の掲示を用意するなど、安心して暮らせる環境をつくることで、お互いに生活しやすくなります。

さらに、外国人住民自身も生活に必要な情報や日本語を学ぶ機会を持つことで、地域に溶け込みやすくなります。国籍を問わず、ともに能力を発揮し、家庭も地域も助け合うことが、安心して暮らせる社会の基盤です。

多様な人々が共に暮らすことは、相互に文化や考え方の違いを知るきっかけにもなります。「違い」を認め、「助け合う心」を持つことが、男女共同参画の視点も含めた、誰もが暮らしやすい地域をつくる第一歩です。

本市では、外国籍市民を支援する、次のような取組を行っています。

- ・5言語（英語・スペイン語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語）の通訳による、日常生活での困りごとなどに対応する外国籍市民のための相談窓口
- ・外国籍市民への情報提供
- ・日本語教室の実施
- ・国際交流に携わる団体への支援

●コラム9 多様な性のあり方

私たちは、自分や他人の性のあり方（セクシュアリティ）について理解するために、次の3つの要素で考えることができます。

- 身体の性・・・生まれたときの体の特徴に基づく生物学的性別
- 性自認（心の性）・・・自分の性をどう認識しているか
- 恋愛対象の性（性的指向）・・・恋愛感情が向かう相手の性別

たとえば、この3要素で、次のような性のあり方について理解することができます。

- ・身体の性と性自認が一致している人（シスジェンダー）

（身体の性：男性）	（身体の性：女性）
性自認：男性	性自認：女性

- ・体の性と性自認が異なる人（トランスジェンダー）

（身体の性：男性）	（身体の性：女性）
性自認：女性	性自認：男性

- ・男性を恋愛対象とする男性（ゲイ）

（身体の性・性自認：男性）
恋愛対象：男性

- ・女性を恋愛対象とする女性（レズビアン）

（身体の性・性自認：女性）
恋愛対象：女性

この他にも、様々な性のあり方があります。

性自認（心の性）、恋愛対象の性（性的指向）は、男女に二分できるものではなく、中間、両方、どちらでもない、どちらか分からないなど、一人ひとり異なります。

「誰もが多様な性のあり方の一員」という理解が進むことで、性のあり方（セクシュアリティ）が周囲に理解されないことで悩む人がいない社会が実現します。

(3) 生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援

【取組の方向性】

誰もが希望に応じて家庭、仕事など、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて、「健康」は、その基盤となります。

性差や年代に応じて異なる健康課題についての理解を深めることや、健康課題への対処と仕事との両立を支援することが必要です。

女性が、生涯を通じて健康を保持増進できるよう、妊娠・出産や、思春期・更年期等に応じた健康相談及び健康教育等を実施するとともに、未病改善に向けた啓発に取り組みます。

男性は、生活習慣病の原因となる飲酒や喫煙者、メタボリック・シンドローム該当者の割合が、女性より高い傾向にあります。また、全国では、男性の自殺者は女性の約2倍となっており、特に中高年男性の自殺者が多い傾向があります。健康で生きがいをもってくらすことができる社会の実現をめざし、孤立しない地域づくりを進めるため総合的な自殺対策に取り組みます。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	疾病の早期発見及び予防	生涯を通じた健康の保持増進のため、性別やライフプランを踏まえた健康に関する理解を深め、生活習慣の改善につながるよう、普及啓発や健康教育を実施します。 また、疾病の早期発見のため、健康診査・がん検診等を実施するとともに、健康相談会等、未病対策を実施します。	健康づくり課 国保年金課
2	健康づくり運動事業の推進	市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、体操会の実施等、身近な場所で実践できる環境づくりと、個人の継続を支えるボランティアを育成し、市民と協働による健康づくりを推進します。	健康づくり課
3	こころの健康づくりの推進及び自殺予防対策事業	それぞれのライフステージに応じたこころの健康づくりへの理解を深めるため、こころの不調の要因となるストレスへの対処や休養の重要性について啓発活動を実施します。 また、こころの不調に気づき、専門の相談機関につなぐ役割を担うゲートキーパー※の養成や相談しやすい環境づくりを行います。 ※ゲートキーパー 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことをいいます。「命の門番」とも位置付けられます。	健康づくり課

4	妊娠・出産包括支援事業【再掲】	こども家庭センターを拠点として、母子保健コーディネーターを配置し、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を実施します。特に、母子健康手帳の交付時から、妊産婦の健康状態、家庭の状況に応じて、保健師、助産師及び管理栄養士等により、妊娠・出産・子育てに係る各種相談等を行います。	こども家庭支援課
5	産後ケア事業【再掲】	出産後の母親が心身を回復し、育児に安心して取り組めるよう支援します。産後の体調ケアや育児不安の軽減、産後うつを予防を図ることを目的に、助産師などの専門職による宿泊・日帰り・訪問型のケアを提供し、授乳や育児相談、母体の健康管理などを行います。	こども家庭支援課

【指標（目標設定）】

指標（目標設定）			担当課
◇特定健康診査の受診率 疾病の早期発見・早期治療につなげるための特定健康診査の受診率			国保年金課
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
35.5%	39.0%	40.0%	

(4) 防災・復興における男女共同参画の視点からの取組の推進

【取組の方向性】

災害時には、女性、子ども、脆弱^{ぜいじやく}な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されており、女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いに配慮して、個人の尊厳を守る必要があります。男女共同参画の視点からの災害対応が、防災・減災、災害に強い社会の実現に不可欠です。

過去の災害の経験から、非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の女性への集中や、配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が生じるといったジェンダー課題が拡大・強化されることが指摘されています。

このため、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが重要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が必要です。

男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組の推進と、防災・復興に関する政策・方針決定過程や災害対応の現場における女性の参画の拡大が求められて

おり、第5次男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）では、都道府県・市町村防災会議における女性委員の割合を令和7年までに30%にすることなどを目標に掲げています。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	避難所環境の整備	要配慮者（※）や女性に配慮した消耗品等の整備、資機材の適正配置を実施することで、避難所機能の向上につなげていきます。 ※要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児等、防災対策において特に配慮を要する方をいいます。	防災課
2	女性の視点からの防災対策を取り入れた避難所運営マニュアル作成支援等	災害が起こった際の様々な困難に対応するため、性別によるニーズの違いに配慮し、男女がともに協力し合えるよう、女性の視点を取り入れた各地域の避難所運営マニュアル作成の支援を行います。	防災課

【指標（目標設定）】

指 標			担当課
◇防災会議の委員に占める女性の割合			防災課
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
8.8%	30.0%	30.0%	
◇防災講演会等の参加者数 防災講演会等の参加者数			
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
2,914人	3,000人	3,000人	

基本方針4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

子どもから大人まで、世代に応じた学習機会を提供するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消等に向けて、意識改革を行います。

【施策の方向】

- (1) 男女共同参画教育の充実
- (2) 意識啓発事業の推進

【男女共同参画の視点】

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在により、無意識のうちに、性別による差別・区別が生じることがあります。こうした意識や思い込みは、男女共同参画社会の実現に向けての阻害要因となっています。

これらの意識は、幼少の頃から長年にわたり形成されることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要です。

市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」の考えに否定的な考えを持つ人の割合が増加傾向にあり、意識の変化がみられます。

2030年までの達成を目指して取り組んでいるSDGs第5の目標「ジェンダー平等の実現」に向けて、固定的な性別役割分担意識の解消を含む男女共同参画の推進のための啓発を市民団体とのパートナーシップで実施します。

(1) 男女共同参画教育の充実

【取組の方向性】

教職員の人権意識や男女共同参画意識の啓発に関する研修等を通じて、子ども一人ひとりが、性差による固定観念を抱かず、個性や能力を発揮するとともに、互いの人権を尊重する意識の育成に向けた教育活動の充実に努めます。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	学校等の教育現場における男女平等教育の推進	指導主事等による学校訪問や授業実践研究協議の場において、性差による固定観念が生じないように男女共同参画の視点を意識した指導を行います。	教育指導課

2	自立の意識を育み、多様な選択を可能にする個に応じた指導の推進	勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方の選択に資するキャリア教育の推進及び子どもたちが自らの希望に合った進路を主体的に選択できるような指導を推進します。	教育指導課
3	性の正しい知識と健康に関する教育の充実	各教科はもとより、学校教育活動全体を通じて、専門家等の講演会を含め性の多様性に関する正しい知識や性に関する自己決定権の尊重の重要性、エイズ・性感染症等に関する正しい知識、思春期における喫煙・飲酒の人体への影響、薬物乱用の危険性に関する教育の充実を図ります。	教育指導課
4	情報教育の推進	メディアの重要性と影響力について正しく理解するとともに、メディアによって送られる情報を正しく読み解く力（メディア・リテラシー）を養う教育を推進します。	教育研究所
5	人権教育の視点に立った研修の充実	人権教育研修等を計画的に実施するとともに、研修内容の充実を図ります。 また、県外・市外で行われる研修への参加を促進します。	教育指導課
6	男女共同参画への理解不足による「無意識な差別行動等」の点検・見直しの促進	教材における男性像、女性像の描き方、遊びや色の選択、ほめ方・叱り方など、気づかないまま子どもたちの価値観の形成に影響を与える教職員の言葉や態度、学習教材等について点検・見直しを行います。	教育指導課

(2) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の推進

【取組の方向性】

性別にかかわらず、個人が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を、市民団体と協働して実施します。また、一人ひとりの尊厳と人権を尊重する意識の涵養や、人権課題の解決に向けた啓発を図るため、人権擁護委員会、教育委員会と連携して、一般向け及び子ども向けの講演会を実施します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	協働による意識啓発事業【再掲】	男女共同参画の市民推進組織である「はだの市民が創る男女共同参画推進会議」との協働によるフォーラム（講演会）の開催、街頭啓発活動等により、固定的な性別役割分担意識、仕事と生活の調和等、男女共同参画が推進するよう意識啓発や意識調査を実施します。	市民相談人権課

2	男女共同参画に対する理解を深める学習機会及び情報の提供	男女共同参画に対する理解を深めるため、講演会・パネル展の開催、リーフレットの配布、ポスターの掲示などにより、固定的な性別役割分担意識、仕事と生活の調和性の多様性、出身国等にとらわれず認め合うことなどについて、学習機会や情報の提供をします。	市民相談人権課 生涯学習課
3	広報紙等による意識啓発	「広報はだの」に、男女共同参画週間の特集号を掲載し、市民や事業者への意識啓発や理解促進を図ります。また、啓発に市民意識調査などのジェンダー統計を活用します。	市民相談人権課
4	ウィズユース講演会	中学生を対象に、かけがえのない一人ひとりの命と個人の尊厳の大切さを伝えることで人権尊重意識の涵養を図る講演会を開催します。(主催 秦野市、秦野市教育委員会)	市民相談人権課
5	人権と平和を考える夏休み子ども映画会	人権や平和などの大切さを家族などで語り合う機会を提供し、平和への願いを未来に継承するため、8月15日の「秦野市平和の日」に合わせ開催します。(主催 秦野市、秦野市教育委員会、秦野市人権擁護委員会)	市民相談人権課
6	人権・男女共同参画を考える会	人権を尊重し、性別等にとらわれず多様性を認め合う意識を高める目的で、講演会、人権作品表彰式(小学生標語、中学生作文・ポスター)、パネル展を開催します。(主催 秦野市、秦野市教育委員会、はだの市民が創る男女共同参画推進会議、秦野市人権擁護委員会)	市民相談人権課
7	人権教室	学校等の要望に応じて、秦野市人権擁護委員会の人権擁護委員が学校・幼稚園等に出向き、いじめ、デートDVなどの問題について、児童・生徒等と対話しながら理解を深めます。	市民相談人権課

【指標 (目標設定)】

指 標			担当課
◇「男性は仕事を、女性は家事・育児を優先」という考えに否定的な考えを持っている市民の割合			市民相談人権課
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
64.0%	90.0%	90.0%	
◇はだの男女共同参画フォーラム(講演会)参加者の満足度			
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
72.0%	75.0%	75.0%	
◇社会全体を通して男女が平等だと感じる市民の割合			
現状値 (令和7年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
R7.11 初回調査予定	90.0%	90.0%	

基本方針5 推進体制の整備・強化

社会の様々な分野における意識改革につながるよう、市民団体との協働で啓発を実施します。また、行政における施策の総合的な推進を図るための機関である「秦野市男女共同参画推進会議」において計画の推進状況の把握と対応策の検討を行い、計画的で効果的な推進に努めます。

また、市民や事業者の先導役となるよう、市役所における男女共同参画の推進に努めます。

【施策の方向】

- (1) 市民団体との協働による啓発
- (2) 年次報告書の公表と庁内推進組織による計画推進の適正管理
- (3) 市職員における「女性活躍行動計画」「子育て支援行動計画」に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進

【男女共同参画の視点】

(1) 市民団体との協働による啓発

社会全体に根強く存在する固定的な性別役割分担意識が、特定の性別に不利に働いており、女性の職業生活における活躍や、男性の家事・育児等への参画等、様々な分野における男女共同参画の進展を阻害しています。

このような意識等を解消するためには、行政、教育機関、市民、事業者、労働者、地縁団体、ボランティアなど、社会を構成する様々な人々と組織が、この課題を共有しながら連携することで、社会全体の意識改革に取り組むことが重要となります。

(2) 年次報告書の公表と庁内推進組織による計画推進の管理

毎年、事業の推進状況についての年次報告書を作成し、秦野市男女共同参画推進会議において、プランの推進状況を把握して対応策を検討し、事業内容等に反映します。

(3) 市職員における「女性活躍行動計画」「子育て支援行動計画」に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進

女性職員が職業生活において個性と能力を十分に発揮することは、多様な視点の確保による市民のニーズに応じた政策立案や行政サービスの質の向上等のために重要です。

また、職員のワーク・ライフ・バランスの実現が可能となるよう、長時間労働の是正、各種休暇制度の取得促進、時間外勤務の削減に取り組むとともに、管理職職員を対象に、各種休業制度の利用促進やワーク・ライフ・バランスの推進への意識改革に取り組みます。

(1) 市民団体との協働による啓発

【取組の方向性】

社会に根強く存在する固定的な性別役割分担意識の解消や、ワーク・ライフ・バランスの促進などの男女共同参画の推進上の課題を解決するためには、行政、教育機関、市民、事業者、労働者、地縁組織など、社会を構成する様々な人々と組織が、この課題を共有しながら、社会の様々な分野において意識改革に取り組むことが重要となります。

本市では、男女共同参画に関する意識改革や啓発をより効果的に推進するため、教育・労働・地域・事業者など各分野から選出された委員により構成される市民団体と協働して、講演会の開催等の啓発活動や市民意識調査を実施します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	協働による意識啓発事業 【再掲】	男女共同参画の市民推進組織である「はだの市民が創る男女共同参画推進会議」との協働によるフォーラム（講演会）の開催、街頭啓発活動等により、固定的な性別役割分担意識、仕事と生活の調和等、男女共同参画が推進するよう意識啓発や意識調査を実施します。	市民相談人権課
2	市民意識調査の実施とジェンダー統計の活用	各種講演やイベントの開催時等に、男女共同参画に対するアンケート調査を行い、男女共同参画に関する市民の意識の把握に努めます。また、調査結果（ジェンダー統計）により、市民意識の推移や課題の把握に努め、広報・啓発・進行管理・施策立案等において活用します。	市民相談人権課

【指標（目標設定）】

指 標			担当課
◇市民団体との協働による男女共同参画に関する啓発活動・調査活動の実施回数			市民相談人権課
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
12回	12回	12回	

(2) 年次報告書の公表と庁内推進組織による計画推進の適正管理**【取組の方向性】**

年次報告書を作成、公表し、庁内推進組織である男女共同参画推進会議において、本計画の推進状況を把握して、対応策の検討を行います。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	年次報告書の作成・公表	担当課における施策の活動状況の報告を求め、推進状況を踏まえた男女共同参画の視点による年次報告書を作成し、公表します。	市民相談人権課
2	男女共同参画推進会議における推進状況の把握と対応策の検討	男女共同参画推進会議において、年次報告書による推進状況の把握及び関係課と連携した対応策の検討を行います。	市民相談人権課
3	市民意識調査の実施とジェンダー統計の活用【再掲】	各種講演やイベントの開催時等に、男女共同参画に対するアンケート調査を行い、男女共同参画に関する市民の意識の把握に努めます。また、調査結果（ジェンダー統計）により、市民意識の推移や課題の把握に努め、広報・啓発・進行管理・施策立案等において活用します。	市民相談人権課

(3) 市職員における「女性活躍行動計画」「子育て支援行動計画」に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進**【取組の方向性】**

女性職員が職業生活において個性と能力を十分に発揮することは、多様性の確保、市民のニーズに応じた政策立案や行政サービスの質の向上のためにも重要であることから、女性管理職の登用の推進に努めます。

また、男性職員の家庭生活への参画・責任分担の促進と、女性の家事・育児・介護等の不均衡な負担の解消に資するため、長時間労働の是正と多様な働き方・生き方を可能とする選択肢が必要です。

「女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画」（女性活躍行動計画）及び「子育てを支援するための職員行動計画」（子育て支援行動計画）に基づき、職員の長時間労働の是正、各種休暇制度の取得促進、時間外勤務の削減に取り組みます。また、管理職職員を対象に、各種休業制度の利用促進やワーク・ライフ・バランスの推進への意識改革を目的とした研修を実施します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	女性管理職登用の推進【再掲】	特定事業主行動計画に基づき、全ての職員の能力、意欲、実績を重視しつつ、女性の活躍推進を意識した人材登用方針を徹底します。	人事課
2	職員の階層に応じた男女共同参画研修	職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、ジェンダー平等の視点を持って行動できるよう、職員の階層に応じた男女共同参画研修を実施します。	人事課 市民相談人権課
3	男性職員の部分休業・育児休業の取得促進	育児・介護休業、テレワークなど様々な働き方・休み方に関する制度について、職員に周知するとともに、管理職への研修などにより、制度を利用しやすい職場づくりをします。	人事課
4	長時間労働を前提とした働き方の改善	長時間労働を削減し、多様な働き方や生き方が選択できるようにワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。	人事課

【指標（目標設定）】

指 標			担当課
◇市の男性職員の育児休業・部分休業・育児短時間勤務の利用割合 男性職員のうち新たに育児休業等が取得可能となった職員における、育児休業、部分休業、育児短時間勤務のいずれかの制度を利用する職員の割合			人事課
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
75.0%	国の制度との整合を図るため 現時点では未定		

第5章 市民及び事業者の役割と行動指針

男女共同参画社会は、市民、事業者、行政が、個人の尊重、法の下での平等、男女平等を基礎として、誰もが、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、基本理念（40頁）にのっとり、それぞれの役割を果たすことで実現します。そのための役割や行動指針として、次のことがあげられます。

1 市民の役割と行動指針

市民が、一人ひとりの個人としての尊厳を重んじ、性別等による差別的取扱いをせず、職場、家庭、地域社会、学校において、人権を尊重し多様性を認め合い、共に支え合う関係を築くことで、「すべての人が自分らしく個性と能力を発揮できる社会」の実現につながります。

人生100年時代の到来を踏まえ、生涯にわたり心身の健康課題に対処しながら生活の質を高め、共に支え合う関係と自分らしいライフスタイルを実現することがますます大切になっています。

また、困難な問題に直面したときは、一人で悩みを抱え込まず、相談窓口や支援を利用しましょう。

◆図表41 市民の具体的な行動の指針

「自分らしさ」を認め合い、責任と喜びを分かち合う豊かな人生

- ・ 自分らしさ、自分の気持ちを大切にしましょう。
- ・ 性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、年齢、国籍などにとらわれず、それぞれの人の個性と意見を尊重しましょう。
- ・ 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）で、それぞれの豊かな人生を送りましょう。
- ・ 未病の改善、疾病の予防や早期発見に心がけましょう。

2 事業者の役割と行動指針

女性が結婚や出産を契機に仕事を辞める「L字カーブ問題」(24頁・図表29)は、働きたい女性から自己実現やキャリア形成の機会を奪うとともに、女性の経済力の低下など、その後の女性の人生に様々な困難をもたらす重要な課題であり、社会全体に、その解決に向けた取組が求められています。家庭生活での女性への負担の偏りを解消するとともに女性の職業生活での活躍を推進するため、長時間労働の改善や、多様な働き方の制度を選択できる職場環境の整備が重要です。女性等の職業生活における活躍を推進することは、事業の担い手の安定的確保や職場での多様な視点の確保による活力ある職場環境づくり、イノベーションの促進につながります。

女性活躍推進法により、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、求職者に資する情報公表を行うことが事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けられています。

この法律に基づき、国・地方公共団体、常時雇用する労働者101人以上の企業には、(1)自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(2)一般事業主行動計画の策定、社内周知・公表、(3)一般事業主行動計画を策定した旨の届出、(4)女性の活躍に関する情報公表が義務付けられています(100人以下の企業は努力義務)。

各事業主により、抱える課題は様々なため、事業主がこの行動計画を定めるに当たっては、採用した労働者又は職員に占める女性の割合や男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位に占める女性の割合、その他の女性の活躍に関する状況を職務の内容を踏まえて把握し、課題を分析した上で、その課題解決に必要な取組を事業主行動計画に定め、実行していくことが重要になります。

各事業主が積極的に取り組むことによって、より働きやすい職場となり、女性等の職業選択に役立つとともに、雇用の確保や企業等のイメージアップにつながることを期待されます。

職業生活は、個人や家庭の経済的基盤であるとともに、個人の生きがいや自己

実現につながる重要な要素です。

労働者一人ひとりの個性と能力が発揮されるよう、固定的な性別役割分担意識が解消され、労働者の働き方や健康に十分配慮された環境づくりが求められています。

◆図表 42 事業者の具体的な行動の指針

**女性の活躍と従業員のワーク・ライフ・バランスが実現された
持続可能な職場環境**

- ・ 労働者の働き方や健康に配慮した働きやすい環境づくりに努めましょう。
- ・ 性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、年齢や国籍などに関わらず、それぞれの適正や能力に基づいた採用や職場配置を行いましょう。
- ・ すべての事業所が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進と女性活躍の推進に努めましょう。

附属資料

附属資料 1	男女共同参画社会へのあゆみ	78
附属資料 2	関係法令等	82
	(1) 日本国憲法（抜粋）	
	(2) 男女共同参画社会基本法、附帯決議	
	(3) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
	(4) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	
	(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
	(6) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	
	(7) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	
附属資料 3	秦野市男女共同参画計画策定委員会規則	123
附属資料 4	秦野市男女共同参画計画策定委員会委員名簿	125
附属資料 5	用語解説（索引）	126

附属資料Ⅰ 男女共同参画社会へのあゆみ

年	秦野市の動き	国・県の動き	世界の動き
1945 (昭和20)		・「改正選挙法」公布(婦人参政権)	
1946 (昭和21)		・初の婦人参政権行使 ・初の女性国会議員(39人)が誕生 ・「日本国憲法」公布(男女平等明文化)(1947年施行)	・国連婦人の地位委員会を設置
1947 (昭和22)		・「改正民法」公布(家父長制廃止)(1948年施行)	
1948 (昭和23)		・「優生保護法」公布、施行	・「世界人権宣言」採択
1956 (昭和31)		・「売春防止法」公布(1958年施行)	
1960 (昭和35)		・初の女性国務大臣が誕生	
1961 (昭和36)		・「所得税法」改正(配偶者控除制度新設)	
1966 (昭和41)			・「国際人権規約」採択
1967 (昭和42)			・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択
1975 (昭和50)		・「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位の向上をはかる決議」採択 ・総理府に婦人問題企画推進本部設置、総理府婦人問題担当室業務開始	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議(メキシコシティ)「世界行動計画、メキシコ宣言」採択 ・「女性の休日」(アイスランド・10月24日)
1976 (昭和51)		・「民法改正(離婚後婚氏続称制度)」, 「戸籍法」公布、施行	・国連婦人の10年(～1985年)
1977 (昭和52)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館 ・県 県民総務室に婦人班設置	
1979 (昭和54)			・「女子差別撤廃条約」採択
1980 (昭和55)		・「民法改正(配偶者の相続分改正)」(1981年施行) ・国連婦人の10年中間年全国会議	・国連婦人の10年(中間年)世界会議(コペンハーゲン) ・「国際婦人の10年後半期行動プログラム」採択
1981 (昭和56)		・国内行動計画後期重点目標を設定	・「ILO第156号条約(家族的責任条約)」採択
1982 (昭和57)		・県 「かながわ女性プラン」策定 ・県 県立婦人総合センター開館 ・県 県民部に婦人企画室設置	
1984 (昭和59)		・「国籍法」、「戸籍法」改正(父母両系主義)(1985年施行) ・「パートタイム労働対策要綱」制定	
1985 (昭和60)	・「秦野市婦人問題懇話会」発足 ・懇話会の名称を「秦野の男女共同社会をめざす会」に改称	・「国民年金法」改正(専業主婦の基礎年金保障)(1986年施行) ・「男女雇用機会均等法」公布(1986年施行) ・「女子差別撤廃条約」の批准(1986年発効)	・「国連婦人の10年」の成果を検討し、評価するための世界会議(ナイロビ) ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1986 (昭和61)	・新総合計画に「女性の地位向上」を位置付ける		
1987 (昭和62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ・「所得税法」改正(配偶者特別控除制度新設)、施行 ・県 「新かながわ女性プラン」策定	
1988 (昭和63)		・「労働基準法」改正(週40時間制)	
1989 (平成元)	・提言検討委員会設置	・「新学習指導要領」告示(高校家庭科男女必修) ・「パートタイム労働指針」告示	・「児童の権利に関する条約」採択
1990 (平成2)	・秦野の男女共同社会をめざす会が「男女共同社会実現のために」と題し市長に提言 ・市民部生活文化室に「女性担当」設置		・国連婦人の地位委員会拡大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直し」と評価に伴う勧告及び結論」採択
1991 (平成3)	・秦野市女性団体会議開催 ・女性団体ネットワーク化について ・総合計画第2期基本計画に「女性の自立と社会参加の促進」を位置付ける ・'91女性フォーラム開催	・「育児休業法」公布(1992年施行) ・「新国内行動計画(第一次改定)」策定 ・県 「新かながわ女性プラン改定実施計画」策定 ・県 県立婦人総合センターを県立かながわ女性センターに名称変更	
1992 (平成4)	・はだの女性プラン策定 共同参加社会の形成-男女の自立・平等社会は共同と参加で- ・女性フォーラム開催 ・'92はだの女性プラン策定フォーラム開催	・「介護休業制度等に関するガイドライン」の策定 ・初の婦人問題担当大臣誕生	・環境と開発に関する国連会議(リオデジャネイロ)
1993 (平成5)	・はだの女性プラン市民推進組織設立準備会及び発足会議 ・名称を「はだの市民が創る男女共同社会推進会議」と決定 ・はだの市民が創る男女共同社会推進会議設立記念フォーラム'93開催	・「パートタイム労働法」公布、施行 ・女性初の衆議院議長が誕生	・「国連世界人権会議(ウィーン)ウィーン宣言」採択 ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択

年	秦野市の動き	国・県の動き	世界の動き
1994 (平成6)	<ul style="list-style-type: none"> ・女性行政推進会議幹事会 ＊女性問題に関する職員意識調査検討部会の設置 ＊女性の人材リストについて ・女性行政推進会議幹事会 ＊第2次はだの女性プランについて ・パートナー創刊号発行 ・'94はだの男女共同社会フォーラム開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣に男女共同参画推進本部設置 ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・「児童の権利に関する条約」批准 	<ul style="list-style-type: none"> ・「ILO175号条約（パートタイム労働に関する条約）」採択 ・「アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言」採択 ・国際人口開発会議（カイロ）
1995 (平成7)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民推進会議委員学習会 「南足柄市女性行政の施策について」 ・'95はだの男女共同社会フォーラム開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法改正（介護休業制度）」公布（1995、1999年施行） ・ILO156号条約（家族的責任条約批准） 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回世界女性会議（北京）NGOフォーラム開催、「北京宣言、行動綱領」採択
1996 (平成8)	<ul style="list-style-type: none"> ・秦野市審議会への女性の参加推進基準を施行 はだの女性人材リストの作成 ・'96はだの男女共同社会フォーラム開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「優生保護法」を改正、「母体保護法」として公布、施行 ・「男女共同参画2000年プラン」策定 	
1997 (平成9)	<ul style="list-style-type: none"> ・視察研修 厚木市婦人会館「婦人会館の活動について」 ・藤沢女性団体との交流会 ・'97はだの男女共同社会フォーラム開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「労働基準法」改定（女子保護規定撤廃） ・「男女雇用機会均等法」改正（女子差別禁止、セクハラ防止義務）（1999年施行） ・「育児・介護休業法」改正（深夜業制限） ・県 「かながわ女性プラン2」策定 	
1998 (平成10)	<ul style="list-style-type: none"> ・茅ヶ崎市女性団体との交流会 ・座談会「男女共同参画社会を考える」開催 ・'98はだの男女共同社会フォーラム開催 		
1999 (平成11)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回秦野市女性行動計画検討会議・策定委員会 ・はだの女性カレッジ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」の公布・施行（女性の参画の促進） 	
2000 (平成12)	<ul style="list-style-type: none"> ・第2回～第4回秦野市女性行動計画策定委員会・検討会議 ・はだの女性カレッジ ・はだの男女共同社会フォーラム2000開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」策定 ・「介護保険法」の施行 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） ・ミレニアム開発目標（MDGs）設定
2001 (平成13)	<ul style="list-style-type: none"> ・「はだの男女共同参画プラン」策定 ・女性のための悩み相談実施 ・はだの男女共同社会フォーラム2001開催 ・他市との共催による「女性起業家入門講座」 	<ul style="list-style-type: none"> ・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」）」公布・施行 ・「育児・介護休業法」改正（2001、2002年施行） ・第1回男女共同参画週間 	
2002 (平成14)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回～第4回 男女共同参画活動拠点設置検討委員会開催 ・男女共同参画職員研修 ・女性カレッジ ・はだの男女共同社会フォーラム2002開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・県 「男女共同参画推進条例」公布・施行 ・県 配偶者暴力相談支援センター設置 	
2003 (平成15)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動サポートセンター内に女性相談室を開設 女性のための悩み相談実施 ・男女共同参画職員研修 ・はだの女性カレッジ ・はだの男女共同社会フォーラム2003開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」公布（2005年全面施行） ・「少子化社会対策基本法」公布 ・県「かながわ男女共同参画プラン」策定 	
2004 (平成16)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民推進会議 10周年記念活動の記録発行 ・女性行政推進会議から男女共同参画推進会議に名称を改正（庁内） ・女性のための悩み相談実施（毎月第2・4火） ・市民推進会議伊勢原市ききょうフォーラムとの委員交流会実施 ・はだの男女共同参画プラン後期基本計画策定委員会・検討会議（第1回）開催 ・はだの女性カレッジ ・他市との共催による「女性起業家入門講座」 ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2004開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」改正 ・「育児・介護休業法」改正（育児・介護取得の期間雇用者への適用拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設）（2005年施行） 	
2005 (平成17)	<ul style="list-style-type: none"> ・はだの男女共同参画プラン後期基本計画策定委員会（第2回、第3回）開催 ・はだの男女共同参画プラン後期基本計画検討会議（第2回～第4回）開催 ・はだの男女共同参画プラン後期基本計画策定委員会分科会開催（全5回） ・男女共同参画職員研修 ・他市との共催による「女性起業家入門講座」 ・はだの男女共同社会フォーラム2005開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ・県 かながわ女性センターにかながわ女性キャリア支援センターを設置 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催
2006 (平成18)	<ul style="list-style-type: none"> ・はだの男女共同参画プラン後期基本計画検討会議（第5回）開催 ・はだの男女共同参画プラン後期基本計画策定委員会（第4回）開催 ・はだの男女共同参画プラン後期行動計画策定 ・はだの女性カレッジ ・男女共同参画職員研修 ・他市との共催による「女性起業家入門講座」 ・はだの男女共同社会フォーラム2006開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正（間接差別禁止、男性を含むセクハラ禁止）（2007年施行） ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・県「かながわDV被害者支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京） ・世界経済フォーラムがジェンダーギャップ指数の発表を開始

年	秦野市の動き	国・県の動き	世界の動き
2006 (平成18)	<ul style="list-style-type: none"> ・秦野市人権施策推進指針策定 ・はだの男女共同参画プラン後期基本計画検討会議（第5回）開催 ・はだの男女共同参画プラン後期基本計画策定委員会（第4回）開催 ・はだの男女共同参画プラン後期行動計画策定 ・はだの女性カレッジ ・男女共同参画職員研修 ・他市との共催による「女性起業家入門講座」 ・はだの男女共同社会フォーラム2006開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正（間接差別禁止、男性を含むセクハラ禁止）（2007年施行） ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・県「かながわDV被害者支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京） ・世界経済フォーラムがジェンダーギャップ指数の発表を開始
2007 (平成19)	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ女性センター、防災課との共催による女性の権利に関する講座「家庭を守る防災対策～女性の視点で防災を考える～」開催 ・男女共同参画職員研修 ・他市との共催による「女性起業家入門講座」 ・はだの男女共同社会フォーラム2007開催 ・はだの女性カレッジ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」の改正（均衡のとれた処遇の確保の促進）（2008年施行） ・「配偶者暴力防止法」改定（2008年施行） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	
2008 (平成20)	<ul style="list-style-type: none"> ・第1回男女共同参画管理職研修「ハラスメントのない職場づくりに向けて」開催 ・第2回男女共同参画管理職研修「快適な職場環境づくりのために～適切なマネジメントとパワー・ハラスメントの防止について～」開催 ・他市との共催による「女性起業家入門講座」 ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2008開催 ・はだの女性カレッジ 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・県「かながわ男女共同参画推進プラン（第2次）」策定 	
2009 (平成21)	<ul style="list-style-type: none"> ・かながわ女性センター、商工課との共催による求職者支援カウンセリング実施 ・はだの男女共同社会フォーラム2009開催 ・はだの女性カレッジ ・他市との共催による「女性起業家入門講座」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正（2010年施行） ・男女共同参画シンボルマーク決定 ・県「かながわDV被害者支援プラン」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・UNESCO等「セクシュアリティ教育に関する国際テクニカルガイダンス」策定
2010 (平成22)	<ul style="list-style-type: none"> ・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第1回～第6回）開催 ・男女共同参画職員研修 ・はだの女性カレッジ ・はだの男女共同社会フォーラム2010開催 ・女性起業家入門講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第3次男女共同参画基本計画」策定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催
2011 (平成23)	<ul style="list-style-type: none"> ・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第7回）開催 ・第2期はだの男女共同参画プラン策定 ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2011開催 ・他市との共催による「女性起業家入門講座」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「UN Women」正式発足
2012 (平成24)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2012開催 ・他市との共催による「女性起業家入門講座」 		
2013 (平成25)	<ul style="list-style-type: none"> ・はだの男女共同社会フォーラム2013開催 ・キャリアデザイン講座 	<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者暴力防止法」改正（2014年施行） ・「ストーカー規制法」改正 ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる ・県「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」策定 	
2014 (平成26)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民推進会議活動の記録 設立20周年記念発行 ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2014開催 ・他市との共催による「女性のためのhappyビジネススキルアップ講座」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」の改正（2015年施行） ・「まち・ひと・しごと創生法」公布・施行 ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ・県「かながわDV防止・被害者支援プラン」策定 	
2015 (平成27)	<ul style="list-style-type: none"> ・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第1回～第2回）開催 ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2015開催 ・他市との共催による「女性のためのhappyビジネススキルアップ講座」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）」公布・施行（2016年完全施行） ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「配偶者暴力防止法」改正、施行 ・県 かながわ女性センターを県藤沢合同庁舎に移転し「かながわ男女共同参画センター」（かなテラス）に名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」採択

年	秦野市の動き	国・県の動き	世界の動き
2016 (平成28)	<ul style="list-style-type: none"> ・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第3回～第4回）開催 ・第3期はだの男女共同参画プラン策定 ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2016開催 ・他市との共催による「女性のためのhappyビジネススキルアップ講座」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」完全施行 ・「育児・介護休業法」改正（2017年施行） ・「男女雇用機会均等法」改正（2017年施行） ・「ストーカー規制法」改正（2017年施行） 	
2017 (平成29)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2017開催 ・他市との共催による「女性のためのhappyビジネススキルアップ講座」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「働き方改革実行計画」閣議決定 ・「男女雇用機会均等法」改正（2020年施行） 	
2018 (平成30)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2018開催 ・他市との共催による「女性のためのhappyビジネススキルアップ講座」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ・「育児・介護休業法」改正（2019年施行） ・県「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」策定 	
2019 (令和元)	<ul style="list-style-type: none"> ・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第1回）開催 ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2019開催 ・他市との共催による「女性のためのhappyビジネススキルアップ講座」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性活躍推進法」改正（2022年度全面施行） ・「育児・介護休業法」改正（2021年施行） 	
2020 (令和2)	<ul style="list-style-type: none"> ・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第2回～第5回）開催 ・男女共同参画職員研修 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・第64回国連婦人の地位委員会「北京+25」開催
2021 (令和3)	<ul style="list-style-type: none"> ・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第6回）開催 ・第4期はだの男女共同参画プラン策定 ・秦野市犯罪被害者等支援条例制定（2022年施行） 	<ul style="list-style-type: none"> ・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行 ・「育児・介護休業法」改正（2022、2023年施行） 	
2022 (令和4)	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画職員研修 ・秦野市人権施策推進指針改定 ・はだの男女共同社会フォーラム2022開催 ・他市との共催による「女性のためのhappyビジネススキルアップ講座」 	<ul style="list-style-type: none"> ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布（2024年施行） ・「AV出演被害防止・救済法」公布、施行 	
2023 (令和5)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民推進会議活動の記録 設立30周年記念発行 ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2023開催 ・他市との共催による「女性のためのhappyビジネススキルアップ講座」 	<ul style="list-style-type: none"> ・県「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」策定 ・「配偶者暴力防止法」改正（2024年施行） ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布・施行 	
2024 (令和6)	<ul style="list-style-type: none"> ・市議会が衆参両院及び政府に対し「女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書」を提出 ・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第1回）開催 ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2024開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正（2025年施行） ・「女性活躍推進法」改正・施行 	
2025 (令和7)	<ul style="list-style-type: none"> ・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第2回～第5回）開催 ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同参画フォーラム2025開催 ・他市との共催による「女性のためのhappyビジネススキルアップ講座」 ・「はだの市民が創る男女共同参画推進会議」へ名称変更 	<ul style="list-style-type: none"> ・「第6次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「女性活躍推進法」改正（10年延長）（2026年施行） ・初の女性内閣総理大臣が誕生 	
2026 (令和8)	<ul style="list-style-type: none"> ・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第6回）開催 ・第5期はだの男女共同参画プラン策定 		

附属資料2 関係法令等

(1)	日本国憲法	83
(2)	男女共同参画社会基本法	85
	男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議	88
(3)	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	91
(4)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	94
(5)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	105
(6)	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	114
(7)	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	116

(1) 日本国憲法（抜粋）

昭和 21 年 11 月 3 日公布
昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

(2) 男女共同参画社会基本法 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年七月十六日法律第百二号
平成十一年十二月二十二日法律第六十号
令和七年六月二十七日法律第八十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形

成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女

共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計

画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に

ついで苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の

形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任

者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

(2-1) 男女共同参画社会基本法案に対する 附帯決議

平成 11 年 5 月 21 日 参議院総務委員会

一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。

一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO 第 156 号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も

共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。

一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十全に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。

一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講ずること。

一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。

一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソンの機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。

男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

右決議する。

(2-2) 男女共同参画社会基本法案に対する 附帯決議

平成 11 年 6 月 11 日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO 第 156 号条約の趣旨に沿い、両立

のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。

一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。

一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。

一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

(2-3) 男女共同参画社会基本法案に対する 附帯決議

令和7年6月11日 衆議院内閣委員会

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）の目的を女性教育の振興にとどめず男女共同参画促進施策の推進とすることに鑑み、機構及び男女共同参画センター（以下「センター」という。）について、その認知度の向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を社会全体で促進するための活用の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

二 機構の主たる事務所について、引き続き埼玉

県比企郡嵐山町に存置する方針であることに鑑み、政府の男女共同参画施策に係る部局との緊密な連携の在り方、機構から全国各地への効率的なアウトリーチの手法等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

三 機構から埼玉県への土地の返還に当たっては、その具体的な方法及び時期について、埼玉県及び嵐山町との間で丁寧な協議を行うこと。また、機構の有する施設については、同町に設置されることの利点を生かしつつ、必要性の低い施設を温存することのないよう合理化や効率化を徹底し、男女共同参画の中核的組織としてふさわしい活用が行われるよう留意すること。あわせて、原状回復の在り方について埼玉県が研修棟や宿泊棟の民間による活用を望む場合には、県の検討等に協力すること。

四 男女共同参画の施策の推進に当たっては、地方自治体と丁寧なコミュニケーションを図ること。また、全国のセンターに対し、その機能を充実させるための支援を行うとともに、各地でセンターが十分な機能を発揮することができるよう、広域的な連携・協力体制の構築を後押しすること。

五 機構の有効性及び必要性を不断に検証し、社会情勢や行政需要の変化に応じて機能や主たる事務所の設置場所を含め組織体制の見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

(2-4) 男女共同参画社会基本法案に対する 附帯決議

令和7年6月19日 参議院内閣委員会

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）の目的を男女共同参画促進施策の推進とすることに鑑み、機構及び男女共同参画センター（以下「センター」という。）について、その認知度の向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を社会全体で促進するための活用の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。その際には、女子差別撤廃条約にのっとりジェンダー平等の実現に向けた取組を促進することに十分留意すること。

二 機構の主たる事務所について、引き続き埼玉県比企郡嵐山町に存置する方針であることに鑑み、政府の男女共同参画施策に係る部局との緊

密な連携の在り方等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

三 機構から埼玉県への土地の返還に当たっては、その具体的な方法及び時期について、埼玉県及び嵐山町との間で丁寧な協議を行い、原状回復の在り方について埼玉県が研修棟や宿泊棟等の民間による活用を望む場合には、県の検討等に協力すること。また、機構の有する施設については、同町に設置されることの利点を生かしつつ、各施設の必要性を十分に検討した上で、男女共同参画の中核的組織としてふさわしい活用が行われるよう留意すること。

四 多数の地方公共団体が予算・人員の不足等の理由からセンターを設置していない現状等を踏まえ、男女共同参画の施策の推進に当たっては、地方公共団体と丁寧なコミュニケーションを図り、地域間格差の解消に努めること。また、全国のセンターに対する機構のバックアップ機能を高めるとともに、各地でセンターが行う取組の底上げを実現できるよう、広域的な連携・協力体制の構築を後押しすること。

五 センターにおける各種事業は、男女共同参画に関する専門性を必要とする公務労働であるにもかかわらず、非常勤職員等の非正規公務員が低賃金で従事している場合があることに鑑み、職務と賃金の不均衡を是正すべく、地方公共団体による実態の把握と処遇改善等の取組を促すこと。

六 機構の有効性及び必要性を不断に検証し、社会情勢や行政需要の変化に応じて機能や主たる事務所の設置場所を含め組織体制の見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

右決議する。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

（仕事と生活の調和推進官民トップ会議 平成 19 年 12 月 18 日策定、平成 22 年 6 月 29 日新合意）

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実に直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を發揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

〔いま何故仕事と生活の調和が必要なのか〕

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、
・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、
・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねな

い、
・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む
など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方
・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域

が抱える諸問題が少子化の大きな要因の1つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあっては、社会全体として女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

(多様な働き方の模索)

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

(多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性)

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働

き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

(明日への投資)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

〔仕事と生活の調和が実現した社会の姿〕

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現で

きる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

1. 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

2. 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

3. 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定

めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

(企業と働く者)

(1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

(国民)

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

(地方公共団体)

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成十三年法律第三十一号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

(定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用につい

て、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。

3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。

4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、

当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。))を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはなら

ないことを命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等を行うこと。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等を行うこと。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該

位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

る。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。

一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれがあるときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる

地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地
（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれがあることを認めるに足りる申立ての時にける事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時にける事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力

又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあつては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めらるるに足りる申立ての時に於ける事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又

は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によつてする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであつて、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は裁判所書記官に対してするものを含む。）については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。）と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いてすることができる。

2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。

3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたフ

ファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。

4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等（署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。）をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。

5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。

6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を

及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項までの規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を発した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。

3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を発した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。

る。

4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。

5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。

7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。

(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が発せられた後に当該発せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を発するものとする。ただし、当該退去等命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

(事件の記録の閲覧等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にとっては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第

百十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第五十一条第三項、第六十条第二項、第八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百十五條第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。)を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	百十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第一百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法

第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護

命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市町村の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用

四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

(この法律の準用)

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定(同条を除く。)中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手(以下「特定関係者」という。)
	、被害者	、被害者(特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第	配偶者	特定関係者

十一条第二項第二号及び第三項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項		
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令(前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。)に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項(第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項(第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第七条、第九条(配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。)、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並

びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

(検討)

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成16年6月2日法律第64号)
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(次項において「旧法」という。)第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成19年7月11日法律第113号)
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件

については、なお従前の例による。

附 則 (平成25年7月3日法律第72号)
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則 (平成26年4月23日法律第28号)
(施行期日)

第一条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成26年10月1日

附 則 (令和元年6月26日法律第46号)
(施行期日)

第一条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定
公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性とその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項

ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
- 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項

3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の

推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした

一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 計画期間

二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主（常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第八条第一項に規定する一般事業主（前項に規定する一般事業主を除く。）は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

（職業指導等の措置等）

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置

を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（財政上の措置等）

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

（国等からの受注機会の増大）

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

（啓発活動）

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

（情報の収集、整理及び提供）

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

（協議会）

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにす

るため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

（秘密保持義務）

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

（協議会の定める事項）

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

第五章 雑則

（報告の徴収並びに助言、指導及び勧告）

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

（公表）

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合に

において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

（権限の委任）

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

（政令への委任）

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の

代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八條の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・令七法六三・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号)

抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を

加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。)、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六條から第二十八條まで及び第三十二條の規定並びに附則第三十三條(次号に掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げる規定にあつては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を

超えない範囲内において政令で定める日
(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定(一号に掲げる改正規定並びに職業安定法の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四十七条の三」に改める部分に限る。)、同法第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章中第四十八条の前に一条を加える改正規定を除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一項を加える改正規定、同法第十五条の二第一項の改正規定及び同法第十八条に一項を加える改正規定を除く。)並びに次条並びに附則第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十一条中国国家公務員退職手当法第十条第十項の改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)第四条第二項及び第十八条の改正規定並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十五条第一項」と)を削る部分を除く。)並びに附則第十五条から第二十二條まで、第二十四条、第二十五条及び第二十七條の規定 令和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この

法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄
(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等一部改正法等」という。)の施行前にした行為の処罰については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期

拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄 (施行期日)

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日＝令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月一日法律第六三号) 抄 (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定(「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。)、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項(見出しを含む。)の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。)並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の四の改正規定(「昭和四十一年法律第百三十二号」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。) 令和八年四月一日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め

る。

(検討)

第八条の二 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令和五年法律第二十五号)第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(6) 政治分野における男女共同参画の推進 に関する法律

平成三十年法律第二十八号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役

割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資

する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(7) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

令和四年法律第五十二号

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

(基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目

なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

(基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第三章 女性相談支援センターによる支援等

(女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復

を図るため、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援

センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県（女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項（第四号から第六号までを除く。）並びに第二十二条第一項及び第二項第一号において同じ。）は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員（以下「女性相談支援員」という。）を置くものとする。

2 市町村（女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十二条第二項第二号において同じ。）は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと（以下「自立支援」とい

う。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法(昭和三十二年法律第九十八号)に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法(昭和三十四年法律第三百三十九号)に定める人権擁護委員、保護司法(昭和三十五年法律第二百四号)に定める保護司及び更生保護事業法(平成七年法律第八十六号)に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者(以下この条において「関係機関等」という。)により構成される会議(以下この条において「支援調整会議」という。)を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、自己がかけがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けることができるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。）を支

弁しなければならない。

一 女性相談支援センターに要する費用（次号に掲げる費用を除く。）

二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護（同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援（市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用（前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。）の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、

都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあつては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関

係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

（検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途として、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

(政令への委任)

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(平成 26 年 9 月 5 日規則第 30 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和 33 年秦野市条例第 6 号）第 2 条の規定により設置される秦野市男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 委員会は、8 名の委員により組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) はだの市民が創る男女共同社会推進会議の構成員
- (3) 公募の市民
- (4) 市内の事業者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、会議の秩序維持のためその他会議の運営上必要と認めるときは、委員会の議決によりこれを非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第7条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。
2 議事録には、会長及び会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附属資料 4

秦野市男女共同参画計画策定委員会委員名簿

職名	氏名	所属等
会長	松原 沙織	獨協大学経済学部教授
副会長	山谷 洋子	はだの市民が創る男女共同参画推進会議
委員	白鳥 光子	はだの市民が創る男女共同参画推進会議
委員	清水 勝國	はだの市民が創る男女共同参画推進会議
委員	林 節子	公 募
委員	串田 浩	秦野商工会議所
委員	小島 敏雄	秦野市農業協同組合
委員	藤井 亮輔	西湘地域連合

用語解説（索引）

【ア行】

アンコンシャス・バイアス — P 2, 6, 45, 67

P20「●コラム3 アンコンシャス・バイアス」参照

インクルーシブな社会 — P 5

性別、年齢、国籍、障害の有無、性的指向、性自認（ジェンダーアイデンティティ）などにおける様々な属性を持つ人々が、その属性に基づき排除されることのない包摂的な社会。インクルーシブは、「包含する」、「包摂的な」の意。

SDGs — P 4, 5, 6, 37, 38, 67

P22「●コラム5 SDGs（エス・ディー・ジーズ）」参照

NPO — P 16

様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称。

収益を目的とする事業を行うこと自体は認められるが、事業で得た収益は様々な社会貢献活動に充てることとなる。

エンパワーメント — P 22, 46, 47, 48

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、及びそうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し、行動していくことをいう。社会の対等な構成員として、判断力や企画力、表現力、経済力、技術力、決定力、行動力など多様な能力を身につけ、自らの生き方を選択しあらゆる意思決定過程に参画し、自己実現を図り、自立や自己決定・自己責任など、自らが社会を変革することを含む幅広い概念。

【カ行】

かながわ女性元年 — P 16

神奈川の女性行政の3本柱である「かながわ女性センター」「かながわ女性プラン」「かながわ女性会議」がそろう、それぞれの活動がスタートした昭和57年（1982年）のこと。

グループホーム（認知症対応型共同生活介護） — P 52

認知症の高齢者や障害をもつ人等が、専門スタッフの支援を受けながら共同生活を送る施設。少人数で家庭的な環境で生活することで、認知症の進行を緩和したり、自立を促したりすることを目的としている。

ケアワーク — P 5

家事・育児・介護などの家庭における無償労働。

こども家庭センター — P 49, 65

市町村が実施主体となり、保健師、ソーシャルワーカー等を配置し、妊娠・出産・子育て等に関する各種の相談に応じ、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う拠点。

固定的な性別役割分担意識 — P 2, 6, 16, 29, 31, 41, 44-46, 48, 49, 53, 54, 65, 67-71

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

（P 20 「●コラム 2 性別役割分担意識」参照）

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 — P 11, 13, 17, 18, 37

女性が日常生活や社会生活で直面する困難な問題に対応し、人権が尊重され、安心して自立した生活を送れる社会の実現に寄与することを目的に策定された法律。令和 6 年に施行。11 頁～13 頁参照。

【サ行】

ジェンダーアイデンティティ — P 14, 15, 40, 44, 60, 74, 76

自分自身の性をどのように認識しているかという、性自認のこと。心の性別とも呼ばれる。心の性別とも呼ばれる。男性、女性、またはそのどちらでもない、定まっていない、変動するなど、様々な性自認がある。

ジェンダー統計 — P 69, 71, 72

男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。

女性活躍行動計画 — P 43, 44, 70, 72

女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画。

女性職員の一層の活躍を推進するため、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第15条に基づき、「秦野市職員（ひと）づくり基本方針」及び「子育てを支援するための職員行動計画」と併せて策定した行動計画。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法） — P 1, 8, 9, 27, 37, 38, 75

自らの意思によって仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して策定された法律。平成27年に公布・施行。8頁～9頁参照。

審議会 — P 24, 42, 46, 47

本市の附属機関。附属機関とは、市長その他執行機関の長の求めに応じてその必要な調査、審議、審査、調停等を行うため、地方自治法に基づき法律又は条令により設置する機関。

性的指向 — P 5, 14, 15, 40, 44, 60, 63, 74, 76

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。

具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指す。

積極的改善措置（ポジティブ・アクション） — P 46

男女共同参画社会基本法における「積極的改善措置」について、同法逐条解説（内閣府男女共同参画局ホームページ）に、次のとおり解説されている。

積極的改善措置は男女共同参画社会の形成のための重要な概念であり、いわゆるポジティブ・アクションのことである。社会的・経済的な格差が現実に存在するところでは、法律上抽象的に認められた「機会の平等」は形式的なものにすぎず、この機会の利用は現実には困難なことも多々ある。個々の活動の場において少数の性の側が置かれた状況を考慮して、それらの者に現実に機会を利用しうような実質的な「機会の平等」が求められる。この実質的な機会の平等を担保するための措置が、積極的改善措置である。（中略）

基本法において定義された積極的改善措置は、女性だけでなく、男性も対象としており、本定義規定により、後述する国、地方公共団体の「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」に必ず含まれることになる。

現状では、女性の活動の場が少ないことから女性を対象とした積極的改善措置が多く、例えば、国、地方公共団体の審議会委員における女性委員の参画の促進が行われている。これは、一定の目標とその達成のための期限を設定して女性と男性の置かれた現状を把握しつつ、女性の参画を関係機関が自主的に促進する取組（ゴール・アンド・タイムテーブル方式※）というポジティブ・アクションの手法である。

※ 指導的地位に就く女性等の数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する手法)

【タ行】

多様な性のあり方 — P 15, 35, 36, 60, 61

性的指向、性自認（ジェンダーアイデンティティ）、生物学的性別に基づく性のあり方（セクシュアリティ）は、一人ひとり異なること。

（P63「●コラム9 多様な性のあり方」参照）

男女共同参画社会 — P 1-6, 8, 10, 16, 19, 30, 31, 37-45, 49, 53, 56, 57, 59, 64, 67, 68, 74

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

男女共同参画社会基本法 — P 2-4, 8, 10, 37, 38, 40, 45

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年に公布・施行された法律。2頁～4頁参照。

男女雇用機会均等法 — P 48

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。職場における男女の差別を禁止し、募集・採用・昇給・昇進などの面で男女とも平等に扱うことを定めた法律。昭和60年に公布、昭和61年施行。

地域高齢者支援センター — P 52

平成18年4月1日から地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を、包括的に支援することを目的として設置された地域包括支援センターで、高齢者が住み慣れた家や地域で自分らしい生活を送るため、福祉や健康、介護に関する専門の職員が相談を受ける総合的な窓口となる機関。

現在は7箇所体制。

DV（ドメスティック・バイオレンス） — P 7, 13, 17, 18, 32, 58, 61, 69

P59「●コラム7 ドメスティック・バイオレンス（DV）」参照

【ナ行】

認定こども園 — P50, 51

教育と保育を一体的に行う施設で、0歳から就学前の子どもが対象。
保育は保護者の就労時間等に応じた認定が必要。

【ハ行】

パートナーシップ宣誓制度 — P35, 39, 60, 61

お互いを人生のパートナーとして尊重し、相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束したパートナーシップの関係にあることを宣誓した2人に、市が、パートナーシップ宣誓書受領証等を交付する制度。令和5年7月1日開始。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法） — P7, 58

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。平成13年公布・施行。

平成25年の改正により、法律名が「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。

被害者が男性の場合もこの法律の対象となる。7頁～8頁参照。

秦野市犯罪被害者等支援条例 — P36, 58

犯罪被害に遭われた方やその家族が、地域で安心して日常生活を取り戻すことができるよう、また市民が安心して暮らすことができるよう制定した。令和4年4月1日施行。条例に基づき、犯罪被害者等に対する支援金の支給、日常生活支援、法律相談、カウンセリングを行うほか、市民に対する周知・啓発を実施するなど、犯罪被害者等を地域社会全体で支える取組に努める。

ファミリー・サポート・センター — P50, 51

仕事や急な用事で、「子供を保育施設へ送迎してほしい」「少しの時間、面倒を見てほしい」など、子育てをしている親の悩みを地域の人たちで解決する取組み。本市では平成12年から始まり、依頼者も支援者も事務局に登録する会員制。

保育コンシェルジュ — P32

就学前のお子様の預け先に関する相談に応じ、認可保育所のほか、一時預かり事業、幼稚園型預かり保育、ファミリーサポートセンターなどの保育サービスについて情報提供する相談員。

ポジティブ・アクション

⇒「積極的改善措置」

【マ行】

メディア・リテラシー — P68

メディアの情報を主体的に読み解いて、必要な情報を引き出し、その真偽を見抜き、活用する能力のこと。

【ヤ行】

要配慮者 — P66

高齢者、障害者、乳幼児等、防災対策において特に配慮を要する方。

【ワ行】

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和） — P 2, 6, 14-17, 44, 46-48, 53, 54, 70-73, 74, 76

P55「●コラム6 ワーク・ライフ・バランス」参照。

仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりが人生の各段階に応じて、職場、家庭、地域等での責任を果たしながら、多様な働き方、豊かな生き方を選択できる社会。

平成19年12月、仕事と生活の調和推進官民トップ会議は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（P91参照）を策定した（平成22年6月29日新合意により改定）。

第5期はだの男女共同参画プラン

令和〇年(〇〇〇〇年)〇月発行

編集発行 秦野市くらし安心部市民相談人権課

秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-82-5111 (代表)

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp>